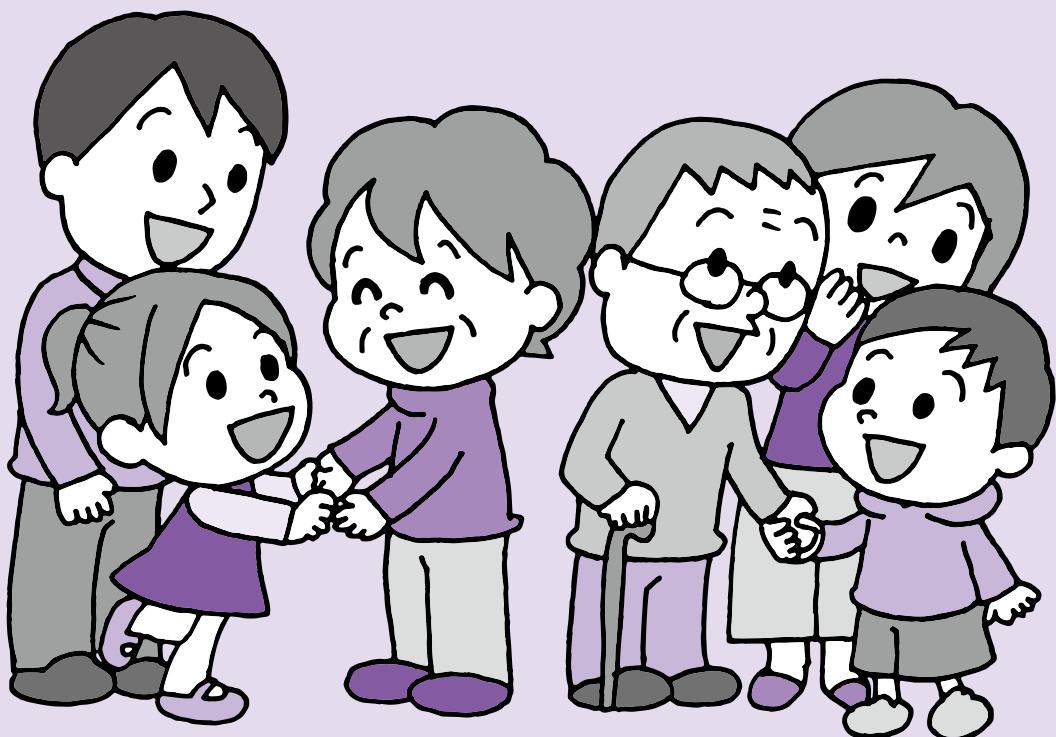


高齢者 暮らしに生かそう サービスガイド

介護・福祉・保健・医療に関するサービス案内版

(令和5年10月版)

※介護保険施設等の詳細は、「高齢者施設利用のためのガイドブック」をご覧ください。



もくじ

●介護保険 2~53

■介護保険制度のしくみ	2
■サービス利用までの流れ	4
■サービスを利用するまでの手続き	6
■相談・苦情	11
■サービスを利用するときの負担と負担軽減	12
■利用できるサービス	
★介護予防・生活支援サービス	16
★介護予防サービス	19
★介護サービス	24
★福祉用具	32
★住宅改修	33
★介護保険施設等	34
■一般介護予防事業	44
■介護保険料	48
■要支援・要介護認定者等の状況	52

●介護保険以外のサービス 54~73

■在宅生活を支える高齢者福祉サービス	54
■権利擁護のためのサービス	58
■障がいのある人のためのサービス	61
■後期高齢者医療制度	63
■健康づくりのサービス	64
■こころの健康相談・難病の方のためのサービス	66
■社会福祉協議会の高齢者サービス	70
■民生委員児童委員の活動	72
■その他の機関 お問合せ先	73

●高槻市内指定居宅介護支援事業所(ケアプランセンター) 74

●地域包括支援センター 76

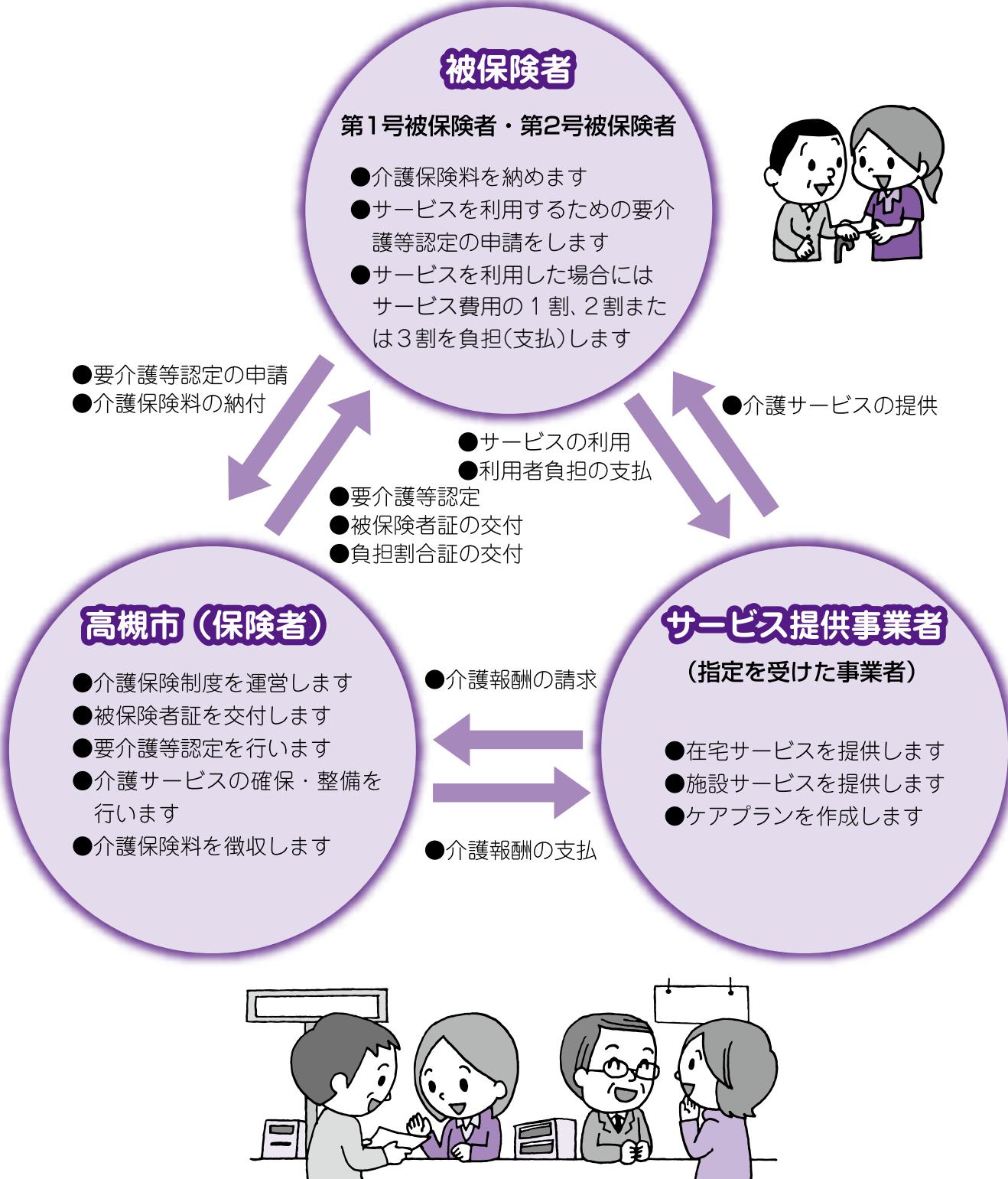
※今後、制度の変更などにより内容が変更される場合もありますので、ご利用にあたっては、担当窓口にご確認ください。

●介護保険制度のしくみ

介護をみんなで支えるしくみ

超高齢社会となった今、日本の高齢化率は年々上昇し、介護を必要とする人は増え続けています。しかも、少子化、介護者の高齢化など、家族だけで介護することは困難となってきています。

介護保険制度は、こうした介護への不安を解消するために、介護を社会全体で支えて、高齢者の自立を助けることを目的として平成12年4月から始まりました。

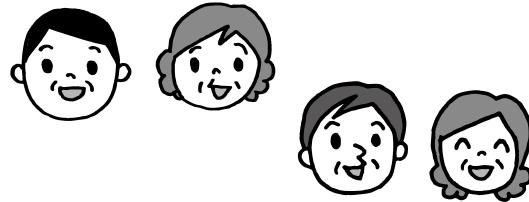


介護保険は、どのように運営されているのでしょうか？

介護保険制度は、わたしたちの住む高槻市が保険者として運営し、40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときにサービスを利用するしくみです。

加入するの？

介護保険は社会保険制度ですから、本人の希望やサービスを利用する、しないにかかわらず、原則として高槻市にお住まいの40歳以上のみなさんが、介護保険の加入者となります。



第1号被保険者

市内に住んでいる65歳以上の方

65歳になると市から介護保険被保険者証が郵送により交付されます。認定申請の際に必要となりますので、大切に保管してください。

要介護等認定申請を行い、日常生活に介護や支援が必要であると認定されると、介護サービスを利用できます。

第2号被保険者

市内に住んでいて医療保険に加入している

40歳以上65歳未満の方

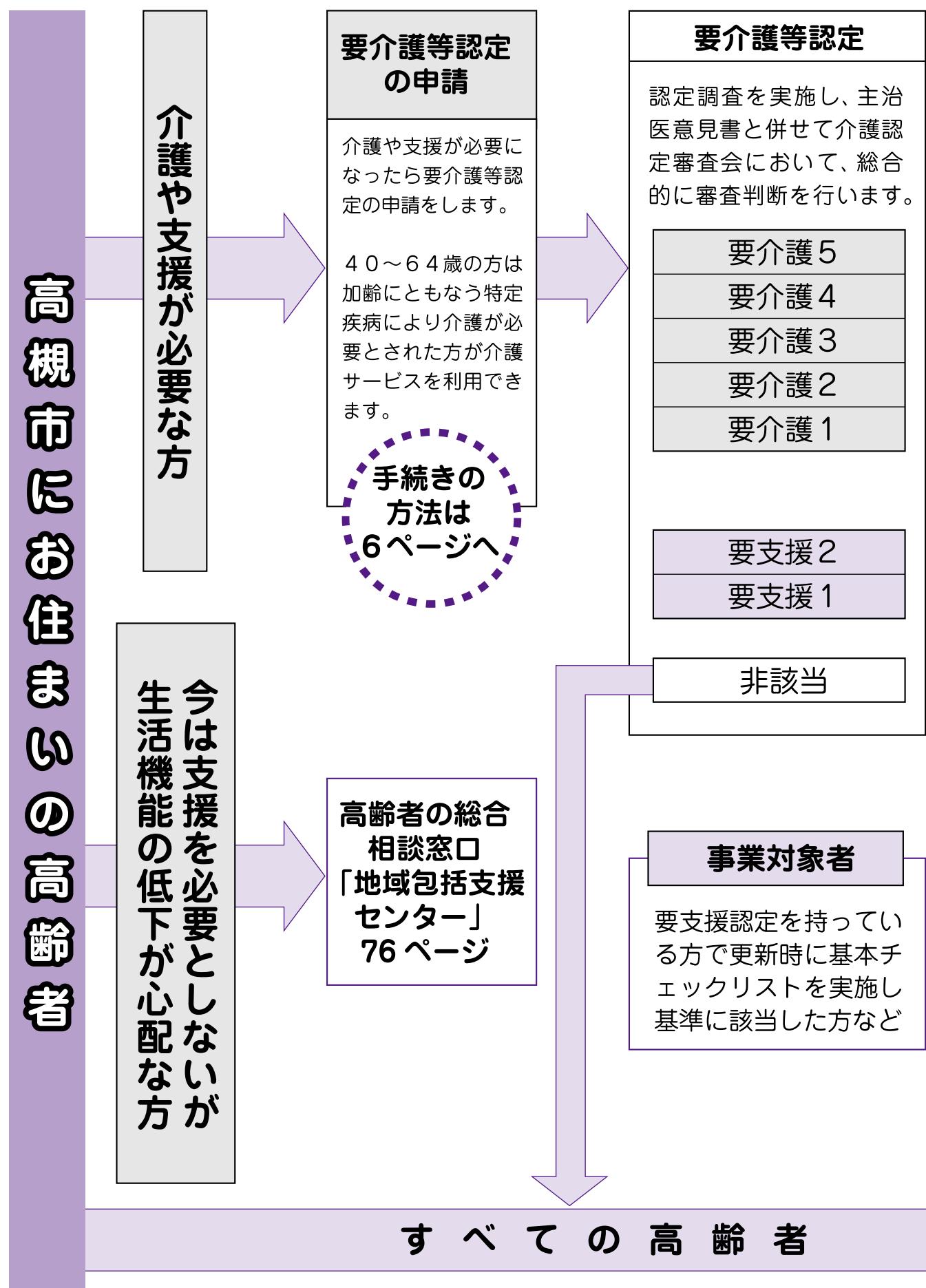
介護保険被保険者証は要介護等認定を受けられた場合などに交付されます。

加齢による病気（※特定疾病）が原因で、日常生活に介護や支援が必要であると認定されると、介護サービスを利用できます。

〔※特定疾病 加齢との関係がある疾患で次の16疾事が指定されています。〕

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| ①筋萎縮性側索硬化症 | ⑩脳血管疾患 |
| ②後縦靭帯骨化症 | ⑪パーキンソン病関連疾患 |
| ③骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑫閉塞性動脈硬化症 |
| ④多系統萎縮症 | ⑬関節リウマチ |
| ⑤初老期における認知症 | ⑭慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑥脊髄小脳変性症 | ⑮両側の膝関節又は両側の股関節に
著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ⑦脊柱管狭窄症 | ⑯がん末期 |
| ⑧早老症 | |
| ⑨糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、
糖尿病性神経障害 | |

サービス利用までの流れ



介護保険の介護サービスを利用できます

介護が必要な方

居宅介護支援事業所のケアマネジャーや入所施設のケアマネジャー等が利用者の状況に応じたケアプランを作成します。

できる限り住み慣れた地域で生活できるよう創設された、高槻市内の地域密着型サービスは、原則高槻市民の方がご利用になれます。

在宅サービスは
24~28・32~33
ページ

地域密着型
サービスは
29~31ページ

介護保険施設
34~39ページ
※入所要件について
は34ページ

介護保険の介護予防サービスを利用できます

支援が必要な方

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）職員が利用者の状況に応じた介護予防ケアプランを作成します。利用者は介護予防ケアプランに基づいて介護予防サービスを利用します。

できる限り住み慣れた地域で生活できるよう創設された、高槻市内の地域密着型サービスは、原則高槻市民の方がご利用になれます。

在宅サービスは
19~22・32~33
ページ

地域密着型
介護予防
サービスは
23ページ

介護予防・生活支援サービスを利用できます

地域包括支援センターの職員等が利用者の状況に応じたケアプランを作成します。

利用者はケアプランに基づいて介護予防・生活支援サービスを利用します。

訪問型サービス
16ページ
通所型サービス
17ページ

一般介護予防事業

●高槻市ますます元気大作戦！

すべての高齢者を対象とした介護予防の取り組みです。

今の生活機能を維持・向上するために、介護予防教室や出前講座などを開催しています。

44~47ページ

介護予防・日常生活支援総合事業

サービスを利用するまでの手続き

●サービスを利用するまでの手続き

介護保険のサービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

申請

本人または家族が、市の長寿介護課窓口（市役所本館1階）に申請します。
申請は、指定居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、介護保険施設などに代行を依頼できます。

必要書類

- ・要介護認定・要支援認定申請書
(市や申請代行事業者の窓口に置いてあります。また、市ホームページから申請書をダウンロードできます。)
※申請書には個人番号（マイナンバー）、医療保険被保険者番号等の記載が必要です。
- ・介護保険被保険者証
- ・主治医意見書
(主治医に意見書作成を依頼してください。主治医が高槻市・島本町以外の場合や大阪医科大学病院の場合には市から依頼するため、申請時には必要ありません。その場合も受診時には本人又は家族より主治医に主治医意見書作成の声かけをしてください。)
- ・健康保険被保険者証（第2号被保険者の方のみ）

要介護認定・要支援認定申請書のダウンロード

005831

高槻市ホームページ (<https://www.city.takatsuki.osaka.jp>) にアクセスし、「ページID検索」画面に「005831」を入力・検索していただくと申請書をダウンロードできます。

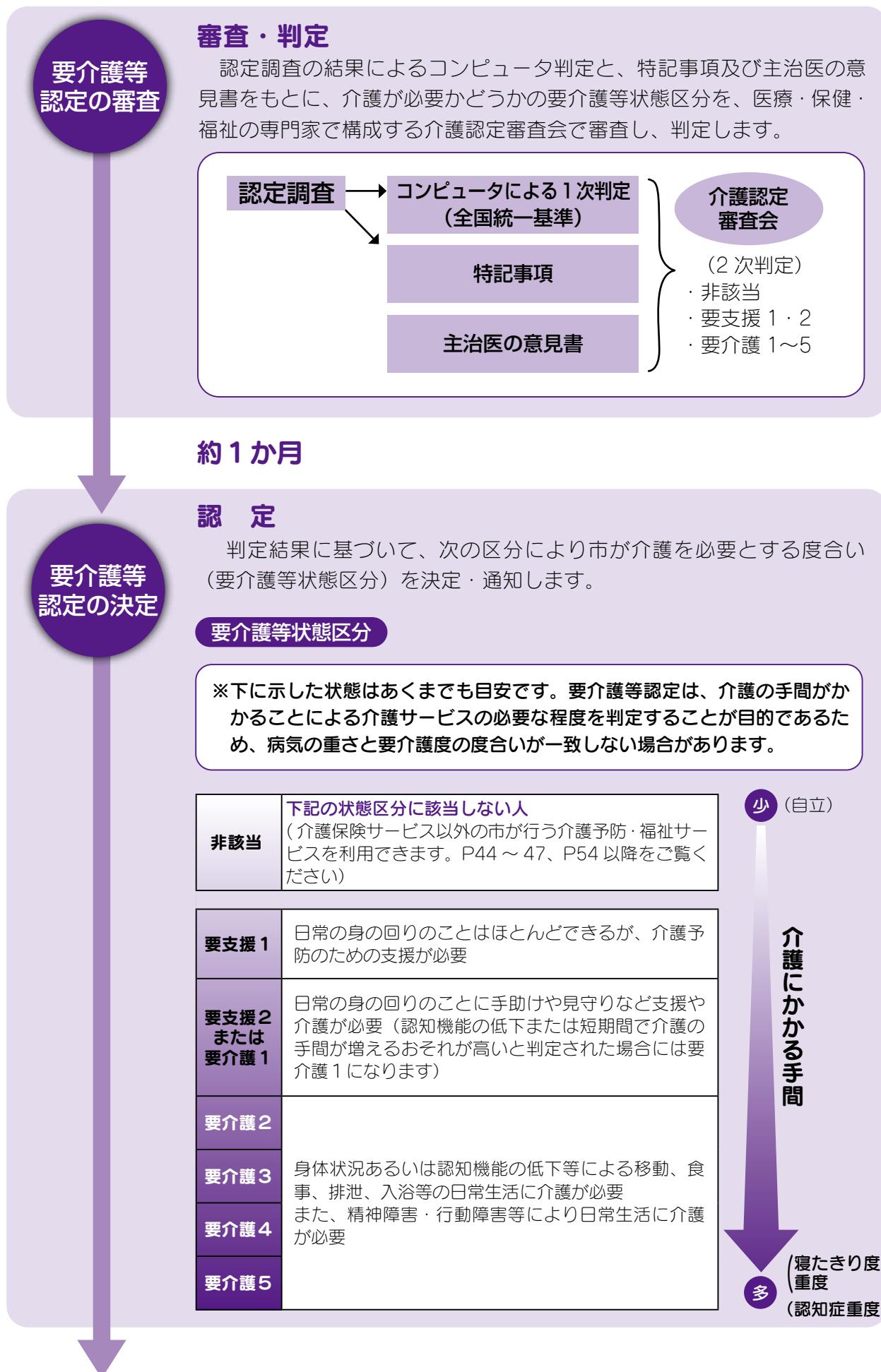
要介護等認定の調査

市の職員や市から委託されたケアマネジャー（介護支援専門員）等がご自宅などを訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。

調査項目（基本調査の抜粋、全国共通）

- | | | |
|-----------|-------|-----------|
| ・麻痺等の有無 | ・聴力 | ・意思伝達 |
| ・関節可動域の制限 | ・移乗 | ・記憶、理解等 |
| ・寝返り | ・移動 | ・問題行動等 |
| ・起き上がり | ・えん下 | ・薬の内服 |
| ・座位保持 | ・食事摂取 | ・金銭の管理 |
| ・両足での立位 | ・排尿 | ・日常の意思決定 |
| ・歩行 | ・排便 | ・集団への不適応 |
| ・立ち上がり | ・口腔清潔 | ・買い物 |
| ・片足での立位 | ・洗顔 | ・簡単な調理 |
| ・洗身 | ・整髪 | ・特別な医療の有無 |
| ・つめ切り | ・衣服着脱 | |
| ・視力 | ・外出頻度 | |

※上記の調査項目に盛り込めない事項などについては、認定調査員が特記事項として記入します。



要介護等認定の通知

認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、本人に通知します。

※市からは、認定結果通知書と被保険者証が届きます。

認定結果通知書

要介護等状態区分、認定の有効期間などが記載されています。

被保険者証

要介護等状態区分、認定年月日、認定の有効期間、支給限度額、介護予防（居宅介護）サービス計画作成事業所、介護認定審査会の意見などが記載されています。

○更新の認定申請など

- ①認定の有効期間は、新規申請、区分変更申請の場合は原則6か月、更新申請の場合は原則12か月です（状態等により期間を短縮・延長して定めことがあります）。引き続きサービスを利用する場合は、有効期間満了前に更新申請が必要です。（市では、有効期間満了60日前に更新申請の案内通知を行っています。）
- ②認定を受けてから心身の状態が変わった場合には、更新申請の時期を待たずに、要介護等状態区分の変更申請をすることができます。
- ③申請後、認定結果の通知を受ける前にサービスを利用する場合は、ケアマネジャーなどにご相談ください。
- ④認定結果に疑問などがある場合は、長寿介護課へご相談ください。また、大阪府介護保険審査会に審査請求をすることもできます。（詳しくは長寿介護課へお問い合わせください。）

ケアプランを作成

在宅での介護予防サービス等を利用する場合 (要支援1・2の方が対象)

本人や家族が、地域包括支援センターの職員などに、自立支援を目指した介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。

原則、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターがケアプランを作成しますので、認定結果が出た後に、市に届出書を提出します。ケアプラン作成費用は、全額保険給付となり自己負担はありません。

※計画は、自分で作成することもできます。

※介護予防・生活支援サービス（P.16）の計画は自己作成できません。

ケアプランを作成

居宅サービスを利用する場合（要介護1～5の方が対象）

本人や家族が、市に届出している居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）のケアマネジャーに、自立支援を目指した居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。

どの居宅介護支援事業所に作成を依頼するかを、認定結果が出た後に、市に届出書を提出します。ケアプラン作成費用は、全額保険給付となり、自己負担はありません。

※計画は、自分で作成することもできます。

施設サービス（要介護1～5の方が対象）を希望する場合

ケアマネジャーに相談を行うなどして、直接施設へ入所申込みをします。（入所要件につきましてはP34をご覧下さい。）

※入所した施設で、施設介護サービス計画が作成されます。

介護サービス利用のとき（介護予防サービスは住所により担当の地域包括支援センターが決まります。）

ケアマネジャーを選ぶためのポイント

①ケアプランや各々のサービスの目的など、利用者の希望だけにとらわれず、身体の状態や家族・家庭環境をふまえた目標の設定について、わかりやすく説明してくれますか。

②ケアプランは、

- ・利用するサービスが、寝たきりの防止やリハビリなど自立した生活を目指すためのものですか。
- ・サービスの回数は、必要な回数ですか。
- ・介護保険サービス以外のサービスも、必要であれば計画されていますか。

③サービスが始まってから利用者宅を訪問して、様子を尋ねてくれますか。

④利用者の話を十分に聞いて一緒に問題を解決したり、サービスに問題があった時、また状態が変化した時、ケアプランの見直しを含めて相談に乗ってくれますか。

⑤ケアマネジャーと、ホームヘルパーなどのサービス事業者の言うことに食い違いはありませんか。

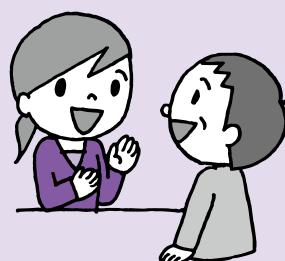
⑥家族（同居および別居）や、市役所、民生委員などに必要な連絡をするなど、こまめに動いてくれますか。

ケアマネジャーと契約をする時のポイント

①パンフレットや重要事項説明書を受け取っていますか。その中に、次のことが書かれていますか。

- ・事業所の名称、営業日、営業時間、電話番号
- ・ケアマネジャーの仕事の内容
- ・苦情相談する際の連絡先
- ・事故があった場合の対応方法や損害賠償
- ・事業所（ケアマネジャー）は必要であれば変更ができるということ
- ・事業所（ケアマネジャー）を変更する時の手続き方法など
- ・個人情報保護についての説明
- ・施設入所を希望した場合などの情報提供や紹介などの支援

②説明は親切でわかりやすいですか。



サービス提供事業者と契約

サービスを提供する事業者と契約

契約するときの注意

重要事項説明書の内容で、以下のことがわかりやすく説明されていますか。

サービス内容	利用者の状況にあったサービス内容や回数ですか。
契約期間	要介護等認定の有効期間に合わせた契約期間となっていますか。
利用者負担金	利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されていますか。
解約	利用者からの解約が認められる場合と、その手続きが明記されていますか。
損害賠償	サービス提供によって、損害賠償が生じた場合の賠償義務の取り決めが明記されていますか。
緊急時の対応	身体の調子が急に悪くなった時にどうすればよいか明記されていますか。
秘密保護	利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保護されるようになっていますか。

サービスを利用する

ケアプランに基づいて、サービス提供事業者からのサービスを利用します。原則として、サービス費用の1割、2割または3割が利用者負担となります。

サービスを提供する事業者には、さまざまなものがあります。市では、特定の事業者の紹介は行っていませんので、利用者自身が事業者を選ばなくてはなりません。
ケアマネジャーに相談したり、直接施設を見学したりして情報を収集しましょう。

〈サービス事業者を選ぶポイント〉

- ①契約する事業の種類ごとに、ケアマネジャーが作成したケアプランに基づいた介護計画書が作成され、利用者にわかりやすく説明されていますか。サービスの内容が変われば、介護計画書も変わります。これは一種の契約書になるもので、利用者とともに作りあげていくものです。
- ②営業日・営業時間など、利用したい時に事業所があいていますか。
- ③介護計画書に沿ったサービスが提供されていますか。
- ④ケアマネジャーと連携の取れたサービス内容ですか。
- ⑤利用者に合った自立支援に向けたサービスが提供されていますか。
- ⑥利用料や支払い方法が、わかりやすく説明されていますか。(サービスの内容によって、交通費などが必要な場合もあります。具体的に説明を受けられましたか。)
- ⑦介護保険が使えるサービスと使えないサービスが、はっきりとわかるように説明されていますか。
- ⑧意見や苦情の相談窓口(担当)がはっきりしていますか。また、利用者の気持ちを受けとめ、素早く適切に対応してくれますか。

○介護サービス情報公表システム <https://www kaigokensaku.mhlw.go.jp/>
介護保険サービス事業者情報について閲覧することができます。

●介護保険に関する相談や苦情の窓口は

介護保険に関する相談や苦情の窓口は、次のとおりですので、気軽にご相談ください。

事業者の 相談苦情窓口	サービス提供事業者には苦情相談窓口が設けられ、責任者がいますので気軽にご相談ください。また、ケアプランを作成したケアマネジャーにも相談できます。
市の介護保険 担当窓口 地域包括支援 センター	介護保険に関する疑問や悩み、苦情などは市の長寿介護課、福祉指導課や地域包括支援センターにご相談ください。 問合せ先 長寿介護課（要介護認定・保険給付について）（☎674-7167） 福祉指導課（サービス内容について）（☎674-7821） 地域包括支援センター（76～77ページをご覧ください）
介護サービス相談員	市では、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行うことで苦情の未然防止とサービスの質の確保を図ることを目的に、市内の入所施設・通所系サービス提供事業所を訪問して、利用者からの疑問や悩みなどの相談を受ける介護サービス相談員派遣等事業を実施しています。介護サービス相談員が事業所を訪問したとき、お気軽にご相談ください。
国保連合会 相談窓口	介護サービス等に関して苦情がある場合は、大阪府国民健康保険団体連合会の介護サービス苦情処理委員に申し立てることができます。 ※申立書は、市福祉指導課・長寿介護課にもあります。 申立先 大阪府国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員 〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課内 介護サービス苦情処理委員宛（☎06-6949-5418）

●介護認定や保険料賦課に納得がいかないときは

要介護等認定や保険料の賦課決定など、市が行った行政処分に不服があり、市の担当課に相談しても解決できず、また納得できない場合は、大阪府が設置する大阪府介護保険審査会に審査請求ができます。なお審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行う必要があります。

審査請求先

大阪府介護保険審査会

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号

大阪府福祉部高齢介護室 介護支援課内

大阪府介護保険審査会宛（☎06-6941-0351）（代表）

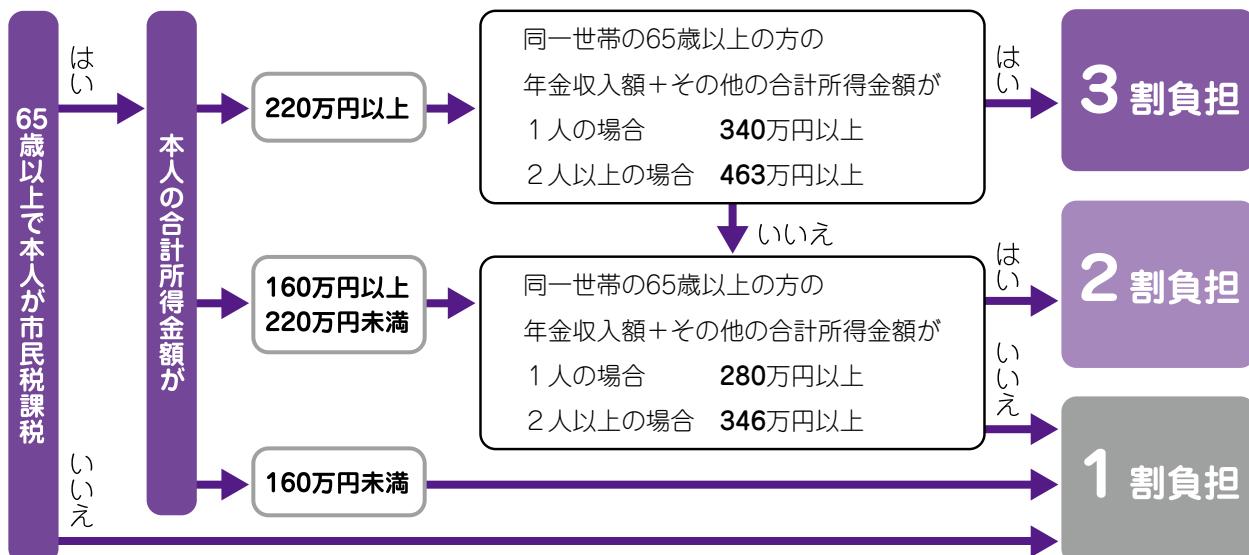


サービスを利用するときの負担と負担軽減

●サービスを利用するときの負担

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、サービス提供事業者に利用者負担として支払うのは、費用（保険給付の対象となる費用）の1割、2割または3割です。9割、8割または7割が介護保険から給付されます。施設に入所した場合や日帰りで通うサービスなどを利用する場合は、保険給付の対象となる費用の1割、2割または3割の他に、食費・居住費などが自己負担となります。

利用者負担割合の判定基準



- 40歳から64歳の方、生活保護を受給している方は1割負担です。
- 要介護等認定を受けられる方全員に1割、2割または3割の利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。「介護保険負担割合証」の適用期間は原則毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間で、前年の所得金額等に基づき毎年決定されます。
- 年金収入額には非課税年金（障害年金・遺族年金等）は含まれません。

在宅でのサービス利用限度額

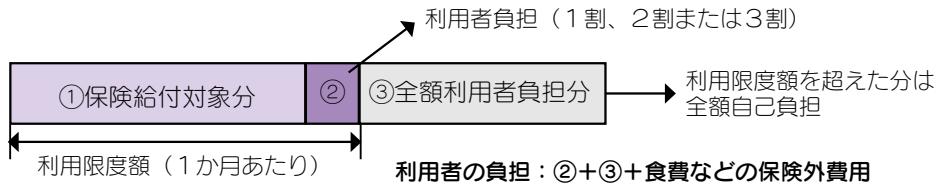
在宅で利用するサービスについては、要介護度に応じて利用できるサービスの上限額（1か月あたりの利用限度額）が決められています。

要介護等 状態区分	居宅サービス（1か月あたり）			特定福祉用具 購入費の 支給限度 基準額	住宅改修費の 支給限度 基準額
	利用限度単位	利用限度額	利用者負担額 (1割負担の場合)		
訪問介護 / 訪問入浴介護 / 訪問看護 / 訪問リハビリ / 通所介護 / 通所リハビリ / 福祉用具貸与 / 短期入所生活介護など					
要支援1	5,032単位	50,320円	5,032円	年間10万円 うち9割、 8割または7割 が給付されます	原則20万円 うち9割、 8割または7割 が給付されます
要支援2	10,531単位	105,310円	10,531円		
要介護1	16,765単位	167,650円	16,765円		
要介護2	19,705単位	197,050円	19,705円		
要介護3	27,048単位	270,480円	27,048円		
要介護4	30,938単位	309,380円	30,938円		
要介護5	36,217単位	362,170円	36,217円		

※表中の金額は1単位10円のサービスを受ける場合。受けるサービスの地域区分単価によって限度額は変わります。
※表中の「利用者負担額」は利用者負担割合が1割の方の場合。利用者負担割合が2割または3割の方は利用限度額に2割または3割を乗じた金額です。

上限を超えてサービスを利用した場合

在宅サービスについて、利用限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分の全て（10割）が利用者の負担となります。



短期入所サービス（ショートステイ）を利用するときの注意

連続利用日数は30日までです。連続して30日を超えない利用であっても、認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりません。

利用者負担に対する軽減

高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数のサービス利用者がいる場合にはその利用者負担の合計額）が、下表の所得等に応じた負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。（特定福祉用具購入費、住宅改修費、食費、居住費（滞在費）、日用品費、在宅での1か月あたりの利用限度額を超えたサービス利用実費分は対象となりません。）

高額介護サービス費の支給対象となるときは、後日、市より案内通知と申請書をお送りしますので、記入・押印の上、市に提出してください。

大阪府内の介護保険施設（特別養護老人ホーム（地域密着型含む）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）に入所される方は、高額介護サービス費の受け取りを施設に委任することにより、負担上限額のみを施設に支払う「高額介護サービス費受領委任払」制度を利用できます。

利用者負担区分		1か月の負担上限額
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の65歳以上の方がいる世帯の方		140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）以上 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の65歳以上の方がいる世帯の方		93,000円（世帯）
上記以外の市民税課税世帯の方		44,400円（世帯）
世帯全員が 市民税 非課税の方	年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える方	24,600円（世帯）
	・年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方 ・老齢福祉年金受給者の方	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
	生活保護の受給者の方	15,000円

※年金収入額には、非課税年金（障害年金・遺族年金等）は含まれません。

高額医療・高額介護合算制度

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における同一世帯内で、医療及び介護の両制度における1年間の自己負担額の合計額が著しく高額となり、下表の所得区分に応じた上限額を超えたときは、超えた額が「高額介護合算療養費」、「高額医療合算介護サービス費」として支給されます（500円未満の場合は支給されません）。

70歳未満の方

所得区分	基礎控除後の所得（※1）	限度額
ア	901万円を超える	212万円
イ	600万円超901万円以下	141万円
ウ	210万円超600万円以下	67万円
エ	210万円以下	60万円
オ	世帯全員が市民税非課税	34万円

70歳以上の方（平成30年8月以降）

所得区分	課税所得	限度額
現役並み 所得者	690万円以上	212万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	145万円以上380万円未満	67万円
一般	145万円未満	56万円
低所得者Ⅱ	世帯全員が市民税非課税	31万円
低所得者Ⅰ ※2	世帯全員が市民税非課税で必要経費・控除(年金控除は80万円で計算)を引くと収入が0円になる方	19万円

※1 基礎控除額は43万円です。

※2 低所得者Ⅰで同世帯に介護保険の利用者が複数いる場合は、介護保険からの支給額は上限額を31万円として再計算を行います。

●計算期間 每年8月1日から翌年7月31日までの1年間

●申請手続と支給

- ①後期高齢者医療制度、国民健康保険に加入し支給対象となる方（②に該当する場合を除く）に、翌年3月頃にお知らせと申請書が送付されます。記入・押印して医療保険の窓口に提出してください。
- ②被用者保険に加入の方、計算期間の1年間で加入する医療保険と介護保険に変更があった方にはお知らせできません。市の介護保険担当窓口で「自己負担額証明書」の交付を受け、医療保険の担当窓口に「自己負担額証明書」を添えて申請してください。
- ③支給は医療保険と介護保険双方から支給されます。医療分は「高額介護合算療養費」として、介護分は「高額医療合算介護サービス費」として、それぞれの負担割合に応じ支給されます。

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用される際に、利用者負担額などが軽減される制度です。軽減を受けるためには、利用される社会福祉法人等が軽減措置を実施している必要があります。実施の有無についてはサービス提供事業者にお問い合わせください。軽減の対象となる方は市に申請の上、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受け、サービス提供事業者に提示することによって軽減されます。

●対象者 **軽減対象者Ⅰ**：市町村民税世帯非課税者で次のすべてに該当し、市が生計困難と認めた方

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ②預貯金等の金額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ③世帯がその居住用の土地及び家屋、その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

軽減対象者Ⅱ：生活保護受給者で、施設入所や短期入所時、個室を利用される場合

※その他、災害や収入の著しい減少による利用者負担軽減制度もあります。（詳細はホームページをご覧ください。ページID 005690）

食費・居住費の負担軽減制度

介護保険施設（特別養護老人ホーム（地域密着型含む）・介護老人保健施設・療養型医療施設・介護医療院）に入所及び短期入所（ショートステイ）を利用する場合、食費と居住費（滞在費）は施設との契約によって決まりますが、下の条件に該当する方は、所得に応じた負担限度額までを自己負担とし、基準費用額との差額分は介護保険からの給付を受けることができます。対象となる方は、必ず申請書に必要書類を添付して市に申請してください。「負担限度額認定証」の交付を受け、ご利用になるサービス提供事業者に提示することによって下表のとおり利用料が軽減されます。グループホーム、有料老人ホームなどは対象となりません。

●負担限度額認定の要件

- 1 本人が市民税非課税世帯に属しているかつ配偶者が市民税非課税であること
※世帯が違っていても配偶者が市民税を課税されている場合は、軽減の対象にはなりません。
- 2 本人及び配偶者の所有する現金、預貯金等の資産合計が、下表利用者負担段階に応じた金額以下であること

●負担限度額（1日あたりの利用料）

対象者	所得の状況※2	預貯金等の資産※3の状況	食費	居住費（滞在費）の部屋別料金			
				ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
基準費用額※1			1,445円	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)※4	377円 (855円)※4
利用者負担段階	1	生活保護受給者の方等 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	300円	820円	490円 (320円)※4	0円
	2	市民税非課税世帯で年金収入額※6+その他の合計所得金額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	390円 【600円】※5	820円	490円 (420円)※4	370円
	3-①	市民税非課税世帯で年金収入額※6+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	650円 【1,000円】※5	1,310円	1,310円 (820円)※4	370円
	3-②	市民税非課税世帯で年金収入額※6+その他の合計所得金額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,360円 【1,300円】※5	1,310円	1,310円 (820円)※4	370円

※ 1 基準費用額とは、国が定める標準的な金額のことです。

※ 2 住民票上世帯が異なる（世帯分離）をしている配偶者（婚姻届出をしていない事実婚も含む）。DV 防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明等の場合は対象外）の所得も判断材料とします。

※ 3 預貯金等に含まれるものは、資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

※ 4 ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※ 5 【】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※ 6 年金収入額には、非課税年金を含みます。非課税年金とは、日本年金機構または共済組合等から支払われる遺族年金・障害年金を指し、年金保険者から通知される振込通知書等に「遺族」「障害」が印字された年金のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。弔慰金・給付金・恩給などは、判定の対象となりません。

申請時に預貯金等の資産や、配偶者の有無、配偶者の課税状況等の申告が必要となります。不正受給が判明した場合は、軽減額の返還に加えて最大で2倍の加算金を徴収することがあります。

課税世帯の食費・居住費の特例減額措置

上の制度に該当しない場合でも、世帯員の1人が施設に入所し食費・居住費を負担した場合に、在宅で生活される方が生計困難に陥らないよう、以下の条件をすべて満たす場合に入所者の食費・居住費が軽減される特例措置があります。詳しくはお問合せください。

1. 所属する世帯の構成員の数が2人以上（配偶者が同一世帯に属していないときはその配偶者も数に含む）
2. 介護保険施設（特別養護老人ホーム（地域密着型含む）・介護老人保健施設・療養型医療施設・介護医療院）に入所し、負担限度額認定非該当で食費・居住費を負担している
3. 世帯員及び配偶者について、公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年間見込みの合計額を除いた額が80万円以下である
4. 世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下である
5. 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない
6. 介護保険料を滞納していない

利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス

介護予防・生活支援サービスは、要介護等認定結果が要支援1、要支援2と認定された方、または事業対象者の方がご利用になれます。

利用者負担について

- (1) 介護予防訪問サービス・介護予防通所サービス・短時間通所サービスの利用者負担割合については「介護保険負担割合証」に記載された割合に基づき費用を負担していただきます。
「介護保険負担割合証」についてはP.12の「サービスを利用するときの負担」をご覧ください。
- (2) 生活援助訪問サービスは「介護保険負担割合証」に記載された割合別の、1回あたり定額制です。

- 介護予防訪問サービスと生活援助訪問サービスは、原則併用できません。
- 介護予防通所サービスと短時間通所サービスの併用はできません。
- 障がい福祉サービス事業者が指定を受けて実施する共生型訪問サービス・共生型通所サービスもあります。

サービスの種類		サービス内容																								
訪問型サービス（居宅への訪問で受けけるサービス）		<p>●訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問します。自力で困難な行為（掃除、買物、調理など）を同居家族の支えや他の代替サービスで利用できない場合に、ご本人ができるることはご本人が行えるよう配慮しつつ、サービスを提供します。</p>																								
介護予防訪問サービス		<table border="1"><thead><tr><th>要支援状態等</th><th>利用頻度</th><th>所定単位 (1月につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業対象者 要支援1 要支援2</td><td>週1回程度</td><td>1,176単位</td><td>12,747円</td><td>1,275円</td></tr><tr><td></td><td>週2回程度</td><td>2,349単位</td><td>25,463円</td><td>2,547円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>週2回を超える程度</td><td>3,727単位</td><td>40,400円</td><td>4,040円</td></tr></tbody></table>					要支援状態等	利用頻度	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	事業対象者 要支援1 要支援2	週1回程度	1,176単位	12,747円	1,275円		週2回程度	2,349単位	25,463円	2,547円	要支援2	週2回を超える程度	3,727単位	40,400円	4,040円
要支援状態等	利用頻度	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																						
事業対象者 要支援1 要支援2	週1回程度	1,176単位	12,747円	1,275円																						
	週2回程度	2,349単位	25,463円	2,547円																						
要支援2	週2回を超える程度	3,727単位	40,400円	4,040円																						
費用の目安は 所定単位 × 10.84円		<p>※ケアプランに基づき、原則月単位での定額利用となります。</p> <p><次のようなサービスは対象外です></p> <ul style="list-style-type: none">●本人以外の部屋の掃除などの家事●庭の草むしりや大掃除など、日常的でないもの																								
生活援助訪問サービス		<p>●自立した生活を送るため、日常の簡単な手助けをしてもらいます。市の研修を修了した方等に自宅に訪問してもらい、買物や掃除等の生活の支援を受けるサービスを提供します（身体介護（食事や入浴、排泄の介助）は提供しません）。</p>																								
費用の目安は 所定単位 × 10.84円		<table border="1"><thead><tr><th>要支援状態等</th><th>利用頻度 (1回45分程度)</th><th>所定単位 (1回につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1回につき) (1割負担の場合)</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業対象者 要支援1 要支援2</td><td>週2回(月10回) まで</td><td>132単位</td><td>1,430円</td><td>200円</td></tr></tbody></table>					要支援状態等	利用頻度 (1回45分程度)	所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1回につき) (1割負担の場合)	事業対象者 要支援1 要支援2	週2回(月10回) まで	132単位	1,430円	200円										
要支援状態等	利用頻度 (1回45分程度)	所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1回につき) (1割負担の場合)																						
事業対象者 要支援1 要支援2	週2回(月10回) まで	132単位	1,430円	200円																						
		<p><次のようなサービスは対象外です></p> <ul style="list-style-type: none">●本人以外の部屋の掃除などの家事●庭の草むしりや大掃除など、日常的でないもの																								

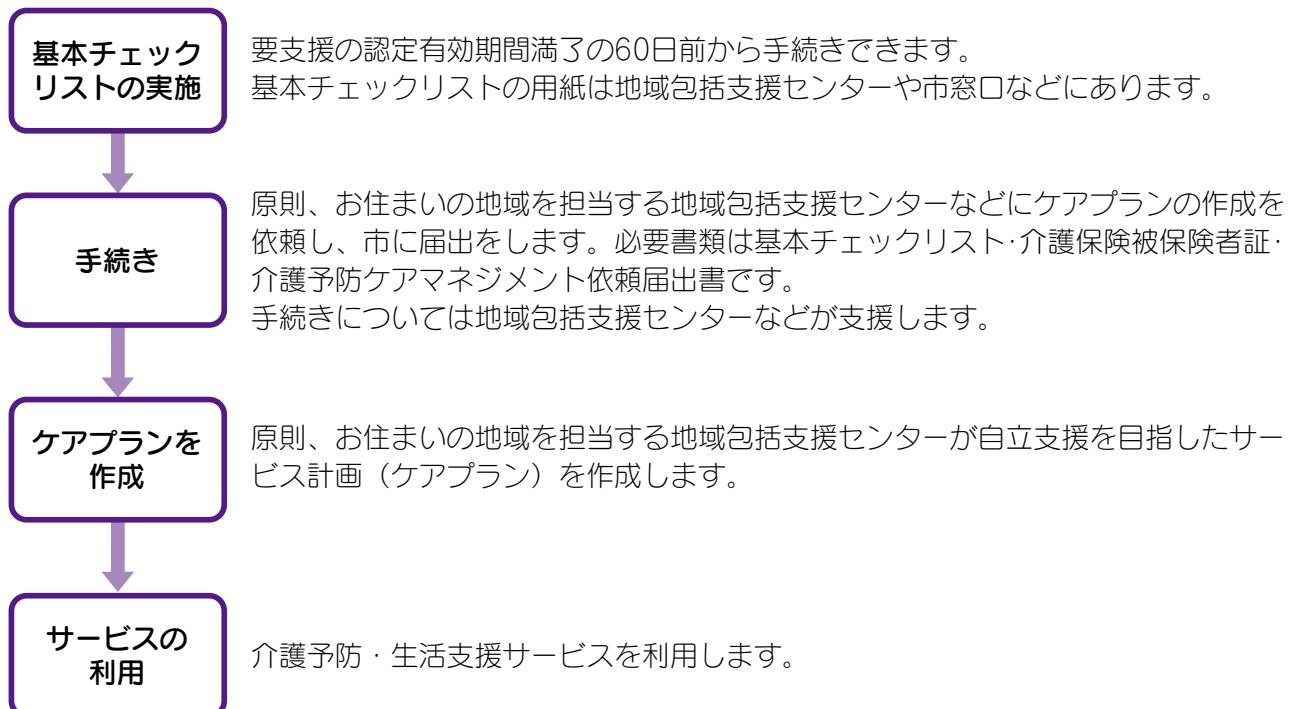
サービスの種類		サービス内容																						
介護予防通所 サービス 費用の目安は 所定単位 × 10.54円		<p>●デイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事・入浴・日常生活上の世話と機能訓練などを受けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要支援状態等</th><th>利用頻度</th><th>所定単位 (1月につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業対象者 要支援1</td><td></td><td>1,672単位</td><td>17,622円</td><td>1,763円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">要支援2</td><td>週1回程度</td><td>1,672単位</td><td>17,622円</td><td>1,763円</td></tr> <tr> <td>週1回を 超える程度</td><td>3,428単位</td><td>36,131円</td><td>3,614円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ケアプランに基づき、原則月単位での定額利用となります。 ※個別サービス等の利用により加算があります。 ※送迎や入浴にかかる費用は、上記の所定単位に包括されています。 ※利用者負担として他に、食事やその他実費などがあります。</p>				要支援状態等	利用頻度	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	事業対象者 要支援1		1,672単位	17,622円	1,763円	要支援2	週1回程度	1,672単位	17,622円	1,763円	週1回を 超える程度	3,428単位	36,131円	3,614円
要支援状態等	利用頻度	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																				
事業対象者 要支援1		1,672単位	17,622円	1,763円																				
要支援2	週1回程度	1,672単位	17,622円	1,763円																				
	週1回を 超える程度	3,428単位	36,131円	3,614円																				
短時間通所 サービス 費用の目安は 所定単位 × 10.54円		<p>●通所施設で体操やレクリエーション等を通じ、生活機能の維持・改善を目指すサービスが日帰りで受けられます（食事・入浴のサービスの提供はしません）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要支援状態等</th><th>利用頻度</th><th>所定単位 (1回につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業対象者 要支援1</td><td>週1回 (月5回)まで</td><td>送迎あり 286単位</td><td>送迎あり 3,014円</td><td>送迎あり 302円</td></tr> <tr> <td>要支援2</td><td>週2回 (月10回)まで</td><td>送迎なし 239単位</td><td>送迎なし 2,519円</td><td>送迎なし 252円</td></tr> </tbody> </table> <p>※利用者負担として他に、その他実費などがあります。</p>				要支援状態等	利用頻度	所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	事業対象者 要支援1	週1回 (月5回)まで	送迎あり 286単位	送迎あり 3,014円	送迎あり 302円	要支援2	週2回 (月10回)まで	送迎なし 239単位	送迎なし 2,519円	送迎なし 252円				
要支援状態等	利用頻度	所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																				
事業対象者 要支援1	週1回 (月5回)まで	送迎あり 286単位	送迎あり 3,014円	送迎あり 302円																				
要支援2	週2回 (月10回)まで	送迎なし 239単位	送迎なし 2,519円	送迎なし 252円																				
介護予防ケア マネジメント 費用の目安は 所定単位 × 10.84円		<p>●地域包括支援センターまたは委託されたケアプランセンターが利用者の状況に応じたケアプランの作成や、サービス提供事業者との連絡調整、サービス利用の状況が介護予防につながっているかの評価を行います。利用者負担はありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所定単位(1月につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>438単位</td><td>4,747円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>				所定単位(1月につき)	費用の目安	利用者負担額	438単位	4,747円	0円													
所定単位(1月につき)	費用の目安	利用者負担額																						
438単位	4,747円	0円																						

事業対象者とは

- 要支援者に相当する状態等で、25項目の基本チェックリストの基準に該当した方です。

原則、要支援認定を受けていて、認定有効期間満了後に、訪問型サービス・通所型サービスのみの利用を必要とする方が基本チェックリスト実施の対象者です。
 ※サービスの利用回数によっては要介護認定申請が必要な場合があります。
- 利用できるサービスは訪問型サービス・通所型サービス・介護予防ケアマネジメントです。介護予防サービス（訪問看護・福祉用具貸与など）を利用する場合は要介護認定申請が必要です。
- 要支援認定の有効期間内において事業対象者になることはできません。
- 事業対象者は有効期間がないため更新手続きは不要です。
- 40歳～64歳（第2号被保険者）の方は事業対象者になることはできません。

事業対象者の手続き方法（介護予防・生活支援サービスを利用するまでの流れ）



利用者負担に対する軽減

●高額介護予防サービス費相当事業

高額介護サービス費（P.13）の調整後に、同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数のサービス利用者がいる場合にはその利用者負担の合計額）が負担上限額を超えたときは、申請により「高額介護予防サービス費相当事業」として超えた分が支給されます。負担上限額や申請方法等は、高額介護サービス費（P.13）と同様です。

●高額医療合算介護予防サービス費相当事業

高額医療合算介護サービス費（P.14）の調整後に、各医療保険（国民健康保険・被用者保険・後期高齢者医療制度）における同一世帯内で、医療及び介護の両制度における1年間の自己負担額の合計額が著しく高額となり、負担上限を超えたときは、申請により「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」として超えた分が支給されます。負担上限額や申請方法等は高額医療合算介護サービス費（P.14）と同様です。

●社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人等が提供する介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスを利用した際に利用者負担が軽減される制度です。詳細はP.14の「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」をご覧ください。

※生活援助訪問サービス・短時間通所サービス・共生型訪問サービス・共生型通所サービスは対象外です。

介護予防サービス：在宅サービス

介護予防サービスは、要介護等認定結果が要支援1、要支援2と認定された方がご利用になります。

利用者負担について（19～31ページ共通）

- (1) 所得が一定以上ある65歳以上の方の利用者負担割合は2割または3割ですが（12ページ参照）、このサービスガイドに記載する利用者負担は1割負担の場合です。利用者負担が2割または3割の場合は、費用の目安に2割または3割を乗じた金額を参考にしてください。
- (2) 費用の目安は高槻市の地域区分単価（介護報酬単価の4級地）で算出しています。

交通事故にあったとき

交通事故や傷害事件等、第三者の行為が原因で要介護状態となったり、要介護度が重度化してより介護サービスが必要となった被害者の方が介護保険を利用する場合、その費用は加害者が負担するのが原則です。介護保険サービスを利用する場合は「第三者行為による傷病届」等の届出を市に行ってください。介護サービスの費用（9割、8割または7割）は市が立て替えて負担し、市が加害者側に請求を行います。

サービスの種類		サービス内容																																														
介護予防 訪問入浴介護		<p>●入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車が家庭を訪問し、入浴の介助を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所定単位 (1回につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>852 単位</td><td>9,235円</td><td>924円</td></tr> </tbody> </table> <p>※例えば自宅に浴室がなく、感染症などの理由で他の施設などでの入浴が困難だと認められる場合に、利用することが適当であるとされています。</p>				所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	852 単位	9,235円	924円																																					
所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																																														
852 単位	9,235円	924円																																														
介護予防 訪問看護		<p>●主治医の指示で、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問し、医学的な管理指導や療養上の世話を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>所要時間</th><th>所定単位 (1回につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">かから れる の 看 護 問 看 護 ス テ ー シ ヨ ン</td><td>20分未満(※注1)</td><td>302単位</td><td>3,273円</td><td>328円</td></tr> <tr> <td>30分未満</td><td>450単位</td><td>4,878円</td><td>488円</td></tr> <tr> <td>30分以上 1 時間未満</td><td>792単位</td><td>8,585円</td><td>859円</td></tr> <tr> <td>1時間以上1時間30分未満</td><td>1,087単位</td><td>11,783円</td><td>1,179円</td></tr> <tr> <td>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（20分以上）</td><td>283単位</td><td>3,067円</td><td>307円</td></tr> <tr> <td rowspan="4">から る る の の 訪 問 ま た は 看 護 所</td><td>20分未満（※注1）</td><td>255単位</td><td>2,764円</td><td>277円</td></tr> <tr> <td>30分未満</td><td>381単位</td><td>4,130円</td><td>413円</td></tr> <tr> <td>30分以上 1 時間未満</td><td>552単位</td><td>5,983円</td><td>599円</td></tr> <tr> <td>1時間以上1時間30分未満</td><td>812単位</td><td>8,802円</td><td>881円</td></tr> </tbody> </table>				内容	所要時間	所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	かから れる の 看 護 問 看 護 ス テ ー シ ヨ ン	20分未満(※注1)	302単位	3,273円	328円	30分未満	450単位	4,878円	488円	30分以上 1 時間未満	792単位	8,585円	859円	1時間以上1時間30分未満	1,087単位	11,783円	1,179円	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（20分以上）	283単位	3,067円	307円	から る る の の 訪 問 ま た は 看 護 所	20分未満（※注1）	255単位	2,764円	277円	30分未満	381単位	4,130円	413円	30分以上 1 時間未満	552単位	5,983円	599円	1時間以上1時間30分未満	812単位	8,802円	881円
内容	所要時間	所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																																												
かから れる の 看 護 問 看 護 ス テ ー シ ヨ ン	20分未満(※注1)	302単位	3,273円	328円																																												
	30分未満	450単位	4,878円	488円																																												
	30分以上 1 時間未満	792単位	8,585円	859円																																												
	1時間以上1時間30分未満	1,087単位	11,783円	1,179円																																												
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（20分以上）	283単位	3,067円	307円																																												
から る る の の 訪 問 ま た は 看 護 所	20分未満（※注1）	255単位	2,764円	277円																																												
	30分未満	381単位	4,130円	413円																																												
	30分以上 1 時間未満	552単位	5,983円	599円																																												
	1時間以上1時間30分未満	812単位	8,802円	881円																																												
<p>費用の目安は 所定単位 × 10.84円</p>		<p>(※注1)事業者が利用者からの連絡に応じて訪問看護を24時間行える体制であり、20分以上の訪問看護を週1回以上行った場合。 ※早朝（午前6時～8時）、夜間（午後6時～10時）は25%加算、深夜（午後10時～翌朝午前6時）は50%加算されます。</p>																																														

サービスの種類		サービス内容																																
介護予防 訪問リハビリ テーション 費用の目安は 所定単位 × 10.66円		<p>●通院が困難な場合、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問し、生活行為の向上を図るための指導訓練を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所定単位 (1回につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>307単位</td><td>3,272円</td><td>328円</td></tr> </tbody> </table>				所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	307単位	3,272円	328円																							
所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																																
307単位	3,272円	328円																																
介護予防居宅 療養管理指導 費用の目安は 所定単位 × 10円		<p>●通院が困難な場合、医師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、薬剤師が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>所定単位 (1回につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師が行う場合 (月2回を限度)</td><td> 在医総管(※)算定及び特定施設医総管(※)算定無 在医総管算定又は特定施設医総管算定有 </td><td> 514単位 298単位 </td><td> 5,140円 2,980円 </td><td> 514円 298円 </td></tr> <tr> <td>歯科医師が行う場合 (月2回を限度)</td><td>516単位</td><td>5,160円</td><td>516円</td></tr> <tr> <td>歯科衛生士が行う場合 (月4回を限度)</td><td>361単位</td><td>3,610円</td><td>361円</td></tr> <tr> <td>管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)</td><td>544単位</td><td>5,440円</td><td>544円</td></tr> <tr> <td>医療機関の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)</td><td>565単位</td><td>5,650円</td><td>565円</td></tr> <tr> <td>薬局の薬剤師が行う場合 (月4回を限度) (ただし、がん末期・中心静脈栄養患者の場合は週2回かつ月8回を限度)</td><td>517単位</td><td>5,170円</td><td>517円</td></tr> </tbody> </table>				内 容	所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	医師が行う場合 (月2回を限度)	在医総管(※)算定及び特定施設医総管(※)算定無 在医総管算定又は特定施設医総管算定有	514単位 298単位	5,140円 2,980円	514円 298円	歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	516単位	5,160円	516円	歯科衛生士が行う場合 (月4回を限度)	361単位	3,610円	361円	管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	544単位	5,440円	544円	医療機関の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	565単位	5,650円	565円	薬局の薬剤師が行う場合 (月4回を限度) (ただし、がん末期・中心静脈栄養患者の場合は週2回かつ月8回を限度)	517単位	5,170円	517円
内 容	所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																															
医師が行う場合 (月2回を限度)	在医総管(※)算定及び特定施設医総管(※)算定無 在医総管算定又は特定施設医総管算定有	514単位 298単位	5,140円 2,980円	514円 298円																														
歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	516単位	5,160円	516円																															
歯科衛生士が行う場合 (月4回を限度)	361単位	3,610円	361円																															
管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	544単位	5,440円	544円																															
医療機関の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	565単位	5,650円	565円																															
薬局の薬剤師が行う場合 (月4回を限度) (ただし、がん末期・中心静脈栄養患者の場合は週2回かつ月8回を限度)	517単位	5,170円	517円																															
(※) 在医総管とは在宅時に、特定施設医総管とは特定施設入居時に、在宅療養の推進を図るために主治医が月2回以上在宅患者訪問診療を行う場合に算定する在宅時医学総合管理料のことです。																																		

サービスの種類	サービス内容																										
日帰りで施設に通うサービス 介護予防 通所リハビリ テーション (デイケア) 費用の目安は 所定単位 × 10.66円	<p>●介護老人保健施設や病院などに日帰りで通い、医学的な管理の下で食事・入浴・日常生活上の世話と機能訓練やリハビリなどを受けます。原則として月額単位での利用、定額支払となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要支援状態</th><th>所定単位 (1月につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1</td><td>2,053単位</td><td>21,884円</td><td>2,189円</td></tr> <tr> <td>要支援 2</td><td>3,999単位</td><td>42,629円</td><td>4,263円</td></tr> </tbody> </table> <p>※送迎や入浴にかかる費用は上記の所定単位に包括されています。 ※介護保険外の利用者負担として他に、食費やその他実費などがあります。</p> <p>●利用者の心身の状態の維持又は向上の為に、機能訓練等を行ったとき</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>運動器機能向上</td><td>1月につき 225単位を加算</td></tr> <tr> <td>栄養改善</td><td>1月につき 200単位を加算</td></tr> <tr> <td>口腔機能向上</td><td>1月につき 150単位を加算</td></tr> </tbody> </table> <p>※上記の他にも加算項目などがあります。</p>				要支援状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	要支援 1	2,053単位	21,884円	2,189円	要支援 2	3,999単位	42,629円	4,263円	運動器機能向上	1月につき 225単位を加算	栄養改善	1月につき 200単位を加算	口腔機能向上	1月につき 150単位を加算					
要支援状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																								
要支援 1	2,053単位	21,884円	2,189円																								
要支援 2	3,999単位	42,629円	4,263円																								
運動器機能向上	1月につき 225単位を加算																										
栄養改善	1月につき 200単位を加算																										
口腔機能向上	1月につき 150単位を加算																										
施設に短期間入所するサービス 介護予防 短期入所 生活介護 (ショートステイ) 費用の目安は 所定単位 × 10.66円	<p>●家族の病気や家庭の事情などで、特別養護老人ホームなどに短期間入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を受けます。</p> <p>《特別養護老人ホームに併設されている場合の利用料》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>要支援状態</th><th>所定単位 (1日につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多床室（相部屋）</td><td rowspan="2">要支援1</td><td>446単位</td><td>4,754円</td><td>476円</td></tr> <tr> <td>ユニット型個室</td><td>523単位</td><td>5,575円</td><td>558円</td></tr> <tr> <td>多床室（相部屋）</td><td rowspan="2">要支援2</td><td>555単位</td><td>5,916円</td><td>592円</td></tr> <tr> <td>ユニット型個室</td><td>649単位</td><td>6,918円</td><td>692円</td></tr> </tbody> </table> <p>※介護保険外の利用者負担として他に、食費や滞在費などがあります。食費・滞在費の軽減については15ページをご覧ください。 ※加算対象として送迎（184単位／片道）、療養食（8単位／食）、機能訓練（12単位／日）、個別機能訓練（56単位／日）などがあります。 ※単独型施設もあります。</p>				内 容	要支援状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	多床室（相部屋）	要支援1	446単位	4,754円	476円	ユニット型個室	523単位	5,575円	558円	多床室（相部屋）	要支援2	555単位	5,916円	592円	ユニット型個室	649単位	6,918円	692円
内 容	要支援状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																							
多床室（相部屋）	要支援1	446単位	4,754円	476円																							
ユニット型個室		523単位	5,575円	558円																							
多床室（相部屋）	要支援2	555単位	5,916円	592円																							
ユニット型個室		649単位	6,918円	692円																							

サービスの種類		サービス内容																										
施設に短期間入所するサービス	介護予防 短期入所 療養介護 (ショートステイ) 費用の目安は 所定単位 × 10.54円	<p>●家族の病気や家庭の事情などで、病院・介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的管理の下で食事・入浴・排泄などの日常生活上の世話、機能訓練やリハビリなどを受けます。</p> <p>《介護老人保健施設（従来型）に併設されている場合の利用料》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>要支援状態</th> <th>所定単位 (1日につき)</th> <th>費用の目安</th> <th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多床室（相部屋）</td> <td rowspan="2">要支援1</td> <td>610単位</td> <td>6,429円</td> <td>643円</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>621単位</td> <td>6,545円</td> <td>655円</td> </tr> <tr> <td>多床室（相部屋）</td> <td rowspan="2">要支援2</td> <td>768単位</td> <td>8,094円</td> <td>810円</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>782単位</td> <td>8,242円</td> <td>825円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※介護保険外の利用者の負担として他に、食費や滞在費などがあります。食費・滞在費の軽減について15ページをご覧ください。</p> <p>※上記のほか、加算対象として送迎（184単位／片道）、療養食（8単位／食）などがあります。</p>				内 容	要支援状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	多床室（相部屋）	要支援1	610単位	6,429円	643円	ユニット型個室	621単位	6,545円	655円	多床室（相部屋）	要支援2	768単位	8,094円	810円	ユニット型個室	782単位	8,242円	825円
内 容	要支援状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																								
多床室（相部屋）	要支援1	610単位	6,429円	643円																								
ユニット型個室		621単位	6,545円	655円																								
多床室（相部屋）	要支援2	768単位	8,094円	810円																								
ユニット型個室		782単位	8,242円	825円																								
入居するサービス	介護予防特定 施設入居者 生活介護 費用の目安は 所定単位 × 10.54円	<p>●有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等で特定施設の指定を受けた場合、入居者は必要な介護サービスを介護保険で受けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>要支援状態</th> <th>所定単位 (1日につき)</th> <th>費用の目安</th> <th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設内で 介護サービスが 提供される場合</td> <td>要支援1</td> <td>182単位</td> <td>1,918円</td> <td>192円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>311単位</td> <td>3,277円</td> <td>328円</td> </tr> <tr> <td>外部から 介護サービスが 提供される場合</td> <td>共 通</td> <td>56単位</td> <td>590円</td> <td>59円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※介護保険外の利用者負担として他に、入居にあたっての一時金、室料、光熱水費、食費、日常生活費などが必要です。</p> <p>●外部サービス利用型特定施設の指定を受けた施設の場合、サービス計画の作成、生活相談、安否確認などは当該施設から、介護保険サービスは当該施設が契約した指定サービス提供事業者から受けます。（市内2ヶ所の養護老人ホームが指定を受けています。）</p>				内 容	要支援状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	施設内で 介護サービスが 提供される場合	要支援1	182単位	1,918円	192円	要支援2	311単位	3,277円	328円	外部から 介護サービスが 提供される場合	共 通	56単位	590円	59円				
内 容	要支援状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																								
施設内で 介護サービスが 提供される場合	要支援1	182単位	1,918円	192円																								
	要支援2	311単位	3,277円	328円																								
外部から 介護サービスが 提供される場合	共 通	56単位	590円	59円																								
ケアプランの作成	介護予防支援 費用の目安は 所定単位 × 10.84円	<p>●介護予防支援事業所（地域包括支援センター）または委託されたケアプランセンターが利用者の状況に応じたケアプランの作成や、サービス提供事業者との連絡調整、サービス利用の状況が介護予防につながっているかの評価を行います。利用者負担はありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所定単位（1月につき）</th> <th>費用の目安</th> <th>利用者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>438単位</td> <td>4,747円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>				所定単位（1月につき）	費用の目安	利用者負担額	438単位	4,747円	0円																	
所定単位（1月につき）	費用の目安	利用者負担額																										
438単位	4,747円	0円																										

介護予防サービス：地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスは、原則として、市内の事業所については、要支援1・2と認定された高齢市民のみがご利用になれます。

サービスの種類		サービス内容																																			
小規模多機能型サービス	介護予防 小規模多機能型 居宅介護	<p>●事業所への「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供されるサービスで、地域での生活の継続を図ります。</p> <p>《同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要支援状態</th> <th>所定単位 (1月につき)</th> <th>費用の目安</th> <th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>3,438単位</td> <td>36,649円</td> <td>3,665円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>6,948単位</td> <td>74,065円</td> <td>7,407円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原則として月額単位での利用となり、事業所でケアプランを作成します。 ※介護保険外の利用者負担として、他に食費・宿泊費などがあります。 ※短期利用もあります。</p>				要支援状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	要支援1	3,438単位	36,649円	3,665円	要支援2	6,948単位	74,065円	7,407円																				
要支援状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																																		
要支援1	3,438単位	36,649円	3,665円																																		
要支援2	6,948単位	74,065円	7,407円																																		
日帰りで施設に通うサービス	介護予防 認知症対応型 通所介護	<p>●認知症の方がデイサービスセンターなどに日帰りで通い、介護予防を目的として食事・入浴・日常生活上の世話と機能訓練などを受けます。</p> <p>《単独型：デイサービスセンターが単独で設置されている場合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所要時間</th> <th>要支援状態</th> <th>所定単位 (1日につき)</th> <th>費用の目安</th> <th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4時間以上 5時間未満</td> <td>要支援1</td> <td>496単位</td> <td>5,287円</td> <td>529円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>550単位</td> <td>5,863円</td> <td>587円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5時間以上 6時間未満</td> <td>要支援1</td> <td>740単位</td> <td>7,888円</td> <td>789円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>826単位</td> <td>8,805円</td> <td>881円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6時間以上 7時間未満</td> <td>要支援1</td> <td>759単位</td> <td>8,090円</td> <td>809円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>849単位</td> <td>9,050円</td> <td>905円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※送迎にかかる費用は所定単位に包括されています。その他の加算として、入浴（40単位／日）、個別機能訓練（27単位／日）、栄養改善（200単位／月）や口腔機能向上（150単位／月）などがあります。 ※介護保険外の利用者負担として他に、食費やその他実費などがあります。</p>				所要時間	要支援状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	4時間以上 5時間未満	要支援1	496単位	5,287円	529円	要支援2	550単位	5,863円	587円	5時間以上 6時間未満	要支援1	740単位	7,888円	789円	要支援2	826単位	8,805円	881円	6時間以上 7時間未満	要支援1	759単位	8,090円	809円	要支援2	849単位	9,050円	905円
所要時間	要支援状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																																	
4時間以上 5時間未満	要支援1	496単位	5,287円	529円																																	
	要支援2	550単位	5,863円	587円																																	
5時間以上 6時間未満	要支援1	740単位	7,888円	789円																																	
	要支援2	826単位	8,805円	881円																																	
6時間以上 7時間未満	要支援1	759単位	8,090円	809円																																	
	要支援2	849単位	9,050円	905円																																	
入居するサービス	介護予防 認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	<p>●認知症の状態にある方が、小規模かつ家庭的な環境の中で共同生活を営む住居で、食事・入浴・排泄などの日常生活の支援を受けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所形態</th> <th>所定単位 (1日につき)</th> <th>費用の目安</th> <th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1つの共同生活住居(ユニット)</td> <td>760単位</td> <td>8,010円</td> <td>801円</td> </tr> <tr> <td>2つ以上の共同生活住居(ユニット)</td> <td>748単位</td> <td>7,883円</td> <td>789円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※介護保険外の利用者負担として他に、入居にあたっての一時金、室料、光熱水費、食費、日常生活費などが必要です。 ※短期利用（ショートステイ）もあります。</p>				事業所形態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	1つの共同生活住居(ユニット)	760単位	8,010円	801円	2つ以上の共同生活住居(ユニット)	748単位	7,883円	789円																				
事業所形態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																																		
1つの共同生活住居(ユニット)	760単位	8,010円	801円																																		
2つ以上の共同生活住居(ユニット)	748単位	7,883円	789円																																		

介護サービス：在宅サービス

介護サービスは、要介護等認定結果が要介護1～5と認定された方がご利用になれます。

サービスの種類	サービス内容				
		<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、サービスを提供します。 			
		<p>たとえばこんなとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入浴やトイレに行くのを手伝ってほしい ●衣服の着脱をしてほしい ●食事の世話をしたい 			
		 <p><身体介護> 食事の介助 入浴、排泄の世話、 衣類の着脱やシーツの交換、 通院の付き添いなど</p> <p>生活動作ができず、介助を必要とする場合に、世帯や家族の状況にかかわらず利用できます。</p>			
		<p><生活援助> 住居の掃除、洗濯、買い物、 食事の準備、調理など</p> <p>ひとり暮らしの人や、同居家族が家事などを行うことが困難な場合に利用できます。</p>			
<p>訪問介護 (ホームヘルプ) サービス</p> <p>費用の目安は 所定単位 × 10.84円</p> <p>居宅への訪問で受けけるサービス</p>					
名 称	所要時間	所定単位	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	
身体介護	20分未満	167単位	1,810円	181円	
	20分以上 30分未満	250単位	2,710円	271円	
	30分以上 1時間未満	396単位	4,292円	430円	
	1時間以上	579単位 (30分を増す) 位加算	6,276円 (30分を増す) 位加算	628円 (30分を増す) 位加算	
身体介護(20分以上)に引き続き生活援助を行う場合		67単位 (25分を増す) 位加算 (201単位を限度)	726円 (25分を増す) 位加算	73円 (25分を増す) 位加算	
生活援助	20分以上 45分未満	183単位	1,983円	199円	
	45分以上	225単位	2,439円	244円	
通院等のための乗車又は降車の介助		1回につき 99単位	1,073円	108円	

※早朝（午前6時～8時）、夜間（午後6時～10時）は上記費用に25%、深夜（午後10時～翌朝午前6時）は、上記費用に50%加算されます。

●本人以外の部屋の掃除 ●庭の草むしり ●大掃除 などは介護保険対象外です。

サービスの種類	サービス内容				
訪問 入浴介護 費用の目安は 所定単位 × 10.84円	●入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などが家庭を訪問し、入浴の介助を行います。				
	所定単位(1回につき)	費用の目安	利用者負担額(1割負担の場合)		
	1,260 単位	13,658円	1,366円		
	●主治医の指示で、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問し、医学的な管理指導や療養上の世話を行います。				
訪問看護 費用の目安は 所定単位 × 10.84円	内容 所要時間 所定単位(1回につき) 費用の目安 利用者負担額(1割負担の場合)				
	か訪らるの看訪問ステーション	20分未満(※注1)	313単位	3,392円	340円
		30分未満	470単位	5,094円	510円
		30分以上 1 時間未満	821単位	8,899円	890円
		1時間以上 1時間30分未満	1,125単位	12,195円	1,220円
		理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士 (20分以上)	293単位	3,176円	318円
	から病院までの訪問は看護所	20分未満 (※注1)	265単位	2,872円	288円
		30分未満	398単位	4,314円	432円
		30分以上 1 時間未満	573単位	6,211円	622円
		1時間以上 1時間30分未満	842単位	9,127円	913円
訪問リハビリ テーション 費用の目安は 所定単位 × 10.66円	●通院が困難な場合、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問し、生活行為の向上を図るために指導訓練を行います。				
	所定単位(1回につき)	費用の目安	利用者負担額(1割負担の場合)		
	307 単位	3,272円	328円		

サービスの種類		サービス内容																																										
居宅への訪問で受けるサービス		<p>●通院が困難な場合、医師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、薬剤師が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。</p> <p>《单一建物居住者1人に対して行う場合》</p>																																										
居宅療養管理指導		<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>所定単位 (1回につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師が行う場合 (月2回を限度)</td><td>在医総管(※)算定及び特定施設医総管(※)算定無</td><td>514単位</td><td>5,140円</td><td>514円</td></tr> <tr> <td></td><td>在医総管算定又は特定施設医総管算定有</td><td>298単位</td><td>2,980円</td><td>298円</td></tr> <tr> <td>歯科医師が行う場合 (月2回を限度)</td><td></td><td>516単位</td><td>5,160円</td><td>516円</td></tr> <tr> <td>歯科衛生士が行う場合 (月4回を限度)</td><td></td><td>361単位</td><td>3,610円</td><td>361円</td></tr> <tr> <td>管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)</td><td></td><td>544単位</td><td>5,440円</td><td>544円</td></tr> <tr> <td>医療機関の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)</td><td></td><td>565単位</td><td>5,650円</td><td>565円</td></tr> <tr> <td>薬局の薬剤師が行う場合 (月4回を限度) (ただし、がん末期・中心静脈栄養患者の場合は週2回かつ月8回を限度)</td><td></td><td>517単位</td><td>5,170円</td><td>517円</td></tr> </tbody> </table>				内 容	所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	医師が行う場合 (月2回を限度)	在医総管(※)算定及び特定施設医総管(※)算定無	514単位	5,140円	514円		在医総管算定又は特定施設医総管算定有	298単位	2,980円	298円	歯科医師が行う場合 (月2回を限度)		516単位	5,160円	516円	歯科衛生士が行う場合 (月4回を限度)		361単位	3,610円	361円	管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)		544単位	5,440円	544円	医療機関の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)		565単位	5,650円	565円	薬局の薬剤師が行う場合 (月4回を限度) (ただし、がん末期・中心静脈栄養患者の場合は週2回かつ月8回を限度)		517単位	5,170円	517円
内 容	所定単位 (1回につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																																									
医師が行う場合 (月2回を限度)	在医総管(※)算定及び特定施設医総管(※)算定無	514単位	5,140円	514円																																								
	在医総管算定又は特定施設医総管算定有	298単位	2,980円	298円																																								
歯科医師が行う場合 (月2回を限度)		516単位	5,160円	516円																																								
歯科衛生士が行う場合 (月4回を限度)		361単位	3,610円	361円																																								
管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)		544単位	5,440円	544円																																								
医療機関の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)		565単位	5,650円	565円																																								
薬局の薬剤師が行う場合 (月4回を限度) (ただし、がん末期・中心静脈栄養患者の場合は週2回かつ月8回を限度)		517単位	5,170円	517円																																								
費用の目安は 所定単位 × 10円		<p>※在医総管とは在宅時に、特定施設医総管とは特定施設入居時に、在宅療養の推進を図るために主治医が月2回以上在宅患者訪問診療を行う場合に算定する在宅時医学総合管理料のことです。医療保険の対象です。</p>																																										
日帰りで施設に通うサービス		<p>●デイサービスセンターなどに日帰りで通い、介護を目的として食事・入浴・日常生活上の世話と機能訓練などを受けます。</p> <p>《通常規模型：前年度1月当たりの 平均利用延人数が300人を超える事業所の場合》</p>																																										
通所介護 (デイサービス)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>要介護状態</th><th>所定単位 (1日につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">8時間以上9時間未満の 利用の場合</td><td>要介護1</td><td>666単位</td><td>7,019円</td><td>702円</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td>787単位</td><td>8,294円</td><td>830円</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td>911単位</td><td>9,601円</td><td>961円</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td>1,036単位</td><td>10,919円</td><td>1,092円</td></tr> <tr> <td>要介護5</td><td>1,162単位</td><td>12,247円</td><td>1,225円</td></tr> </tbody> </table>				内 容	要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	8時間以上9時間未満の 利用の場合	要介護1	666単位	7,019円	702円	要介護2	787単位	8,294円	830円	要介護3	911単位	9,601円	961円	要介護4	1,036単位	10,919円	1,092円	要介護5	1,162単位	12,247円	1,225円													
内 容	要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																																								
8時間以上9時間未満の 利用の場合	要介護1	666単位	7,019円	702円																																								
	要介護2	787単位	8,294円	830円																																								
	要介護3	911単位	9,601円	961円																																								
	要介護4	1,036単位	10,919円	1,092円																																								
	要介護5	1,162単位	12,247円	1,225円																																								
費用の目安は 所定単位 × 10.54円		<p>※送迎にかかる費用は所定単位に包括されています。その他の加算として、入浴(40単位/日)、個別機能訓練(56単位、85単位/日)、認知症(60単位/日)などがあります。</p> <p>※介護保険外の利用者負担として他に、食費やその他実費などがあります。</p> <p>※医療機関や訪問看護サービスと連携を取る「療養通所介護」もあります。</p>																																										

サービスの種類	サービス内容																														
日帰りで施設に通うサービス	<p>●介護老人保健施設や病院などに日帰りで通い、医学的な管理の下で食事・入浴・日常生活上の世話と機能訓練、リハビリなどを受けます。</p> <p>《介護老人保健施設通常規模型利用の場合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>要介護状態</th><th>所定単位 (1日につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">7時間以上8時間未満の利用の場合</td><td>要介護1</td><td>757単位</td><td>8,069円</td><td>807円</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td>897単位</td><td>9,562円</td><td>957円</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td>1,039単位</td><td>11,075円</td><td>1,108円</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td>1,206単位</td><td>12,855円</td><td>1,286円</td></tr> <tr> <td>要介護5</td><td>1,369単位</td><td>14,593円</td><td>1,460円</td></tr> </tbody> </table> <p>※送迎にかかる費用は所定単位に包括されています。その他の加算として、入浴（40単位／日）、リハビリテーションマネジメント、短期集中個別リハビリテーション実施、生活行為向上リハビリテーション実施、栄養改善や口腔機能向上などがあります。</p> <p>※介護保険外の利用者の負担として、食費やその他実費などがあります。</p>					内 容	要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	7時間以上8時間未満の利用の場合	要介護1	757単位	8,069円	807円	要介護2	897単位	9,562円	957円	要介護3	1,039単位	11,075円	1,108円	要介護4	1,206単位	12,855円	1,286円	要介護5	1,369単位	14,593円	1,460円
内 容	要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																											
7時間以上8時間未満の利用の場合	要介護1	757単位	8,069円	807円																											
	要介護2	897単位	9,562円	957円																											
	要介護3	1,039単位	11,075円	1,108円																											
	要介護4	1,206単位	12,855円	1,286円																											
	要介護5	1,369単位	14,593円	1,460円																											
施設に短期間入所するサービス	<p>●家族の病気や家庭の事情などで、特別養護老人ホームなどに短期間入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を受けます。</p> <p>《特別養護老人ホームに併設されている場合・多床室の利用料》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態</th><th>所定単位 (1日につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td><td>596単位</td><td>6,353円</td><td>636円</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td>665単位</td><td>7,088円</td><td>709円</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td>737単位</td><td>7,856円</td><td>786円</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td>806単位</td><td>8,591円</td><td>860円</td></tr> <tr> <td>要介護5</td><td>874単位</td><td>9,316円</td><td>932円</td></tr> </tbody> </table> <p>※介護保険外の利用者負担として他に、食費や滞在費、その他実費などがあります。 所得が低い方の食費・居住費の負担軽減については15ページをご覧ください。 ※加算対象として送迎（184単位／片道）、療養食（8単位／食）、機能訓練（12単位／日）、個別機能訓練加算（56単位／日）などがあります。 ※従来型個室、ユニット型個室などによって利用料が異なります。</p>					要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	要介護1	596単位	6,353円	636円	要介護2	665単位	7,088円	709円	要介護3	737単位	7,856円	786円	要介護4	806単位	8,591円	860円	要介護5	874単位	9,316円	932円		
要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																												
要介護1	596単位	6,353円	636円																												
要介護2	665単位	7,088円	709円																												
要介護3	737単位	7,856円	786円																												
要介護4	806単位	8,591円	860円																												
要介護5	874単位	9,316円	932円																												

サービスの種類		サービス内容																																
施設に短期間入所するサービス	短期入所 療養介護 (ショートステイ) 費用の目安は 所定単位 × 10.54円	<p>●家族の病気や家庭の事情などで、病院・介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的管理の下で食事・入浴・排泄などの日常生活上の世話、機能訓練やりハビリなどを受けます。</p> <p>《介護老人保健施設に併設されている場合・多床室の利用料》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態</th><th>所定単位 (1日につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td><td>827単位</td><td>8,716円</td><td>872円</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td>876単位</td><td>9,233円</td><td>924円</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td>939単位</td><td>9,897円</td><td>990円</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td>991単位</td><td>10,445円</td><td>1,045円</td></tr> <tr> <td>要介護5</td><td>1,045単位</td><td>11,014円</td><td>1,102円</td></tr> </tbody> </table> <p>※介護保険外の利用者負担として他に、食費や滞在費、その他実費などがあります。所得が低い方の食費・居住費の負担軽減については15ページをご覧ください。 ※上記のほか、加算対象として送迎（184単位／片道）、療養食（8単位／食）、などがあります。 ※従来型個室、ユニット型個室などによって利用料が異なります。</p>				要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	要介護1	827単位	8,716円	872円	要介護2	876単位	9,233円	924円	要介護3	939単位	9,897円	990円	要介護4	991単位	10,445円	1,045円	要介護5	1,045単位	11,014円	1,102円					
要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																															
要介護1	827単位	8,716円	872円																															
要介護2	876単位	9,233円	924円																															
要介護3	939単位	9,897円	990円																															
要介護4	991単位	10,445円	1,045円																															
要介護5	1,045単位	11,014円	1,102円																															
<p>●有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等で特定施設の指定を受けた場合、入居者は必要な介護サービスを介護保険で受けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>要介護状態</th><th>所定単位 (1日につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">施設内で介護サービス が提供される場合</td><td>要介護1</td><td>538単位</td><td>5,670円</td><td>567円</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td>604単位</td><td>6,366円</td><td>637円</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td>674単位</td><td>7,103円</td><td>711円</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td>738単位</td><td>7,778円</td><td>778円</td></tr> <tr> <td>要介護5</td><td>807単位</td><td>8,505円</td><td>851円</td></tr> <tr> <td>外部から介護サービス が提供される場合</td><td>共 通</td><td>83単位</td><td>874円</td><td>88円</td></tr> </tbody> </table> <p>※上記のほか、保険外として入居にあたっての一時金、室料、光熱水費、食費、日常生活費などが必要です。</p> <p>●短期利用（ショートステイ）もあります。 ●外部サービス利用型特定施設の指定を受けた場合、サービス計画の作成、生活相談、安否確認などは当該施設から、介護保険サービスは当該施設が契約した指定サービス提供事業者から受けます。 （市内2か所の養護老人ホームが指定を受けています。）</p>				内 容	要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	施設内で介護サービス が提供される場合	要介護1	538単位	5,670円	567円	要介護2	604単位	6,366円	637円	要介護3	674単位	7,103円	711円	要介護4	738単位	7,778円	778円	要介護5	807単位	8,505円	851円	外部から介護サービス が提供される場合	共 通	83単位	874円	88円
内 容	要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																														
施設内で介護サービス が提供される場合	要介護1	538単位	5,670円	567円																														
	要介護2	604単位	6,366円	637円																														
	要介護3	674単位	7,103円	711円																														
	要介護4	738単位	7,778円	778円																														
	要介護5	807単位	8,505円	851円																														
外部から介護サービス が提供される場合	共 通	83単位	874円	88円																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>外部サービスの限度額単位</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護状態</td><td>限度額単位</td></tr> <tr> <td>要介護1</td><td>16,355単位</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td>18,362単位</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td>20,490単位</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td>22,435単位</td></tr> <tr> <td>要介護5</td><td>24,533単位</td></tr> </tbody> </table>				外部サービスの限度額単位		要介護状態	限度額単位	要介護1	16,355単位	要介護2	18,362単位	要介護3	20,490単位	要介護4	22,435単位	要介護5	24,533単位																	
外部サービスの限度額単位																																		
要介護状態	限度額単位																																	
要介護1	16,355単位																																	
要介護2	18,362単位																																	
要介護3	20,490単位																																	
要介護4	22,435単位																																	
要介護5	24,533単位																																	
<p>●ケアプランセンターが利用者の状況に応じたケアプランの作成や、サービス提供事業者との連絡調整を行います。利用者負担はありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態</th><th>所定単位 (1月につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 1・2</td><td>1,076 単位</td><td>11,663円</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>要介護 3～5</td><td>1,398 単位</td><td>15,154円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>				要介護状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額	要介護 1・2	1,076 単位	11,663円	0円	要介護 3～5	1,398 単位	15,154円	0円																			
要介護状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額																															
要介護 1・2	1,076 単位	11,663円	0円																															
要介護 3～5	1,398 単位	15,154円	0円																															
<p>●ケアプランセンターが利用者の状況に応じたケアプランの作成や、サービス提供事業者との連絡調整を行います。利用者負担はありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態</th><th>所定単位 (1月につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 1・2</td><td>1,076 单位</td><td>11,663円</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>要介護 3～5</td><td>1,398 单位</td><td>15,154円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>				要介護状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額	要介護 1・2	1,076 单位	11,663円	0円	要介護 3～5	1,398 单位	15,154円	0円																			
要介護状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額																															
要介護 1・2	1,076 单位	11,663円	0円																															
要介護 3～5	1,398 单位	15,154円	0円																															
<p>●ケアプランセンターが利用者の状況に応じたケアプランの作成や、サービス提供事業者との連絡調整を行います。利用者負担はありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態</th><th>所定単位 (1月につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 1・2</td><td>1,076 单位</td><td>11,663円</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>要介護 3～5</td><td>1,398 单位</td><td>15,154円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>				要介護状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額	要介護 1・2	1,076 单位	11,663円	0円	要介護 3～5	1,398 单位	15,154円	0円																			
要介護状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額																															
要介護 1・2	1,076 单位	11,663円	0円																															
要介護 3～5	1,398 单位	15,154円	0円																															

介護サービス：地域密着型サービス

地域密着型サービスは、原則として、市内の事業所については、要介護1～5と認定された高齢市民のみがご利用になれます。

サービスの種類	サービス内容																																																																																
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護		<p>●日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時対応を、介護と看護が一体的に連携しながら行います。</p> <p>《訪問介護・看護一体型事業所・訪問看護を行う場合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態</th><th>所定単位 (1月につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td><td>8,312単位</td><td>90,102円</td><td>9,011円</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td>12,985単位</td><td>140,757円</td><td>14,076円</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td>19,821単位</td><td>214,859円</td><td>21,486円</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td>24,434単位</td><td>264,864円</td><td>26,487円</td></tr> <tr> <td>要介護5</td><td>29,601単位</td><td>320,874円</td><td>32,088円</td></tr> </tbody> </table> <p>《訪問介護・看護一体型事業所・訪問看護を行わない場合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態</th><th>所定単位 (1月につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td><td>5,697単位</td><td>61,755円</td><td>6,176円</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td>10,168単位</td><td>110,221円</td><td>11,023円</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td>16,883単位</td><td>183,011円</td><td>18,302円</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td>21,357単位</td><td>231,509円</td><td>23,151円</td></tr> <tr> <td>要介護5</td><td>25,829単位</td><td>279,986円</td><td>27,999円</td></tr> </tbody> </table> <p>※上記のほか、総合マネジメント体制強化加算(1,000単位／月)などがあります。</p> <p>●予め登録した利用者が、夜間において定期巡回や随時の訪問介護を受けるサービスです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設形態</th><th>内 容</th><th>所定単位</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">オペレーションセンター有</td><td>基本費用 (1月につき)</td><td>1,025単位</td><td>11,111円</td><td>1,112円</td></tr> <tr> <td>定期巡回利用 (1回につき)</td><td>386単位</td><td>4,184円</td><td>419円</td></tr> <tr> <td>随時訪問介護利用Ⅰ (1回につき)</td><td>588単位</td><td>6,373円</td><td>638円</td></tr> <tr> <td>随時訪問介護利用Ⅱ (1回につき)</td><td>792単位</td><td>8,585円</td><td>859円</td></tr> <tr> <td>オペレーションセンター無</td><td>基本費用 (1月につき)</td><td>2,800単位</td><td>30,352円</td><td>3,036円</td></tr> </tbody> </table> <p>※上記のほか、加算対象として24時間通報対応加算(610単位／月)などがあります。</p>	要介護状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	要介護1	8,312単位	90,102円	9,011円	要介護2	12,985単位	140,757円	14,076円	要介護3	19,821単位	214,859円	21,486円	要介護4	24,434単位	264,864円	26,487円	要介護5	29,601単位	320,874円	32,088円	要介護状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	要介護1	5,697単位	61,755円	6,176円	要介護2	10,168単位	110,221円	11,023円	要介護3	16,883単位	183,011円	18,302円	要介護4	21,357単位	231,509円	23,151円	要介護5	25,829単位	279,986円	27,999円	施設形態	内 容	所定単位	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	オペレーションセンター有	基本費用 (1月につき)	1,025単位	11,111円	1,112円	定期巡回利用 (1回につき)	386単位	4,184円	419円	随時訪問介護利用Ⅰ (1回につき)	588単位	6,373円	638円	随時訪問介護利用Ⅱ (1回につき)	792単位	8,585円	859円	オペレーションセンター無	基本費用 (1月につき)	2,800単位	30,352円	3,036円				
要介護状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																																																																														
要介護1	8,312単位	90,102円	9,011円																																																																														
要介護2	12,985単位	140,757円	14,076円																																																																														
要介護3	19,821単位	214,859円	21,486円																																																																														
要介護4	24,434単位	264,864円	26,487円																																																																														
要介護5	29,601単位	320,874円	32,088円																																																																														
要介護状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																																																																														
要介護1	5,697単位	61,755円	6,176円																																																																														
要介護2	10,168単位	110,221円	11,023円																																																																														
要介護3	16,883単位	183,011円	18,302円																																																																														
要介護4	21,357単位	231,509円	23,151円																																																																														
要介護5	25,829単位	279,986円	27,999円																																																																														
施設形態	内 容	所定単位	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																																																																													
オペレーションセンター有	基本費用 (1月につき)	1,025単位	11,111円	1,112円																																																																													
	定期巡回利用 (1回につき)	386単位	4,184円	419円																																																																													
	随時訪問介護利用Ⅰ (1回につき)	588単位	6,373円	638円																																																																													
	随時訪問介護利用Ⅱ (1回につき)	792単位	8,585円	859円																																																																													
オペレーションセンター無	基本費用 (1月につき)	2,800単位	30,352円	3,036円																																																																													
居宅への訪問で受けるサービス																																																																																	
夜間対応型 訪問介護																																																																																	
費用の目安は 所定単位 × 10.84円																																																																																	

サービスの種類		サービス内容			
小規模多機能型サービス	小規模 多機能型 居宅介護 費用の目安は 所定単位 × 10.66円	●事業所への「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて随时「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供されるサービスで、地域での生活の継続を図ります。 《同一建物に居住する者以外に対して行う場合》			
		要介護状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)
		要介護1	10,423単位	111,109円	11,111円
		要介護2	15,318単位	163,289円	16,329円
		要介護3	22,283単位	237,536円	23,754円
		要介護4	24,593単位	262,161円	26,217円
医療ニーズに対応した小規模多機能型サービス	看護小規模 多機能型 居宅介護 (複合型サービス) 費用の目安は 所定単位 × 10.66円	●小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能をもつサービスで、利用者の状態に応じて、通い・泊まり・訪問介護・訪問看護のサービスを柔軟に受けられます。 《同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合》			
		要介護状態	所定単位 (1月につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)
		要介護1	12,438単位	132,589円	13,259円
		要介護2	17,403単位	185,515円	18,552円
		要介護3	24,464単位	260,786円	26,079円
		要介護4	27,747単位	295,783円	29,579円
日帰りで施設に通うサービス	地域密着型 通所介護 費用の目安は 所定単位 × 10.54円	●小規模なデイサービスセンターなどに日帰りで通い、介護を目的として食事・入浴・日常生活上の世話と機能訓練などを受けます。			
		内容	要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安
		8時間以上 9時間未満の 利用の場合	要介護1	780単位	8,221円
			要介護2	922単位	9,717円
			要介護3	1,068単位	11,256円
			要介護4	1,216単位	12,816円
			要介護5	1,360単位	14,334円
※居宅サービスとして行っていた通所介護のうち平成28年3月31日時点で利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所は、平成28年4月1日から地域密着型サービスである地域密着型通所介護へ移行されました。					

サービスの種類		サービス内容																												
日帰りで施設に通うサービス	認知症対応型 通所介護	●認知症の方がデイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事・入浴・日常生活上の世話と機能訓練などを受けます。	《単独型：デイサービスセンターが単独で設置されている場合》																											
	費用の目安は 所定単位 × 10.66円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>要介護状態</th><th>所定単位 (1日につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">6時間以上 7時間未満の 利用の場合</td><td>要介護1</td><td>878単位</td><td>9,359円</td><td>936円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>972単位</td><td>10,361円</td><td>1,037円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>1,064単位</td><td>11,342円</td><td>1,135円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>1,159単位</td><td>12,354円</td><td>1,236円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>1,254単位</td><td>13,367円</td><td>1,337円</td></tr> </tbody> </table>	内容	要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	6時間以上 7時間未満の 利用の場合	要介護1	878単位	9,359円	936円	要介護2	972単位	10,361円	1,037円	要介護3	1,064単位	11,342円	1,135円	要介護4	1,159単位	12,354円	1,236円	要介護5	1,254単位	13,367円	1,337円	※送迎にかかる費用は所定単位に包括されています。この他の加算として、入浴(40単位/日)、個別機能訓練(27単位/日)、若年性認知症利用者受入加算(60単位/日)などがあります。	※介護保険外の利用者負担として他に、食費やその他実費などがあります。
内容	要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																										
6時間以上 7時間未満の 利用の場合	要介護1	878単位	9,359円	936円																										
	要介護2	972単位	10,361円	1,037円																										
	要介護3	1,064単位	11,342円	1,135円																										
	要介護4	1,159単位	12,354円	1,236円																										
	要介護5	1,254単位	13,367円	1,337円																										
その他のサービス	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	●認知症の状態にある方が、小規模かつ家庭的な環境の中で共同生活を営む住居で、食事・入浴・排泄などの日常生活の支援を受けます。	《事業所が2つ以上の共同生活住居(ユニット)の場合》																											
	費用の目安は 所定単位 × 10.54円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態</th><th>所定単位 (1日につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td><td>752単位</td><td>7,926円</td><td>793円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>787単位</td><td>8,294円</td><td>830円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>811単位</td><td>8,547円</td><td>855円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>827単位</td><td>8,716円</td><td>872円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>844単位</td><td>8,895円</td><td>890円</td></tr> </tbody> </table>	要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	要介護1	752単位	7,926円	793円	要介護2	787単位	8,294円	830円	要介護3	811単位	8,547円	855円	要介護4	827単位	8,716円	872円	要介護5	844単位	8,895円	890円	※介護保険外の利用者負担として他に、入居に当たっての一時金、室料、光熱水費、食費、日常生活費などが必要です。	※短期利用(ショートステイ)もあります。		
要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																											
要介護1	752単位	7,926円	793円																											
要介護2	787単位	8,294円	830円																											
要介護3	811単位	8,547円	855円																											
要介護4	827単位	8,716円	872円																											
要介護5	844単位	8,895円	890円																											
	地域密着型 特定施設入居者 生活介護	●小規模の有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)等で特定施設の指定を受けた場合、入居者は必要な介護サービスを介護保険で受けます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態</th><th>所定単位 (1日につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td><td>542単位</td><td>5,712円</td><td>572円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>609単位</td><td>6,418円</td><td>642円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>679単位</td><td>7,156円</td><td>716円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>744単位</td><td>7,841円</td><td>785円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>813単位</td><td>8,569円</td><td>857円</td></tr> </tbody> </table>	要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	要介護1	542単位	5,712円	572円	要介護2	609単位	6,418円	642円	要介護3	679単位	7,156円	716円	要介護4	744単位	7,841円	785円	要介護5	813単位	8,569円	857円	※上記のほか、介護保険外として室料、光熱水費、食費、日常生活費などが必要です。	※短期利用(ショートステイ)もあります。	
要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																											
要介護1	542単位	5,712円	572円																											
要介護2	609単位	6,418円	642円																											
要介護3	679単位	7,156円	716円																											
要介護4	744単位	7,841円	785円																											
要介護5	813単位	8,569円	857円																											
	費用の目安は 所定単位 × 10.54円 (原則要介護3~5) の方のみ	●小規模の特別養護老人ホームにおいて、日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活上の介護や機能訓練、健康管理などを受けます。	《ユニット型施設の場合(ユニット型個室)》																											
	費用の目安は 所定単位 × 10.54円 (原則要介護3~5) の方のみ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態</th><th>所定単位 (1日につき)</th><th>費用の目安</th><th>利用者負担額 (1割負担の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護3</td><td>803単位</td><td>8,463円</td><td>847円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>874単位</td><td>9,211円</td><td>922円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>942単位</td><td>9,928円</td><td>993円</td></tr> </tbody> </table>	要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)	要介護3	803単位	8,463円	847円	要介護4	874単位	9,211円	922円	要介護5	942単位	9,928円	993円	※介護保険外の費用として、室料、光熱水費、食費、日常生活費などが必要です。	※上記のほか、加算対象として、栄養マネジメント(11単位/日)、経口移行(28単位/日)、療養食(6単位/食)、在宅復帰支援機能(10単位/日)などがあります。										
要介護状態	所定単位 (1日につき)	費用の目安	利用者負担額 (1割負担の場合)																											
要介護3	803単位	8,463円	847円																											
要介護4	874単位	9,211円	922円																											
要介護5	942単位	9,928円	993円																											

介護保険で利用できるサービス・福祉用具

福祉用具

サービスの種類	サービス内容
<p>(介護予防) 福祉用具の 貸与</p> <p>日常生活の自立を支援するサービス</p>	<p>福祉用具は、正しく利用してはじめて効果が得られます。行動範囲を広げることで、心身の健康が保て、リハビリテーションの効果も得られます。また、転倒事故を防ぐこともできます。自立に向け、状態に合わせて必要な福祉用具を選ぶことが大切です。利用については必ずケアマネジャー、福祉用具専門相談員に相談のうえ、ケアプランを作成してもらうことが必要です。</p> <p>※☆は要支援1・2及び要介護1の人は、原則として介護保険給付の対象となりません。 また自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものは除く）は原則として要介護4・5の人のみ介護保険給付の対象となります。</p> <p>《貸与の対象となる用具の種類》</p> <p>1. 車いす☆ 2. 車いす付属品☆ ①クッション又はパッド ②電動補助装置 ③テーブル ④ブレーキ 3. 特殊寝台☆ 4. 特殊寝台付属品☆ ①サイドレール ②マットレス ③ベッド用手すり ④テーブル ⑤スライディングボード スライディングマット ⑥介助用ベルト 5. 床ずれ防止用具☆ 6. 体位変換器☆ 7. 手すり 8. スロープ 9. 行き器 二輪・三輪・四輪・六輪 10. 行き補助杖 11. 認知症老人徘徊感知機器☆ 12. 移動用リフト☆ ①床走行式 ②固定式 ③据置式 • 段差解消機 • 起立補助機能付イス • 垂直移動のみの入浴用リフト 13. 自動排泄処理装置</p> <p>直接肌にふれて使用する入浴用、排泄用等の「特定福祉用具」は介護保険で購入することができます。年間の申請額 10万円を上限として利用者負担割合に応じた保険給付額（9割、8割または7割※）が支給されます。購入については必ず担当のケアマネジャー、福祉用具専門相談員に相談してください。</p> <p>※都道府県等の指定を受けた事業者での購入のみ、介護保険の支給の対象になります。</p> <p>※利用者が一旦全額を支払った後に保険給付額の支給を受ける「償還払い」と、利用者が市に届出をしている事業者に、利用者負担額（費用の1割、2割または3割※）のみを支払う「受領委任払い」があります。</p> <p>※同じ種類の用具は、原則、正当な理由がないと再度購入できません。</p> <p>《購入費支給の対象となる用具の種類》</p> <p>1. 腰掛便座 • 和式便器を腰掛式に変換するもの • 洋式便器の高さを補うもの • 洋式便座からの立ち上がり補助 • 移動可能な便器 (水洗機能を有する便器を含み、居室で利用可能なもの) 2. 自動排泄処理装置の交換可能部品 3. 簡易浴槽 4. 移動用リフトのつり具の部分 5. 入浴補助用具 • 入浴用いす • 浴槽用手すり • 浴槽内いす • 入浴台 • 浴室内すのこ • 浴槽内すのこ • 入浴用介助ベルト 6. 排泄予測支援機器</p>
<p>特定(介護予防) 福祉用具 購入費の支給</p>	

介護保険で利用できるサービス・住宅改修

住宅改修

サービスの種類	サービス内容
<p>日常生活の自立を支援するサービス</p> <p>(介護予防) 住宅改修費の 支給</p>	<p>要支援・要介護の認定を受けている方で、日常生活での自立支援のための小規模の住宅改修費用として、申請額20万円を上限として利用者負担割合に応じた保険給付額（9割、8割または7割※）が支給されます。</p> <p>ケアマネジャーに相談のうえ、必ず市の長寿介護課で工事前に事前申請を行ってください。要介護等認定新規申請中および入院中の方は、ケアマネジャーに相談してください。</p> <p>※利用者が一旦全額を支払った後に保険給付額（9割、8割または7割※）の支給を受ける「償還払い」と、利用者が市に届出をしている事業者に、利用者負担額（費用の1割、2割または3割※）のみを支払う「受領委任払い」があります。</p> <p>事前申請には、①から⑥までの書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">① 介護保険住宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書② 住宅改修が必要な理由書・・・ケアマネジャーや地域包括支援センターに依頼③ 工事費内訳書（見積書）・・・複数の業者から見積もりを取りましょう。④ 工事箇所平面図（見取り図）⑤ 工事予定箇所の日付け入りの写真⑥ 住宅改修にかかる承諾書 <p>《支給の対象となる改修の種類》</p> <ul style="list-style-type: none">① 手すりの取付け 廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒防止や移動の補助のための手すりの取付け。② 床段差解消 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等各室間の敷居撤去やスロープの設置、玄関の上がり框に敷台を設置、浴室の床のかさ上げ、通路等の傾斜の解消など。 昇降機、リフト等の動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外。③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更、階段に滑り止めカーペットの取付けなど。④ 引き戸などの扉の取替え 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等。自動ドアとした場合は、動力部分の費用相当額は対象外。⑤ 洋式便器などへの便器の取替え 和式便器から洋式便器への取替え、便器の位置・向きの変更⑥ ①～⑤の改修に伴って必要となる工事<ul style="list-style-type: none">・手すり取付けのための下地の補強・浴室の床の段差解消（床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事・床材変更のための下地の補修や、通路面の材料変更のための路盤整備・扉の取替えに伴う壁や柱の改修・便器の取替えに伴う床材の変更や、給排水設備工事（水洗化工事を除く）・スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

介護保険で利用できるサービス・介護保険施設等

介護保険施設等

介護保険での施設サービスは、日常生活の介護が中心か、どの程度医療上のケアが必要かなどによって選択します。特別養護老人ホームは原則要介護3～5と認定された方、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院は要介護1～5と認定された方がご利用になれます。入所にあたっては利用者・家族が施設に直接申込をしてください。各施設での入所選考委員会において、入所の必要性の高い人を総合的に判断して入所者を決定します。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活上の介護や機能訓練、健康管理などを行います。

平成27年4月の制度改正により、中重度者を支える施設としての機能に重点化を図るため、原則として新規入所者は要介護3以上の方となりました。ただし、要介護1・2の方で特例の要件に該当し、やむを得ない事情が認められた場合は、入所できます。また、平成27年3月までにすでに入所されている方には適用されません。

施設サービスを利用するときの負担

●ユニット型個室の場合

要介護度	①食費	②居住費	施設サービス費（基本単位×30日の場合）			負担合計 (①+②+③)
			所定単位 (1日あたり)	費用の目安 (30日の場合)	③利用者負担額 (1割負担の場合)	
(要介護1)	43,350円 (1,445円×30日)	60,180円 (2,006円×30日)	652単位	206,162円	20,617円	124,147円
(要介護2)			720単位	227,664円	22,767円	126,297円
要介護3			793単位	250,746円	25,075円	128,605円
要介護4			862単位	272,564円	27,257円	130,787円
要介護5			929単位	293,749円	29,375円	132,905円

●従来型個室の場合

要介護度	①食費	②居住費	施設サービス費（基本単位×30日の場合）			負担合計 (①+②+③)
			所定単位 (1日あたり)	費用の目安 (30日の場合)	③利用者負担額 (1割負担の場合)	
(要介護1)	43,350円 (1,445円×30日)	35,130円 (1,171円×30日)	573単位	181,182円	18,119円	96,599円
(要介護2)			641単位	202,684円	20,269円	98,749円
要介護3			712単位	225,134円	22,514円	100,994円
要介護4			780単位	246,636円	24,664円	103,144円
要介護5			847単位	267,821円	26,783円	105,263円

●多床室の場合

要介護度	①食費	②居住費	施設サービス費（基本単位×30日の場合）			負担合計 (①+②+③)
			所定単位 (1日あたり)	費用の目安 (30日の場合)	③利用者負担額 (1割負担の場合)	
(要介護1)	43,350円 (1,445円×30日)	25,650円 (855円×30日)	573単位	181,182円	18,119円	87,119円
(要介護2)			641単位	202,684円	20,269円	89,269円
要介護3			712単位	225,134円	22,514円	91,514円
要介護4			780単位	246,636円	24,664円	93,664円
要介護5			847単位	267,821円	26,783円	95,783円

介護老人保健施設

病状が安定期にあり、入院する必要はないがリハビリテーション等のケアを必要とする方が入所し、在宅復帰に向けて、医学的な管理のもと、看護・介護・リハビリテーション・その他必要な医療や日常生活のサービスを受けることができます。

施設サービスを利用するときの負担

●従来型個室(基本型)の場合

要介護度	①食費	②居住費	施設サービス費（基本単位×30日の場合）			負担合計 (①+②+③)
			所定単位 (1日あたり)	費用の目安 (30日の場合)	③利用者負担額 (1割負担の場合)	
要介護1	43,350円 (1,445円×30日)	50,040円 (1,668円×30日)	714単位	225,766円	22,577円	115,967円
要介護2			759単位	239,995円	24,000円	117,390円
要介護3			821単位	259,600円	25,960円	119,350円
要介護4			874単位	276,358円	27,636円	121,026円
要介護5			925単位	292,485円	29,249円	122,639円

●多床室(基本型)の場合

要介護度	①食費	②居住費	施設サービス費（基本単位×30日の場合）			負担合計 (①+②+③)
			所定単位 (1日あたり)	費用の目安 (30日の場合)	③利用者負担額 (1割負担の場合)	
要介護1	43,350円 (1,445円×30日)	11,310円 (377円×30日)	788単位	249,165円	24,917円	79,577円
要介護2			836単位	264,343円	26,435円	81,095円
要介護3			898単位	283,947円	28,395円	83,055円
要介護4			949単位	300,073円	30,008円	84,668円
要介護5			1,003単位	317,148円	31,715円	86,375円

介護療養型医療施設（本市にはありません。）

病状が安定し、長期の療養を必要とする方のために、介護を重点においていた医療施設で、医療と療養上の管理や看護、日常生活上の介護を受けます。

介護医療院（本市にはありません。）

平成30年4月に新たに創設された施設で、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ方を対象としており、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなどの医療機能と、日常生活上の世話を受けられる生活施設としての機能を兼ね備えています。

※施設サービス費用は基本部分のみを算出しています。この他に、施設・利用者の状況により、各種加算分が加わります。

※費用の目安は所定単位×30日×10.54円、食費及び居住費については、基準費用額を基に算出しています。
食費・居住費については施設との契約により設定されますので、実際には異なることがあります。

※①食費及び②居住費については、所得が低い方が申請をして「負担限度額認定証」の交付を受けたときは、自己負担が軽減されます。（負担限度額認定証については15ページ参照）

※③利用者負担額が、所得段階に応じた負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。（高額介護サービス費については13ページ参照）

介護保険で利用できるサービス・介護保険施設等

●高槻市内の介護保険施設一覧（申込・問合せは各施設へ）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

	施設名	開設年月	設置法人	所在地	電話	定員
1	高 槻 荘	昭和57年 2月	(福)大阪府社会福祉事業団	郡家新町 48-7	682-6652	ユ 100
2	ミス・ブル記念ホーム	昭和56年 4月	(福)聖ヨハネ学園	松が丘 1-21-9	688-5138	50
3	高槻黄金の里（従来型）	平成 2年 4月	(福)松輪会	黄金の里 1-14-8	687-3681	60
4	高槻黄金の里（ユニット型）	平成17年 4月	(福)松輪会	黄金の里 1-14-8	687-3681	ユ 50
5	高 槻 と も し び 苑	平成 6年 5月	(福)ともしび福祉会	安岡寺町 6-6-1	689-2772	85
6	エイペックスひろの	平成 7年 4月	(福)博乃会	前島 1-36-1	669-5701	90
7	れ ん げ 荘	平成12年 3月	(福)高志会	三島江 4-38-7	677-5888	80
8	グ リ 一 ン	平成14年11月	(福)みどりヶ丘会	奈佐原 4-7-15	690-3331	70
9	和 朗 園	平成14年11月	(福)恭生会	井尻 2-37-8	660-3600	100
10	高 槻 け や き の 郷	平成16年 1月	(福)成光苑	番田 1-60-1	662-5888	ユ 100
11	ひ ば り 苑	平成16年 4月	(福)多邦会	三箇牧 2-20-3	679-1105	ユ 90
12	樺 田 の 里	平成17年 4月	(福)緑風会	大字田能小字畠子谷15-1	680-0001	ユ 100
13	出 丸 苑	平成18年 4月	(福)高城会	出丸町 4-62	676-2830	ユ 95
14	リ ヴ エ ス タ ひ ろ の	平成21年 4月	(福)博乃会	唐崎南 3-30-5	679-2200	ユ 100
15	ぐ ん げ 今 城 の 丘	平成24年 3月	(福)春樹会	郡家本町 13-23	681-1500	ユ 100
合 計						1,270 (ユ 735)

小規模の特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）※高槻市民の方のみご利用いただけます。

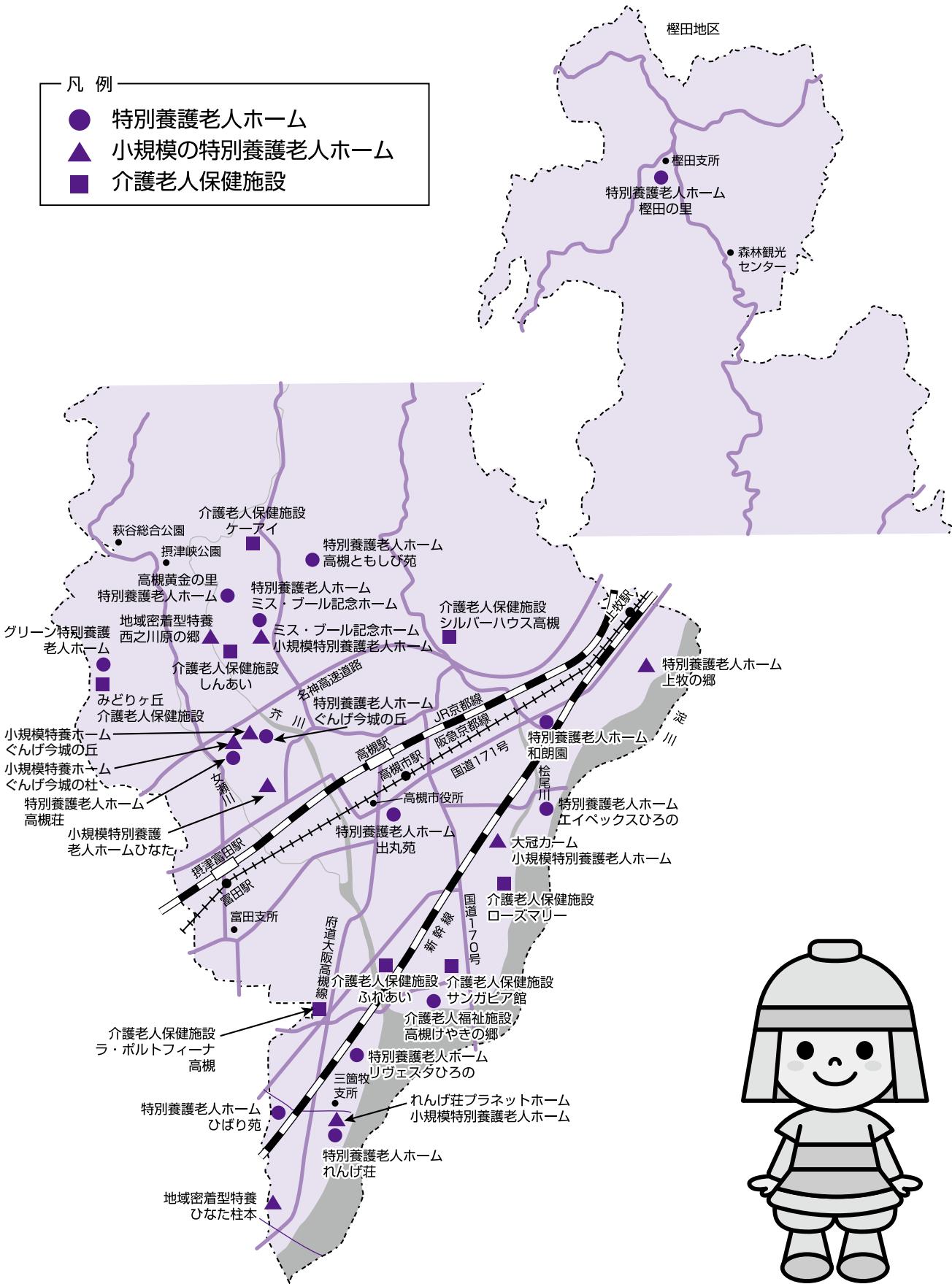
	施設名	開設年月	設置法人	所在地	電話	定員
1	ひ な た	平成 24年 3月	(福)ほのぼの荘	郡家新町 74-1	681-5566	ユ 29
2	ミス・ブル記念ホーム	平成 24年 4月	(福)聖ヨハネ学園	松が丘 1-21-8	688-5112	ユ 29
3	大 冠 力 一 ム	平成 24年 4月	(福)大潤会	須賀町 65-10	671-0055	ユ 29
4	れんげ荘プラネットホーム	平成 24年 5月	(福)高志会	三島江 4-14-26	678-5635	ユ 29
5	ぐ ん げ 今 城 の 丘	平成 27年 4月	(福)春樹会	郡家本町 8-1	681-1666	ユ 29
6	上 牧 の 郷	平成 27年 4月	(福)眞昌会	東上牧 2-37-8	669-3338	ユ 29
7	ひ な た 柱 本	平成 27年 4月	(福)ほのぼの荘	柱本 6-32-1	669-8505	ユ 29
8	西 之 川 原 の 郷	平成 30年 4月	(福)春樹会	西之川原 1-17-1	698-1020	ユ 29
9	ぐ ん げ 今 城 の 杜	令和 3年 4月	(福)春樹会	郡家本町 8-5	686-0350	ユ 29
合 計						261 (ユ 261)

介護老人保健施設

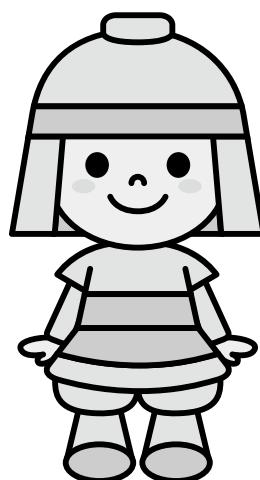
	施設名	開設年月	設置法人	所在地	電話	定員
1	ロ ー ズ マ リ ー	平成 5年12月	(医)杏仁会	東和町 57-1	671-0071	93
2	み ど り ケ 丘	平成 7年12月	(医)祐生会	奈佐原 4-7-1	692-3111	100
3	ケ ー ア イ	平成 9年 9月	(医)愛仁会	大字原 112	687-0103	100
4	サ イ ガ ピ ア 館	平成 9年11月	(医)東和会	大塚町 5-20-3	673-6500	100
5	ふ れ あ い	平成 9年12月	(医)健和会	登町 33-2	676-2011	100
6	シ ル バ ー ハ ウ ス 高 槻	平成10年 3月	(医)緑水会	成合南の町 3-1	688-7101	100
7	し ん あ い	平成19年 4月	(医)愛仁会	西之川原 2-46-1	680-3000	ユ 69
8	ラ・ポルトフィーナ高槻	平成27年 5月	(医)神明会	玉川 1-5-2	679-4165	80
合 計						742 (ユ 69)

※定員欄の「ユ」は、ユニット型（全室個室）のことで、（ ）内は再掲。

●介護保険施設地図



高槻市マスコットキャラクター「はにたん」



●近隣市町の介護保険施設（くわしくは、各市町にお問合せください。）

島本町

施設種別	施設名	設置法人	住所	電話番号
特養	弥栄の郷	(福)大阪水上隣保館	三島郡島本町山崎5-3-25	075-961-0171
老健	若山荘	(医)清仁会	三島郡島本町広瀬1121	075-961-6789

茨木市

施設種別	施設名	設置法人	住所	電話番号
特養	春風	(福)信仁会	茨木市南安威2-10-5	072-640-2626
	ラガール	(福)弘道福祉会	茨木市大字安威12	072-648-1500
	茨木荘	(福)天王福祉会	茨木市丑寅2-1-5	072-631-3388
	春日丘荘	(福)大阪府社会福祉事業団	茨木市南春日丘7-11-22	072-625-6377
	春菊苑	(福)慶徳会	茨木市見付山1-10-25	072-624-6500
	常清の里	(福)慶徳会	茨木市清水1-28-22	072-641-3151
	庄栄エルダーセンター	(福)秀幸福祉会	茨木市庄2-7-38	072-631-5151
	聖和荘	(福)茨木厚生会	茨木市畠田町11-25	072-626-0010
	豊川の郷	(福)十和会	茨木市豊川4-35-31	072-643-0333
	コムシェいばらき	(福)佳翔会	茨木市玉島1-28-1	072-632-3355
老健	たんぽぽ	(医)恵仁会	茨木市真砂3-21-27	072-636-8750
	めぐみ	(医)恵仁会	茨木市南安威2-10-17	072-641-8351
	ひまわり	(医)愛仁会	茨木市南春日丘7-9-18	072-621-2691
	清渓苑	(福)天王福祉会	茨木市大字泉原38-1	072-649-0111
	ライフポート茨木	(福)恩賜財団大阪府済生会	茨木市見付山2-1-39	072-622-0062
	あいの苑	(福)藍野福祉会	茨木市東太田4-5-20	072-645-6550

摂津市

施設種別	施設名	設置法人	住所	電話番号
特養	せつつ桜苑	(福)成光苑	摂津市桜町1-1-11	072-632-0400
	摂津いやし園	(福)気づき福祉会	摂津市鳥飼下1-13-7	072-650-3301
	とりかい白鷺園	(福)桃林会	摂津市鳥飼中1-19-8	072-654-5094
	摂津特養ひかり	(福)成晃会	摂津市鳥飼八防2-7-12	072-650-1300
老健	エスペラル摂津	(医)医誠会	摂津市南千里丘1-24	06-6319-0228
	摂津老健ひかり	(福)成晃会	摂津市東別府5-2-45	06-6340-1155

●近隣市町の介護保険施設（くわしくは、各市町にお問合せください。）

枚方市

施設種別	施設名	設置法人	住所	電話番号
特 養	アイリス	(福)秀美福祉会	枚方市春日東町2-12-10	072-858-1300
	安心苑	(福)清松福祉会	枚方市招提北町2-25-1	072-866-2217
	いこいの里	(福)松樹会	枚方市交北2-10-1	072-898-2197
	うぐいすの里	(福)福音会	枚方市南中振3-8-20	072-833-6000
	香里いちょう園	(福)東香会	枚方市東香里1-18-12	072-853-1881
	御殿山カーム	(福)大潤会	枚方市渚西2-7-30	072-890-0600
	サークル・ナート	(福)バルツア事業会	枚方市高田2-40-1	072-860-1117
	しらかばホール	(福)みすず福祉会	枚方市出屋敷西町2-1-1	072-849-1146
	津田荘	(福)枚方療育園	枚方市津田東町2-1-1	072-858-1755
	美郷	(福)美郷会	枚方市西招提町1253	072-866-7007
	悠々の苑	(福)大阪府母子寡婦福祉連合会	枚方市交北3-1-50	072-850-0038
	夢心	(福)清松福祉会	枚方市長尾北町1-1785-2	072-866-3939
	里仁館	(福)徳風会	枚方市田口山2-5-1	072-856-6565
	ひらかた聖徳園	(福)聖徳園	枚方市香里ヶ丘3-15-1	072-854-5826
老 健	枚方市立特別養護老人ホーム	(福)大阪府母子寡婦福祉連合会	枚方市交北3-1-52	072-851-9200
	ピープルハウス枚方	(福)光生会大阪	枚方市尊延寺1-4-1	072-859-6800
	のぞみの杜	(福)希望会	枚方市東中振2-17-13	072-835-3337
	老健ふじさか	(医)松徳会	枚方市藤阪天神町1-60	072-897-0111
	ユートピア	(医)大寿会	枚方市伊加賀西町47-1	072-841-2345
	美樟苑	(医)美杉会	枚方市養父東町18-30	072-867-0224
	カリタス東香里	(医)三上会	枚方市東香里1-24-34	072-853-0531
	勘右衛門	(福)永芳会	枚方市春日北町4-21-1	072-808-5000
	サテライトなごみの里	(医)みどり会	枚方市長尾北町3-1-1	072-818-2071
療養型	なごみの里	(医)みどり会	枚方市長尾北町2-1845-1	072-868-2072
	美杉	(医)美杉会	枚方市西招提町2166	072-866-7111
	枚方老人保健施設のぞみ	(福)希望会	枚方市田口山1-7-1	072-857-2525
介護医療院	津田病院	(医)中屋覚志会	枚方市津田北町3-30-1	072-858-8259
介護医療院	東香里介護医療院	(医)三上会	枚方市高田2-28-30	072-853-0502

※特養（特別養護老人ホーム）・老健（介護老人保健施設）・療養型（介護療養型医療施設）

●高槻市内 その他高齢者施設（令和5年6月現在）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（要支援2以上：直接施設へ申込）

	施設名	所在地	電話番号	定員
1	グループホームブルーベリー	東和町 57-1	671-0441	9
2	グループホームみどりヶ丘荘	奈佐原 4-7-1	692-3287	7
3	グループホーム・ファミリーまかみ	八丁畷町 19-11	681-8166	18
4	(医) 啓友会グループホームめぐみ	安岡寺町 1-36-8 (2階)	689-3251	6
5	(医) 啓友会グループホームめぐみ2	安岡寺町 1-36-8	689-3251	6
6	グループホームともしび	安岡寺町 6-5-14	687-0033	18
7	グループホーム和朗園	井尻 2-37-8	660-3600	18
8	(医) 仁寿会グループホーム円珠荘	北柳川町 2-6	697-5300	18
9	グループホームさらら	大字原 1109	688-0832	8
10	れんげ荘グループホーム	三島江 4-15-5	679-1128	27
11	グループホーム柚木（ゆうのき）	富田町 5-16-6	697-5126	9
12	サポートハウス灯り	八幡町 10-7	675-1219	18
13	高槻黄金の里グループホーム	黄金の里 1-14-8	687-3681	14
14	エイペックスひろのグループホーム	前島 1-36-1	669-5701	18
15	グループホームつむぎの家	富田町 5-16-6	697-3692	9
16	グループホームおだやか高槻松が丘	松が丘 1-9-3	687-8550	18
17	グループホームティアラ	大冠町 2-19-1	676-1901	9
18	グループホーム今城の丘	郡家本町 12-24	681-2625	9
19	グループホーム共生の里	成合北の町 840-10	689-5111	17
20	グループホームみさき高槻	北昭和台町 17-10	692-7611	18
21	グループホームみのり	郡家新町 74-1	681-6606	18
22	まかみグループホーム翔裕館	西真上 1-36-15	686-3510	18
23	グループホーム上牧の郷	東上牧 2-37-8	669-3366	18
24	グループホーム高槻荘「ゆらら」	郡家新町 48-7	686-2781	18
25	大冠カームグループホーム	須賀町 65-10	671-0055	18
26	グループホームひむろの里	氷室町 2-14-7	696-5500	18
27	グループホームファミリーなわて	八丁畷町 19-11	648-3105	9
28	(医) 仁寿会グループホーム円珠の丘	北柳川町 2-6	697-5450	18
29	グループホーム西之川原の郷	西之川原 1-17-1	698-1020	18
30	グループホーム楽彩	別所本町 13-6	684-8822	18
31	ハッピーグループホーム高槻	竹の内町 63-3	669-9979	18
32	グループホームひふみ	津之江北町 2-3	670-0123	18
33	グループホームさらら摂津峡	原 3142-1	648-3415	18
34	グループホーム今城の杜	郡家本町 8-5	686-0350	18
35	グループホーム黎明	上牧北駅前町 10-8	682-8280	18
36	グループホーム蒼寿	深沢本町 8-10	661-3303	18
37	(福) 愛和会グループホーム高槻あいわ	西之川原 2-46-3	668-5000	18

小規模多機能型居宅介護

	施設名	所在地	電話番号
1	大冠ホーム小規模多機能	須賀町 65-10	671-0055
2	小規模多機能ホームティアラ	大冠町 2-19-1	676-1901
3	(医) 仁寿会小規模多機能ホーム円珠の里	北柳川町 2-6	697-5300
4	くらし創造の家朋（とも）	富田町 4-17-10	697-6102
5	小規模多機能ゆ~らり	安岡寺町 2-1-10	689-9060
6	小規模多機能ホーム今城の丘	郡家本町 12-24	681-2625
7	小規模多機能ホームこころ	郡家新町 74-1	681-5002
8	小規模多機能型居宅介護あすなろ	日吉台一番町 24-28	668-3485
9	小規模多機能センター高槻荘「ゆらら」	郡家新町 48-7	686-2782
10	ハッピーケアスタッフ高槻	竹の内町 63-3	669-9969

看護小規模多機能型居宅介護（要介護1以上）

	施設名	所在地	電話番号
1	看護付小規模多機能ホーム上牧の郷	東上牧 2-37-8	669-3363
2	看護小規模多機能ホームきらら摂津峡	大字原 3142-1	648-3415
3	看護小規模多機能ホーム今城の杜	郡家本町 8-5	686-0350

認知症対応型通所介護

	施設名	所在地	電話番号
1	高槻けやきの郷認知症対応型通所介護	番田 1-60-1	662-5888
2	高槻エルダーセンター認知症対応型通所介護	東五百住町 2-4-32	690-5151
3	寿みのりの郷デイサービスセンター	寿町 3-3-12	690-2525
4	れんげ荘デイサービスセンター	三島江 4-38-7	677-5930
5	ミス・ブル記念ホームデイサービスセンター	松が丘 1-21-9	680-2233
6	高槻荘やすらぎデイサービスセンター	郡家新町 48-21	685-4632
7	上牧の郷デイサービスセンター	東上牧 2-37-8	669-3336
8	Hibiki	南芥川町 17-6-103	669-9577

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護（要介護1以上）

	施設名	所在地	電話番号
1	社会福祉法人 成光苑 高槻けやきの郷 あんしんケアコールセンター 24	番田 1-60-1	662-5888

夜間対応型訪問介護（要介護1以上）

	施設名	所在地	電話番号
1	高槻ナイトケアセンター アクティ	北園町 2-8	683-6200

**養護老人ホーム(福祉相談支援課へ相談)住宅困窮、低所得者等で在宅生活困難:
要支援程度までが標準**

	施設名	所在地	電話番号	定員
1	阿武山荘(※令和5年度中に閉鎖、新施設へ移行予定。)	阿武野 2-2-2	696-1134	50(特30)
2	楓ノ木荘 (※視覚障がい者向け)	塚原 1-8-1	694-0716	50(特10)

ケアハウス（特定施設は介護認定必要：地域密着型は要介護1～5の高齢市民：直接施設へ申込）

原則 60 歳以上で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方が入所する施設です。

車椅子の利用が可能な環境整備がされており、生活相談、入浴、食事の提供を行います。

	施設名	所在地	電話番号	定員
1	ケアハウスエイペックスひろの	前島 1-36-1	669-5701	50
2	グリーンケアハウス	奈佐原 4-7-3	690-3561	50
3	ケアハウスれんげ荘	三島江 4-38-7	677-5928	50
4	ケアハウス出丸苑	出丸町 4-62	676-2800	50
5	ケアハウス佑和	井戸 2-37-8	660-2700	30
6	ケアハウス リヴェスタひろの (特定施設:混合型)	唐崎南 3-30-5	679-2200	50(特50)
7	ケアハウス ぐんげ今城の丘(特定施設:混合型)	郡家本町 13-18	681-2020	50(特40)
8	(福)愛和会ケアハウス高槻あいわ (地域密着型特定施設)	西之川原 2-46-3	668-5005	20(特20)
9	大冠カーム小規模ケアハウス (地域密着型特定施設)	須賀町 65-10	671-0055	20(特20)
10	れんげ荘プラネットハウス地域密着型ケアハウス (地域密着型特定施設)	三島江 4-14-26	678-5635	20(特20)

サービス付き高齢者向け住宅（直接施設へ申込）

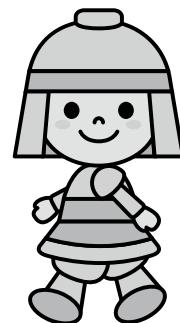
高齢者単身・夫婦等世帯が安心して居住できる賃貸等の住まいです。バリアフリー構造等を有し、安否確認・生活相談などの見守りサービスを提供します。

	施設名	所在地	電話番号	室数
1	そんぽの家 S 高槻南	北大通町 55-20	670-3067	90
2	ピースフリー高槻	氷室町 1-10-51	668-6490	46
3	プレマコティ高槻	芝生町 2-61-32	668-5338	50
4	スーパー・コート高槻城内	城内町 1-24	655-4850	60(特60)
5	フィオレ・シニアレジデンス高槻 East	須賀町 49-26	671-3370	30
6	はっぴーらいふ高槻	天川新町 11-2	672-7099	40
7	ハートランド高槻	辻子 3-74-2	661-7550	40
8	高槻ナーシングホームさくら	西真上 1-28-2	668-4711	33
9	津之江ナーシングホームさくら	津之江北町 8-11	648-3500	29
10	サービス付き高齢者向け住宅高槻けやきの郷	番田 1-60-1	662-5888	48
11	チャームスイート高槻藤の里	藤の里町 1-36	673-5825	83(特83)
12	フィオレ・シニアレジデンス高槻 West	須賀町 49-2	671-3344	27
13	そうごうケアホーム高槻土室	土室町 50-11	648-3330	40
14	ルグラン高槻	辻子 3-74-4	668-4830	44
15	テイク・ケアたかつき西	如是町 5-3	697-0161	27
16	びれい高槻	東五百住町 3-17-12	648-4380	40

有料老人ホーム（直接施設へ申込）

入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を提供する施設です。市内には介護付・住宅型の2つのタイプがあります。

	施設名	所在地	定員	特定	電話番号	室数
1	サンシティ高槻	芝谷町 53-3	217	99	698-1212	184
2	コットンクラブ	東和町 51-8	22	—	673-7703	19
3	ロングライフ高槻	南松原町 11-6	59	50	661-8501	53
4	ラビアンローズ高槻	月見町 11-1	45	45	682-3741	45
5	癒しの高槻館	八丁西町 3-19	95	95	686-6517	87
6	みやの楽々園	宮野町 7-1	100	100	671-2290	100
7	朋央	城南町 2-45-10	68	35	648-3704	68
8	スーパー・コート高槻	南庄所町 14-4	61	61	672-4850	61
9	ココリ	北柳川町 15-23	40	—	695-7000	40
10	ナチュラル高槻安満	安満北の町 12-9	30	—	685-5591	30
11	高槻ケアレジデンス翔裕館	西真上 1-36-15	10	—	686-3510	10
12	いこいの家 ハッピーライフ	城西町 1-22	5	—	675-7767	5
13	共生の里	八丁畷町 1-13	40	—	686-2613	40
14	西真上さくら館	西真上 1-28-18	25	—	648-3035	25
15	はっぴーらいふ高槻大塚	大塚町 1-1-11	53	—	676-8530	53
16	はっぴーらいふ高槻富田	富田町 6-15-7	47	—	691-5136	47
17	シャンテ高槻	大塚町 5-10-1	40	—	676-7061	40
18	なかじまヘリオハウス	安岡寺町 2-1-10	17	—	689-9060	17
19	はっぴーらいふ高槻南	竹の内町 63-3	47	—	676-9055	45
20	ルソン・ドウ・クール高槻	西町 10-35	79	—	697-5566	78
21	マーコット高槻	芝生町 1-22-7	44	—	678-3816	44
22	ラ・メゾン高槻	唐崎西 2-2-9	63	—	669-8901	60
23	そうごうケアホーム高槻塚原	塚原 4-1-1	38	—	669-8888	38
24	幸 PREMIUM 高槻西冠	西冠 2-1-5	71	—	669-7680	69



高槻市マスコットキャラクター「はにたん」

一般介護予防事業



●一般介護予防事業（すべての高齢者が対象）

高槻市ますます元気大作戦！

「高槻市ますます元気大作戦！」とは、介護予防の取組です。介護予防とは、介護を必要とする状態になるのを防ぐこと、また介護が必要になつてもそれ以上悪化させないようにすることを言います。住み慣れた地域や、家でいつまでも元気に暮らすためには、一人ひとりが介護予防について知り、積極的に取組を始めることが大切です。

老化のサインを早期に発見しましょう！

あなたに必要な介護予防の取組のポイントを知るために、あなたの日常生活を「はい」か「いいえ」でチェックしてみましょう。

実施日 年 月 日

No.	質問項目	いずれかに○		合計点
生活機能	1 バスや電車で1人で外出していますか	0 はい	1 いいえ	点
	2 日用品の買い物をしていますか	0 はい	1 いいえ	
	3 預貯金の出し入れをしていますか	0 はい	1 いいえ	
	4 友人の家を訪ねていますか	0 はい	1 いいえ	
	5 家族や友人の相談にのっていますか	0 はい	1 いいえ	
運動	6 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0 はい	1 いいえ	点
	7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0 はい	1 いいえ	
	8 15分位続けて歩いていますか	0 はい	1 いいえ	
	9 この1年間に転んだことはありますか	1 はい	0 いいえ	
	10 転倒に対する不安は大きいですか	1 はい	0 いいえ	
栄養	11 6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1 はい	0 いいえ	点
	12 BMIが18.5未満ですか ※BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)	1 はい	0 いいえ	
口腔	13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1 はい	0 いいえ	点
	14 お茶や汁物等でむせることがありますか	1 はい	0 いいえ	
	15 口の渴きが気になりますか	1 はい	0 いいえ	
閉じこもり	16 週に1回以上は外出していますか	0 はい	1 いいえ	点
	17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1 はい	0 いいえ	
認知機能	18 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか	1 はい	0 いいえ	点
	19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0 はい	1 いいえ	
	20 今日が何月何日かわからない時がありますか	1 はい	0 いいえ	
うつ	21 (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1 はい	0 いいえ	点
	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1 はい	0 いいえ	
	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1 はい	0 いいえ	
	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1 はい	0 いいえ	
	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1 はい	0 いいえ	

結果をチェック
〔必要な取組を確認しましょう〕

運動関係の合計
3点以上

足腰の筋力を鍛えましょう！

栄養関係の合計
2点

食生活を見直しましょう！

口腔関係の合計
2点以上

お口の健康を保ちましょう！

閉じこもり合計
1点以上

認知機能合計
1点以上

うつ合計
2点以上

他者との交流機会を増やしてみましょう！

相談できる人に話してみましょう！

高槻市ますます元気！健幸ポイント



市が指定する各種事業に参加することで、「健幸パスポート」にスタンプを押印してポイントを貯めていきます。貯まったポイントで記念品との交換や寄付ができるというものです。

「健康部門（1スタンプ10ポイント）」、「生涯学習・文化・芸術部門（1スタンプ5ポイント）」、自己記入でたまる「ボランティア部門（年10ポイント）」と「趣味活動部門（年5ポイント）」があり、100、200、300ポイントコース達成のいずれかで、障がい福祉サービス事業所で製作された記念品との交換や民間保育園等への寄付ができます。自分自身が健康になることで障がい者自立支援や次世代育成支援などの社会貢献ができる、一石二鳥の取組です。

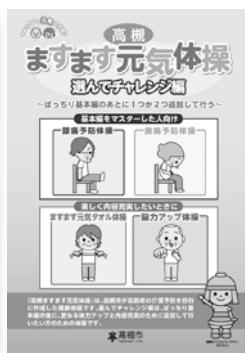
「健幸パスポート」発行窓口

- ・長寿介護課
- ・支所（3ヶ所）
- ・健康医療政策課
- ・地域包括支援センター（12ヶ所）
- ・健康づくり推進課
- ・高槻城公園芸術文化劇場
- ・すこやかテラス（5ヶ所）
- ・クロスパル高槻
- ・公民館（13ヶ所）
- ・生涯学習センター



実践！ますます元気体操・もてもて筋力アップ体操 ～高齢者グループへの体操教材無料貸し出し～

「高槻ますます元気体操」は体力づくりの基本となる体操で、ぱっちり基本編（ストレッチ体操・筋力アップ体操・お口の体操・ウォーキング）と選んでチャレンジ編（膝痛予防体操・腰痛予防体操・タオル体操・脳力アップ体操）の2種類です。「高槻もてもて筋力アップ体操」は足腰の筋力やバランス向上効果があり、約4分間の音楽に合わせて行う体操です。体操を概ね月1回以上の頻度で取り組むグループにDVD、CDを貸し出したり、専門職が定期的に訪問し支援しています。



ますます元気体操



もともて筋力アップ体操

体操グループ活動支援

高槻ますます元気体操、高槻もてもて筋力アップ体操に取り組むグループが200以上の拠点で活動しています。地区福祉委員会が行う「ますます元気クラブ」、市民が自主的にグループを作つて体操をする「自主グループ」があります。参加希望の場合は、長寿介護課までお問合せください。また、グループを作つてみたいという方は出前講座に伺いますのでお気軽にご相談ください。

介護予防出前講座

ご指定の場所にお伺いして、依頼に応じた下記のメニューなどについて出前講座を行います。
注意：日程調整が必要ですので、ご予定日の1か月前までを目安にご相談ください。

《講座メニュー》

1. 体力づくりの基本！ますます元気体操
2. 短時間で体力づくり、もてもて筋力アップ体操
3. 目指せ！体力年齢マイナス10歳
4. 認知症を詳しく知る
5. バランスよく栄養をとる
6. 役立つお口の話

など



各種介護予防教室

概ね60歳以上の方を対象に開催しています。

各教室の日程は、広報誌やホームページにて、お知らせしています。

①すこやかエイジング講座

いつまでも自分らしい生活を送るためのポイントをお伝えします。すこやかに年を重ねて、健康長寿を目指しましょう。

体力作りの基本を学ぶ初級（半日講座・先着順）、健康作りを総合的に学び実践を通して効果を体験していただく中級（連続5回講座・要申込）、運動・栄養・社会参加等の各テーマ別に更に理解を深め、介護予防の活動を地域やグループで仲間と実践する上級があります。（半日講座・要申込）

②元気体操クラス

すこやかテラス等で、高槻ますます元気体操を専門職の指導のもと、実施しています。
(当日先着順)

③もてきんスタジオ

安満遺跡公園等で定期的に、高槻もてもて筋力アップ体操とラジオ体操を専門職の指導のもと、実施しています。(当日先着順)

④健康サポートひろば

すこやかテラスにて専門職による介護予防や体力づくりに関する個別的な相談ができます。体力測定も実施しています。

※すこやかテラスで開催する教室は60歳以上の方が対象です。

イベント・講演会など

毎年、介護予防に関する講演会やイベントを開催しています。新しい日程や内容は、広報「たかつきDAY'S」に掲載しますのでご覧ください。

また、ホームページや広報で介護予防に役立つコラムを掲載するなど随時情報を発信しています。

介護予防通所型事業(街かどデイハウス介護予防教室)

介護予防に資するサービスを住民主体で提供している街かどデイハウスで、ますます元気体操を中心とした介護予防教室を開催し、高齢者の運動機能の維持・向上を目指します。

対象者 概ね65歳以上の高齢者

利用料 施設によって異なります。

	名称	所在地	電話
1	きららの家	原1109番地	688-0842
2	とうりやんせ	大蔵司1丁目8-25	683-0622
3	なごみの家	富田町3丁目29-5	694-6062
4	北摂すまいるハウス	宮田町3丁目56-1	693-2989
5	みかん	川添2丁目20-28	692-5940
6	キャロット	宮野町16-1	655-8839
7	ヘリオ横丁寄ってこ広場	安岡寺町1丁目20-3	687-6680

※開所日・利用料などの問い合わせ、申し込みは直接各施設へご連絡ください。

●介護保険料

第1号被保険者の保険料(65歳以上の方)

保険料の基準額は高槻市での介護サービスに必要な費用や、65歳以上の人口の見込みなどをもとに、3年度を単位として条例により定められています。その上で、所得などに応じて保険料が算定されます。

なお、低所得者の保険料負担軽減を図る観点から、第1段階～第3段階の方に公費が投入され、保険料率の引き下げを行っています。

高槻市の保険料基準額(令和3年度から令和5年度)…年間67,204円(月額5,600円)

保険料段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者(*1)で世帯全員(*2)が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、被保険者本人の合計所得金額(公的年金などにかかる所得を除く)(*3)+課税年金収入額(*4)の合計が80万円以下の方	20,161円 (基準額×0.30) 【※1】
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、被保険者本人の合計所得金額(公的年金などにかかる所得を除く)+課税年金収入額の合計が120万円以下の方	26,882円 (基準額×0.40) 【※2】
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1、第2段階以外の方	43,683円 (基準額×0.65) 【※3】
第4段階	市民税が課税世帯であって、被保険者本人が市民税非課税かつ合計所得金額(公的年金などにかかる所得を除く)+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	57,124円 (基準額×0.85)
第5段階	市民税が課税世帯であって、被保険者本人が市民税非課税の第4段階以外の方	67,204円 (基準額)
第6段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	77,285円 (基準額×1.15)
第7段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	77,621円 (基準額×1.155)
第8段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	84,005円 (基準額×1.25)
第9段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上210万円未満の方	90,726円 (基準額×1.35)
第10段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	100,806円 (基準額×1.50)
第11段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上450万円未満の方	102,151円 (基準額×1.52)
第12段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が450万円以上600万円未満の方	124,328円 (基準額×1.85)
第13段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	126,344円 (基準額×1.88)
第14段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方	141,129円 (基準額×2.10)

【※1】公費投入前は、33,602円(基準額×0.5)です。【※2】公費投入前は、43,683円(基準額×0.65)です。

【※3】公費投入前は、47,043円(基準額×0.70)です。

(*1) 老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得のない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

(*2) 世帯は、毎年4月1日（年度途中に資格を取得した方は資格取得日）時点の状況が基準となります。

(*3) 総所得金額、分離課税の所得金額（特別控除前の土地・建物等の譲渡所得金額、株式等譲渡所得金額、上場株式等配当所得金額、先物取引所得金額）、山林所得金額及び退職所得金額（分離課税分を除く）について純損失・雑損失等の繰越控除を適用しないで計算した合計額をいいます。ただし、介護保険料の算定には、合計所得金額から土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額、及び公的年金等に係る所得（保険料段階が第1～第5段階の人のみ）を控除した額を用います。なお、令和3年度から適用された税制改正に伴う不利益が生じないように、合計所得金額に給与所得または公的年金等所得が含まれている場合には、最大10万円を控除した額を用います。

(*4) 税法上課税となる公的年金など（国民年金、厚生年金、企業年金など）の収入をいい、非課税年金（遺族年金、障がい年金など）は含まれません。

保険料の納め方

保険料の納め方は特別徴収と普通徴収の2種類があります。保険料は原則として特別徴収でなめますが、年金額などの条件により普通徴収で納めることもあります。

特別徴収	老齢年金(退職)・障がい年金・ 遺族年金が年額18万円以上の方	年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ天引きされます。
普通徴収	老齢年金(退職)等が 年額18万円未満の方	高槻市から送付される納付書で個別に納めます。 (口座振替で納めることもできます。)

※老齢福祉年金・恩給のみの受給者や年金を受給していない人については、普通徴収となります。

また、次のようなときは一定期間普通徴収になります。

- 65歳（第1号被保険者）となったとき
- 他の市区町村から転入したとき
- 年度の途中で保険料段階が変更になり、保険料が減額になったとき
- 年金受給に関する書類の提出が遅れたとき
- 年金を担保に融資等を受けたとき

保険料の減免について

次のような場合で、保険料の納付が困難になったとき、一定の基準により保険料が減額される場合があります。

- 災害により、損害を受けた場合
- 収監された場合
- 失業や事業不振などにより、収入が著しく減少した場合
- 生活が困窮していて、下記の①～⑦すべての要件に該当される場合
 - ①保険料段階が第3段階以下であること（生活保護受給者以外の方）
 - ②世帯員全員が市民税非課税であること
 - ③世帯員全員の収入見込額合計が下表の金額以下であること

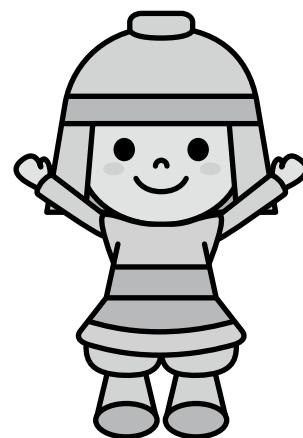
世帯員数	収入見込額合計（非課税収入を含む）
1人世帯	110万円
2人世帯	158万円
3人世帯	208万円
4人世帯	254万円
5人以上	世帯の人数が1人増すごとに44万円を加算

- ④世帯員全員の預貯金等の総額が350万円以下であること
- ⑤市民税課税者に扶養されていないこと
- ⑥世帯員全員が居住用以外に土地又は家屋を所有していないこと
- ⑦介護保険料を滞納していないこと、又は納付意思があること

なお、減免申請は、納期限までに行ってください。

(収入の減少と生活が困窮している場合において、年間保険料額を対象とする場合は第1期（6月）納期限まで)

※高槻市では、介護保険料の賦課・納付に関する業務を国民健康保険課（☎674-7075・7076）で行っています。



高槻市マスコットキャラクター
「はにたん」

保険料は納め忘れのないように

介護保険制度は、介護が必要になっても、できる限り自宅での生活を続けられるよう、介護を必要としている人を支える制度です。40歳以上のみなさんが納める保険料は、保険運営の財源の半分を占める大切なものです。

現在、サービスを利用していなくても、これから先介護が必要となるかもしれません。その時に安心してサービスを利用できるよう、保険料は納め忘れのないようにしましょう。

保険料を納めないと

- 1年間以上保険料を滞納した場合は、介護サービスの費用がいったん全額利用者負担になり、後日、9割、8割または7割相当分の払い戻しを受けることになります。
- 1年6か月間以上滞納した場合には、保険給付が一時差し止められます。さらに滞納が続く場合には、差し止められた保険給付から滞納保険料が控除されることがあります。
- 2年間以上滞納した場合には、滞納期間に応じて保険給付が制限され、自己負担の割合が1割または2割の場合は3割、3割の場合は4割負担に引き上げられ、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費が受けられなくなります。
- 督促状や催告書が送付され、延滞金が課される場合があります。さらに滞納処分（財産の差押）を受けることがあります。納付が困難な時は、お早めにご相談ください。

第1号被保険者保険料基準額(月額)の算出の考え方

3年間の費用見込額(令和3年度～令和5年度)

945億7,349万2,396円

(単位：円)

内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額	27,211,465,104	28,257,248,031	29,502,552,009
地域支援事業費	2,932,591,112	3,198,107,986	3,471,528,154

第1号被保険者負担分相当額

$$\boxed{3\text{年間の費用見込額}} \times 23\% = \boxed{217\text{億}5,190\text{万}3,251\text{円}}$$

+ 調整交付金相当額	46億4,208万0,241円
- 調整交付金見込額	43億9,105万3,000円
+ 財政安定化基金拠出金	0円
- 介護保険給付費等準備基金取崩額	17億2,432万8,000円
- 財政安定化基金取崩額	0円

$$\boxed{\text{第1号被保険者保険料収納必要額}} = \boxed{202\text{億}7,860\text{万}2,492\text{円}}$$

保険料基準額

$$\begin{aligned} \text{第1号被保険者保険料収納必要額} &\div \text{予定保険料収納率 (98.8\%)} \\ &\div \text{3年間の所得段階別加入割合補正後被保険者数合計 (305,410人)} \\ &= 67,204\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{保険料基準額 (年間)} &\div 12\text{か月} \\ = \text{保険料基準額 (月額)} &5,600\text{円} \end{aligned}$$

第2号被保険者の保険料(40歳以上65歳未満の医療保険加入の方)

40歳以上65歳未満の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により定められ、医療保険料と一括して納めます。詳しい保険料については、それぞれ加入の医療保険者（お勤めの会社など）にお問合せください。

①高槻市国民健康保険に加入している方

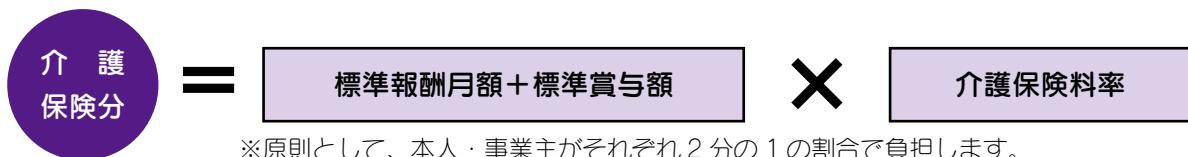
保険料は、世帯ごとに次のように決められます。



納め方 国民健康保険料として世帯主が納めます。

②職場の医療保険に加入している方

保険料は、医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与及び賞与の額（標準報酬月額等）に応じて次のように決められます。

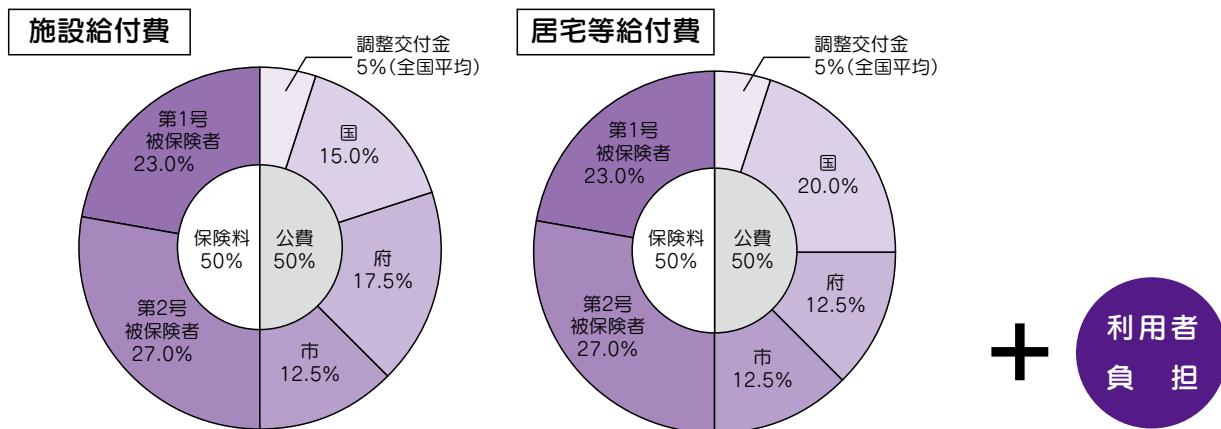


納め方 給与から徴収（天引き）されます。

※ 40歳以上65歳未満の被扶養者の保険料は、被扶養者が加入する医療保険でのお支払いになります。被保険者本人が65歳になられた場合の被扶養者の保険料は加入されている医療保険によって異なります。詳しくは、ご加入の医療保険にお問い合わせください。

●介護保険の財源

みなさんが納める保険料は介護保険を運営していくための大切な財源です。



①調整交付金5%分は、後期高齢者（75歳以上）の割合等により調整されるため、実際に交付される割合は市町村により異なります。

②介護予防・日常生活支援総合事業等の地域支援事業費の23%分も保険料でまかなわれています。

要支援・要介護認定者等の状況

●要支援・要介護認定者等の状況

軽度の認定者が急増しています

下表は、介護保険制度が始まってからの高槻市の要介護度別認定者数の推移を示しています。要支援・要介護認定者数は、令和5年3月末で20,280人となり、平成12年と比べて約5倍になっています。高齢化に伴い、年々認定者数が増加しています。

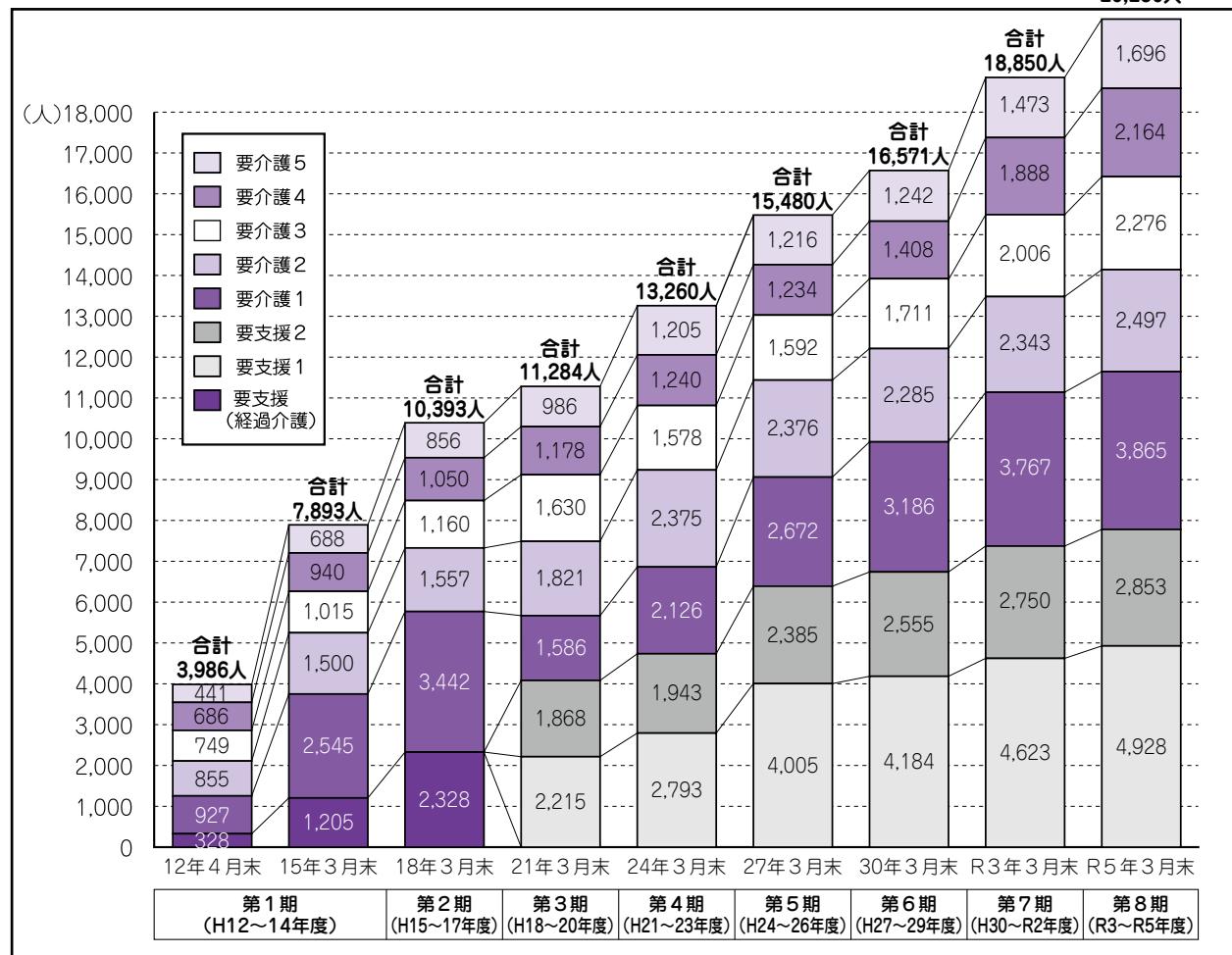
総人口と高齢者数（65歳以上）の推移

(単位：人)

	12年4月末	15年3月末	18年3月末	21年3月末	24年3月末	27年3月末	30年3月末	R3年3月末	R5年3月末
総人口	360,344	355,181	358,008	358,539	357,137	355,240	352,990	350,819	348,020
高齢者数	49,696	58,566	67,667	78,757	85,247	96,226	101,181	102,734	102,036
高齢化率 (高齢者数/総人口)	13.8%	16.5%	18.9%	22.0%	23.9%	27.1%	28.7%	29.3%	29.3%

認定者数の推移

合計
20,280人



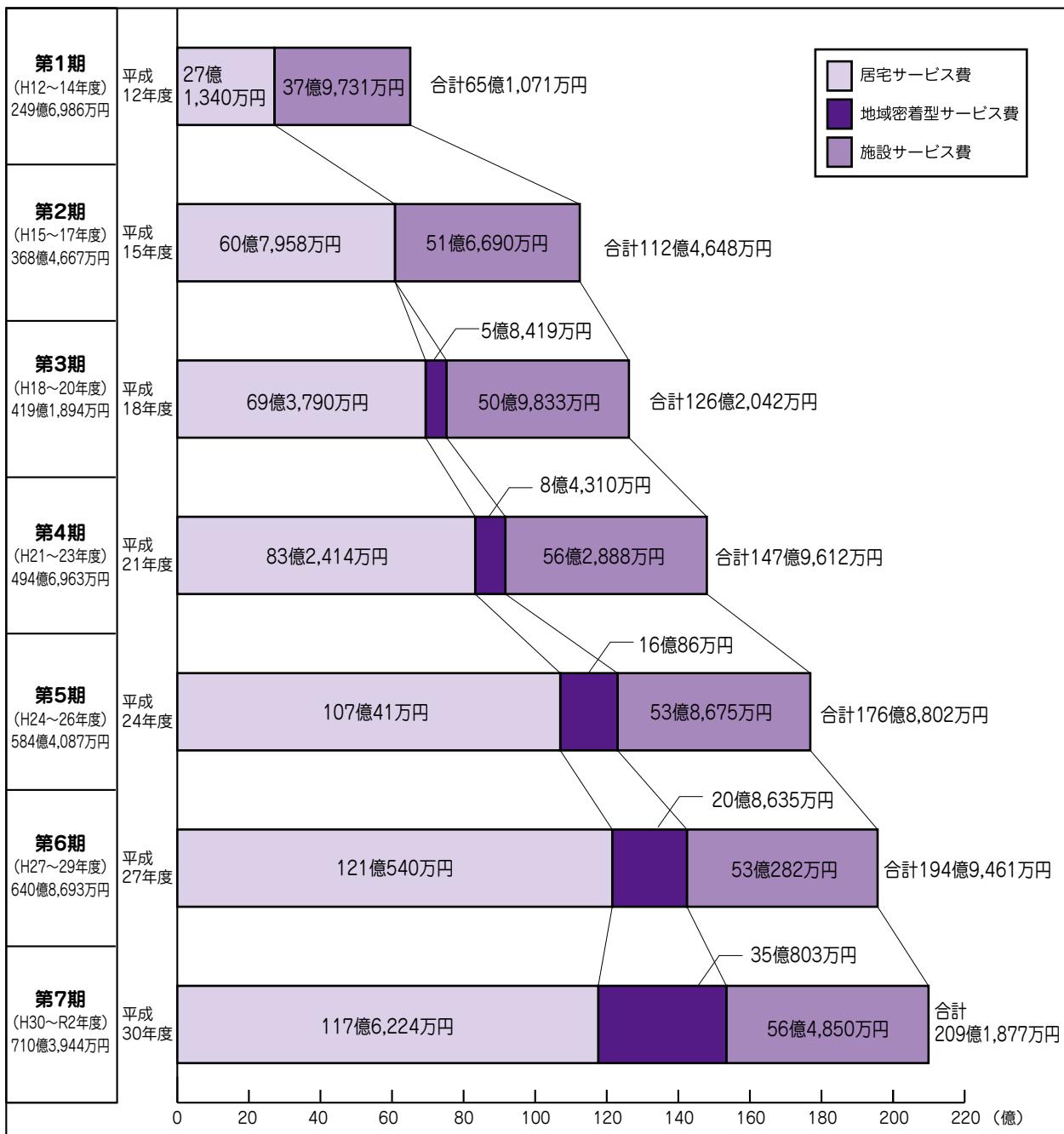
※平成18年度より要支援及び要介護1～5の6区分から、
要支援1・要支援2及び要介護1～5の7区分に変更されました。



保険給付費用も年々増加しています

保険給付費用（介護サービス費用から利用者負担額を除いた費用）については、平成12年度と平成30年度を比べると、約3倍を超えており、令和元年度以降も増加することが見込まれています。

保険給付費用（居宅・地域密着型・施設）の推移



- （注）・居宅サービス費（介護予防サービス含む）とは、19~22ページ、24~28ページ、32~33ページ掲載サービスの各保険給付費用合計額のこと。
- ・地域密着型サービス費（介護予防サービス含む）とは、平成18年4月から始まったサービスで、23ページ、29~31ページ掲載サービスの各保険給付費用合計額のこと。
- ・施設サービス費とは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の各保険給付費用合計額のこと。
- ・第1期から第7期の各期の合計額は、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を含めた標準給付費を表しています。

●介護予防・地域支え合いなどのサービス

ひとり暮らし高齢者・寝たきり高齢者調査

民生委員児童委員の協力を得て、ひとり暮らしの高齢者および在宅の寝たきりの高齢者の調査を実施しています。

調査時期 毎年9月頃

高齢者地域支え合い事業

社会福祉協議会地区福祉委員会の小地域ネットワークを中心として、ひとり暮らしの高齢者等に対して、安否確認を目的とした見守り・声かけ訪問運動を行っています。

問合せ先 高槻市社会福祉協議会（☎674-7497）

緊急通報装置等の設置

日頃から健康不安を抱えている在宅の高齢者等を対象に、緊急な援助が必要なとき、速やかに対応するため、緊急通報装置等をレンタルし、設置します。

対象者 ひとり暮らしの高齢者（日中等ひとり暮らしの方を含む）又は高齢者のみの世帯
※熱感知センサー：対象者の内、ひとり暮らしの方のみ

※モバイル端末型緊急通報装置：対象者の内、固定電話回線を設置できない方のみ

利用料 緊急通報装置 月907円(税込)、緊急通報装置及び熱感知センサー 月1,688円(税込)
※市町村民税の非課税世帯は無料
モバイル端末型緊急通報装置 月1,089円(税込)
※市町村民税の非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料

その他 自宅玄関の合鍵を委託業者に預けること

介護用品（紙おむつ）の支給

重度の介護を要する在宅の高齢者を介護している家族に、紙おむつ等の介護用品を毎月自宅に配達します。

対象者 介護保険で「要介護4又は5」と認定された在宅の高齢者を現に介護している家族の方
(介護を受けている方と主たる介護者の世帯全員が市民税非課税であること。)

支給品目 市が決定した紙おむつの品目から選択

おむつ使用証明書の発行

おむつ代について医療費控除を受けるために、おむつ使用証明書の用紙を発行しています。なお、介護認定を受けておられ、医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、主治医意見書の内容を照合した確認書を発行しています。

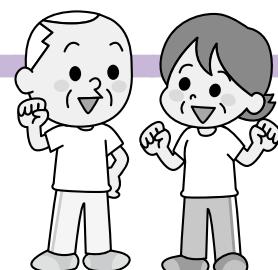
初めての方 おむつ使用証明書の用紙を発行（医療機関で証明を受けます。（文書料必要））

2回目以降の方 おむつ使用確認書を発行（無料）

地域包括支援センター主催の介護予防教室

高齢者ができる限り要介護状態、寝たきりとなることなく健康でいきいきとした生活が送れるよう介護予防教室を開催しています。

利用料 無料（必要に応じて実費負担）



シルバーハウジング生活援助員の派遣

ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活ができるように、住宅の設備・仕様に配慮した公営住宅（大阪府の住宅施設）に、生活相談や緊急時にも対応できる生活援助員を派遣します。

対象者 65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯

対象住宅 府営高槻城東住宅（20戸） ※入居者については、府が募集

利用料 家賃以外に所得に応じた負担金が必要

障がい者控除対象者の認定

障がい者手帳等の交付を受けておられない6ヶ月以上寝たきりや認知症で複雑な介護を要する方、身体に障がいがあるが障がい者手帳の取得が難しい方に「障がい者控除対象者認定書」を発行しています。確定申告時に「障がい者控除対象者認定書」を提示すれば、障がい者控除を受けることができ、所得税・住民税の軽減が受けられます。

対象者 障がい者手帳等の交付を受けておられない65歳以上の方、寝たきりの方の場合は65歳未満でも該当する場合あり

救急医療情報キットの配付

ひとり暮らしの高齢者（日中等ひとり暮らしの方を含む）又は高齢者のみの世帯に救急医療情報キットを配付します。キットは医療情報を記入する用紙やシール等で、救急時に必要な情報（持病、かかりつけ病院、緊急連絡先など）を、冷蔵庫に保管しておくものです。

高齢者の方に異変が起こって救急隊が駆けつけた時に、救急隊員が用紙から必要な医療情報を迅速に把握して、その後のスムーズな対応に繋げていくことを目的としています。

対象者 ひとり暮らしの高齢者（日中等ひとり暮らしの方を含む）又は高齢者のみの世帯

配付 無料

生活支援センター事業

介護保険サービス等で対応できない、高齢者の日常生活でのちょっとした困りごと（買い物や外出時の付き添い、見守りなど）を生活支援センター（ボランティア）がお手伝いします。

対象者 65歳以上の在宅高齢者

利用料 無料（1回概ね2時間まで） ※活動にかかる実費は利用者負担になります。

問合せ先 高槻市社会福祉協議会（☎ 674-7497）

生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、高齢者が暮らしやすい地域にするために、生活支援サービスや地域の様々な活動に関する情報を収集し、高齢者の生活上の困りごとの支援や通いの場の充実に取り組んでいます。

●お知らせください

- ・空き部屋やスペースを使って地域貢献がしたい
- ・地元で助け合いのボランティア活動を始めたい

●ご相談ください

- ・気軽に立ち寄れる場所（カフェ、サロン、趣味活動の場など）を知りたい
- ・住民同士の助け合い活動の紹介 など

問合せ先 高槻市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター（☎ 676-9052）

●生きがいと健康づくり、社会参加促進などのサービス

老人クラブの活動助成

おおむね60歳以上の会員で構成し、地域の高齢者が自主的に設立した団体（老人クラブ）に、老人クラブ活動の活性化を図るために、会員数に応じて活動費を助成します。（新規結成についてはご相談ください）

助成費	会員数	71人以上	31人～70人	21人～30人	20人
助成額		2,700円×年間月数に30人を超える70人までは1人あたり月額180円、70人を超えた会員数には1人あたり月額120円を加算した額（ただし、上限額:500,000円）	2,700円×年間月数に30人を超えた会員数に1人あたり月額180円を加算した額	1,800円×年間月数に20人を超えた会員数に1人あたり月額90円を加算した額	1,800円×年間月数

老人クラブの日帰り旅行への助成

老人クラブ活動の活性化を図るとともに、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを目的に、日帰り旅行にかかる費用の一部を助成します。

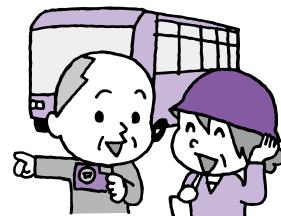
助成回数 各老人クラブごとに年1回

助成費 貸し切りバス調達の場合

参加人数	補助上限額
10人～25人	80,000円
26人～50人	100,000円
51人～	180,000円

旅行ツアー、公共交通機関（鉄道等）を利用した場合

補助上限額
2,000円／人



市営バス乗車券（ICカード）の交付

高齢者が積極的に外出できる機会を増やすために、市営バス全路線に割引（1乗車100円）若しくは無料で乗れる乗車券（ICカード）を交付します。ご利用いただく場合は、市内37箇所の郵便局で申請手続きが必要です。

対象者

割引乗車券…70歳から74歳の方

無料乗車券…75歳以上の方 ※対象者の年齢には経過措置があります

誕生日の1週間程度前に自宅に郵送

転入された方は、転入日の翌月に自宅に郵送

※すぐに利用される場合は、長寿介護課に連絡

申請書の発送時期

申請書と本人であることが確認できる書類を用意し、市内郵便局で手続きが必要

申請方法

市内郵便局（桜田簡易郵便局を除く）

申請窓口

申請手続き後、郵便局で即日交付します。

交付後はすぐに利用できます。割引乗車券は、事前に1,000円単位の現金チャージが必要です。

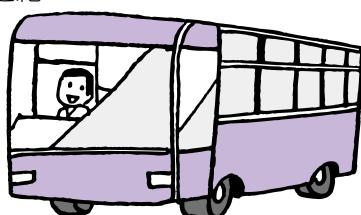
乗車方法

乗るとき・降りるときにICカード読み取り機にタッチしてください。

他の交通系ICカード（ICOCA等）と重ねてタッチできませんので、ご注意ください。

再交付

紛失・破損等で使えなくなった場合は、長寿介護課で手続きが必要です。（再交付の際には、手数料500円が必要。）



敬老祝品の贈呈

長寿をお祝いして、市内最高齢の方に、敬老祝品を贈呈します。90歳の方には、市長のメッセージカードを贈呈します。

対象者 9月15日現在で、90歳・市内最高齢の方

メッセージカード 9月に自宅へ配達（申請は不要）

内閣総理大臣からの祝状及び記念品の贈呈

敬老の日の記念行事として、年度中に100歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣から祝状及び記念品が贈呈されます。市より、9月15日以降高齢者宅等にお届けします。

シルバー人材センター

経験や技術を活かして、生きがいの充実や社会参加、社会貢献の機会を希望する60歳以上の方に、臨時・短期的、またはその他軽易な就業の場を提供しています。

問合せ先 公益社団法人 高槻市シルバー人材センター（☎681-2751）

※会員登録が必要（年会費1,500円が必要）

すこやかテラス（市立老人福祉センター）

すこやかテラスは、60歳以上の方が健康で明るい生活を営むために、教養の向上、健康づくり、レクリエーションの場、憩いの場として利用できる施設で、市内に5施設あります。



①富田すこやかテラス	富田町 2-4-9	☎ 694-7212
②郡家すこやかテラス	郡家新町 48-6	☎ 685-0479
③春日すこやかテラス	春日町 21-28	☎ 671-7872
④山手すこやかテラス	山手町 2-2-2	☎ 685-4656
⑤芝生すこやかテラス	芝生町 4-3-11	☎ 678-6620

※②郡家④山手のみ送迎の巡回バスを運行しています。

利用料 無料

施設内容 介護予防教室への参加や、囲碁・将棋・カラオケ・バンパーなどの各種趣味教室が楽しめます。来館者が利用することができるWi-Fi環境が整っています。

高齢者文化作品展

高齢者が、日常生活の中で創造した、書道・俳画・写真・華道・手芸等の作品を展示し、交流の輪を拡大します。

開催時期 毎年9月頃に開催



シニアハイキングの開催

高槻市シニアクラブ連合会ハイキング委員会が開催します。

市内及び市内近郊のハイキングコースを巡ります。

問合せ先 高槻市シニアクラブ連合会（☎683-9029）

成年後見制度に関する相談

認知症などにより、判断能力が不十分になった方の財産管理や重要な契約を支援するため、親族等の申立てにより、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人を選任します。成年後見に関する様々なご相談を受け付けています。なお、申立をする親族がない場合は、市長が申立を行うことも、可能ですので、ご相談ください。

※判断能力が不十分になった時に備える任意後見制度もあります。

高齢者虐待防止（相談、連絡先）

高齢者虐待についての相談窓口、虐待を見かけられた場合の連絡先は以下のとおりです。

問合せ先 福祉相談支援課 ☎674-7171

地域包括支援センター（76～77ページをご覧ください）

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分なため、福祉サービスの適切な利用や金銭管理が困難な方に、福祉相談・金銭管理サービスなどの援助を行います。（利用料：収入や預貯金の額によってサービス毎に無料～3,000円／月）

問合せ先 高槻市社会福祉協議会（☎661-7000）

老人福祉法による緊急措置

介護保険の訪問介護、通所介護、短期入所、グループホーム、特別養護老人ホームへの入所など介護認定がされるまでの期間、措置をします。

対象者 家族からの虐待、認知症等で介護保険の申請ができない方

利用料 自己負担分が必要となります。

生活管理指導短期宿泊事業

65歳以上で、日常生活に不安がある方が一時的な体調不良の場合等に、短期間、施設に入所し、改善を図ります。事前登録及びかかりつけ医の診断書が必要です。

対象者 ひとり暮らしの方で、日常生活に不安があり、一時的な体調不良になった方等（月1回の利用で7日以内まで利用可能）

利用料 1日あたり1,352円 ※利用料の内1,000円は食材料費相当額

養護老人ホーム入所

おおむね65歳以上で、環境上（1人で生活することが困難な状態等）および経済的な事情により、自宅で生活することが困難で市内に住民票等のある方が入所できます。

利用料 本人及び扶養義務者の収入に応じて負担金が必要

配食サービス事業

栄養バランスのとれた夕食を自宅へ配達するとともに、安否などを確認し、健康状態に異常があれば関係機関に連絡します。

週6回（月～土曜日）までの利用となります。

※なお、食の自立の観点から、申請にあたっては介護保険サービスやその他のサービスとの総合調整を行います。

対象者 65歳以上の方で、高齢・心身の障がいおよび疾病等の理由で調理困難なひとり暮らし

または高齢世帯の方（重度の障がい者のみの世帯の方を含む）

利用料 食材費及び調理費として1食510円

●認知症の方へのサービス

行方不明高齢者SOSネットワーク

認知症高齢者等が行方不明となった場合に備えて、情報を事前登録し、行方不明時には協力機関にFAX送信による情報提供を行い、迅速な発見を目指します。

対象者 認知症等により行方不明になる恐れがある方

利用料 無料

見守り安心ネットワーキール

認知症高齢者等が行方不明となった場合に備えて、二次元コード付のシールを配布し、そのコードを携帯電話で読み込むと連絡先が表示され、保護された後のスムーズな身元確認を行うことができます。

対象者 認知症等により行方不明になる恐れがある方
(行方不明高齢者SOSネットワークに登録している方)

利用料 無料

行方不明高齢者家族支援サービス

認知症高齢者が行方不明となった場合、位置検索システム（GPS）を利用し、家族が早期に居場所を特定することにより、高齢者の安全の確保と介護者の負担軽減を図ります。

対象者 認知症により行方不明になる恐れがある在宅高齢者を介護している家族の方

利用料 位置検索時の通信料及び情報提供料等の負担があります。

認知症地域支援推進員

高槻北地域包括支援センターと五領・上牧地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。認知症疾患医療センター(新阿武山病院)等と連携を図りながら相談・支援を行います。

問合せ先 高槻北地域包括支援センター ☎687-8010 FAX644-8011
五領・上牧地域包括支援センター ☎660-3608 FAX660-3601

認知症初期集中支援チーム

40歳以上で、ご自宅で生活されている方で、認知症の診断が無い方、または診断を受けておられても継続的なサービスを受けられていない方に対し、支援を行うチームです。チームは医療・介護の専門職で構成され、困りごとに対して、受診勧奨やサービス利用等についての支援を行います。

問合せ先 福祉相談支援課 ☎674-7171

若年性認知症の本人と家族のつどい「ひまわりの会」

毎月定期的に集まって、本人・家族ごとに交流会を行っています。

問合せ先 ひまわりの会（事務局）高槻北地域包括支援センター ☎687-8010

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症に対する正しい理解を持った認知症の人への「応援者」です。認知症サポーターとなるためには、認知症サポーター養成講座の受講が必要です。

詳細は、福祉相談支援課または地域包括支援センター（76～77ページ参照）へお問い合わせ下さい。

利用料 無料

認知症力フェ

認知症の人や家族、地域の方、どなたでも参加できる場所です。認知症について学んだり、相談をすることができます。月に1回程度市内10箇所で開催されています。

開催場所や時間は、認知症地域支援推進員(P59)・地域包括支援センターへおたずねください。

ガイドヘルパーの派遣

障がいのため外出が困難な場合に、外出時の移動介助の支援を行います。
以下はサービス対象外となります。

- ①宗教活動（集会・布教などを含む）
- ②営利活動（通勤を含む）
- ③定期的な通院等



- 対象者**
- (1)身体障がい者：付き添いをする方がいないため、外出が困難な「外出時に車いすを常用する」下肢、体幹機能等の障がい者又は、両上肢機能全廃等の両上肢障がい者
 - (2)知的障がい者：付き添いをする方がいないため、外出が困難な知的障がい者
 - (3)精神障がい者：付き添いをする方がいないため、外出が困難な精神障がい者
- ※視覚障がいの方については、移動時及びそれに伴う外出先において必要な代筆、代読等の視覚的情報支援や移動の援護その他必要な支援を行う「同行援護」というサービスがあります。
- ※施設入所者は施設種別により利用できない場合があります。

高槻市重度障がい者福祉タクシー料金助成

福祉タクシーを利用するとき、1回の乗車につき基本料金相当額を助成します。

- 対象者**
- 市民税所得割非課税世帯および生活保護世帯のうち下記①～③に該当する方
- ①身体障がい者手帳の交付を受け、肢体、視覚、内部障がい（心臓・腎臓・呼吸器・免疫・肝臓障がい）の総合等級が1・2級、及び体幹機能障がい3級
 - ②療育手帳の交付を受け、総合判定がA判定
 - ③精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、等級が1級
- 助成額**
- 福祉タクシー1回の乗車につき基本料金相当額を助成
(交付枚数：年間最大48枚（4枚／月×残月数）)
- ※入院・施設入所者の適用除外等があります。
- ※タクシー会社の指定があります。

相談支援事業

障がい者とその家族の方に対して、生活支援のための相談等に応じています。

対象者	障がい者とその家族
相談窓口	聖ヨハネ障がい者相談支援事業 (高槻市立障がい者福祉センター内) 生活支援センターあんだんて 高槻地域生活支援センターオアシス 相談支援センターわかくさ 相談支援センタースキップ 地域生活支援センターらいと 高槻西部地域活動支援センターステップ 地域生活相談所ライラック 高槻市障がい者基幹相談支援センター（福祉相談支援課内）
	(☎ 672-0267 FAX 661-3508) (☎ 681-4755 FAX 681-4900) (☎ 662-8130 FAX 662-8131) (☎ 679-3043 FAX 679-3044) (☎ 668-4620 FAX 668-4530) (☎ 686-5833 FAX 686-5822) (☎ 694-9898 FAX 694-9899) (☎ 676-5513 FAX 676-5531) (☎ 674-7171 FAX 674-5135)

- 問合せ先** 福祉相談支援課 ☎ 674-7171

その他サービス

障がい者手帳を所持している方や、政令で定める難病により障がいがある方などに、補装具・日常生活用具などの障がい福祉サービスを提供できる場合があります。

新高額障がい福祉サービス等給付費の支給

内 容 65歳になるまで5年以上障がい福祉サービスを利用した人で、現在介護保険サービスを利用している人は、平成30年4月以降に利用した一部の介護保険サービスの利用者負担が軽減されます。

対 象 者 下記①～③のすべてに該当する方
 ①65歳に達する日前の5年間にわたり介護保険に相当する障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所)の支給決定を受けていた
 ②65歳に達する日の前日時点で障害支援区分2以上で、「市民税非課税世帯」又は「生活保護世帯」に属していた
 ③65歳までに介護保険サービスを利用していない
 ※利用者負担軽減の対象となる介護保険サービスについては、別途要件があります。
 詳細は障がい福祉課(☎674-7164)までお問い合わせください。

特別障がい者手当の支給

対 象 者 身体又は認知症等精神の疾病により著しく重度の障がいのある方、又はこれらが二つ以上重複している方で、日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態の方ただし、以下に該当する方は支給されません。
 ①本人が、障がい者支援施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホームに入所している場合（有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、認知症対応型グループホームなどを除く。）
 ②本人が3か月以上入院している場合。（介護老人保健施設含む）
 ③本人、配偶者又は扶養義務者の所得が一定額以上の場合。
 ※詳しい要件は、障がい福祉課（☎674-7164）までお問い合わせください。

重度障がい者医療費の助成

重度障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、安心して十分な治療を受けていただくものです。

対 象 者 健康保険に加入している人で次に該当する人が対象になります。（所得制限あり）
 身体障がい者手帳1級又は2級所持者、療育手帳Aの方、身体障がい者手帳3級～6級所持者で療育手帳B1の方、精神障がい者保健福祉手帳1級所持者、特定医療費(指定難病)受給者証又は特定疾患医療受給者証の所持者で、障がい年金1級又は特別児童扶養手当1級に相当する方

内 容 上記に該当する方は、医療機関で医療を受けた場合に支払う一部負担金が助成されます。1医療機関当たり1日500円以内の一部自己負担額の支払いのみで医療が受けられますが、事前に申請をして「重度障がい者医療証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示する必要があります。1か月の間に上記一部自己負担額の支払い合計額（月単位）が3,000円を超えた方は、申請により超過額分の助成を受けられます。

後期高齢者医療制度

75歳以上の方と、広域連合に一定の障がいがあると認定された65歳以上の方は、後期高齢者医療制度で医療を受けます。この医療制度の運営は各都道府県に設置された後期高齢者医療広域連合が行いますが、窓口業務は市が行います。

対象となる方

対象となる方	いつから
75歳以上の方(*1)	75歳の誕生日当日から
65歳から74歳の方で、申請により広域連合が一定の障がい(*2)があると認めた方	広域連合の認定を受けた日から

(*1) 75歳以上の方は、74歳までに加入していた医療保険の種別に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

(*2) 一定の障がいの程度とは？

- ・国民年金法等における障がい年金：1・2級
- ・身体障がい者手帳：1・2・3級および4級の一部
- ・精神障がい者保健福祉手帳：1・2級
- ・療育手帳：A

内 容

医療機関で、「後期高齢者医療被保険者証」を提示し、医療を受けた場合は、原則として総医療費の1割（一定以上の所得がある方は2割、現役並み所得者及び同一世帯の方は3割）の一部負担金を支払います。

【表】の自己負担限度額（1か月）を超えて支払った方には、超えた分が高額療養費として支給されます。その場合、後日に通知がありますので同封の申請書を提出（郵送可）して下さい。

※高額療養費の計算には、入院時の食事代や保険診療外の差額ベッド代などは含まれません。

【表】自己負担限度額（1か月）

区分		負担割合	自己負担限度額(月額)	
			外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	III 課税所得690万円以上	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ※1(140,100円)	
	II 課税所得380万円以上		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ※1(93,000円)	
	I 課税所得145万円以上		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ※1(44,400円)	
一般		2割	6,000円+(外来個人の総医療費-30,000円)×0.1 又は 18,000円のいずれか低い方 ※2(年間上限14.4万円)	57,600円 ※1(44,400円)
			18,000円(年間上限14.4万円)	
住民税非課税世帯	低所得 II	1割	8,000円	24,600円
	低所得 I			15,000円

※1 () 内の金額は、高額療養費に該当した月から直近1年間に、世帯単位で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の額（他の医療保険での支給回数は通算されません）。

※2 令和7年9月30日までは、2割負担となる方について、1ヵ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。

ご注意！

電話での「お金の話」は詐欺！

固定電話は、家にいる時も留守番電話に設定！
知らない番号からの電話には出ないようにしましょう

「還付金がある」「あなたのカードが不正に使われている」などの電話をきっかけとした、「特殊詐欺」の被害が市内で急増しています。相手は、だましのプロ！話を聞いてはいけません。あなたの財産を守るため、今すぐ「留守番電話」で対策しましょう。もし、電話に出てしまったら、すぐに電話を切りましょう。



あやしいと
思ったら
すぐに
相談！

高槻警察署
672-1234
消費生活センター
682-0999

各種健（検）診等

健康を管理し、病気を発見するために各種健（検）診を実施しています。市内の実施医療機関（個別）や保健センター等（集団）で受診することができます。※内容が変更になる場合があります。

健（検）診名	内 容	対象者	受診料
特定健康診査	特定健康診査はメタボリックシンドロームに着目した健康診査です。 主な検査項目：問診、診察、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査等 ※1	当該年度40歳～74歳の高槻市国民健康保険加入者（75歳の誕生日前日まで）	無料
特定保健指導	医師、保健師、管理栄養士等による、生活習慣改善のための保健指導を行います。	特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高いと判定された人（服薬中の人は除く）	無料
健康診査	生活習慣病や身体の異常を早期に発見するための検査を行います。 市内の指定医療機関（個別）で受診することができます。	・ 保険証をお持ちでない当該年度40歳以上の生活保護受給者 ・ 満30歳～39歳 ※2	無料
がん検診	肺がん	満40歳以上	無料
	※3 胃がん	満50歳以上 (昨年度、未受診の人)	
	大腸がん	満40歳以上	
	子宮頸がん	満20歳以上（昨年度、未受診の女性）	
	乳がん	満30歳以上（昨年度、未受診の女性）	
※4 前立腺検査(PSA検査)	前立腺がんを含む前立腺疾患の早期発見・早期治療のため、検査を行います。	満50歳以上89歳以下 (一定条件に該当する男性 ※5)	
※4 ピロリ菌検査	胃がんを含む胃疾患の原因とされるピロリ菌感染の早期発見・早期治療のため、検査を行います。	満30～49歳以下 (一定条件に該当する人 ※6)	500円 ※8
※4 肝炎ウイルス検診	肝がんや肝硬変の原因とされる肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療のため、検査を行います。	当該年度40歳以上 (一定条件に該当する人 ※7)	B十C型 1,000円※8 B型のみ 500円※8 C型のみ 500円※8
骨の健康度測定	超音波装置でかかとの骨強度を測定します。（医療機関（個別）での受診はできません。）	満40歳以上	500円 ※8
歯科健康診査	歯と歯周の疾患を予防、早期発見をします。後期高齢者被保険者は府後期高齢者医療広域連合の無料健診になります。	満18歳以上（妊娠婦は18歳未満も可）	無料

※ 1 食事開始時から 3.5 時間未満で受診された場合は、血糖値の結果は出ませんのでご注意ください。

※ 2 満 39 歳であっても、今年度 40 歳になる人は、原則ご加入の医療保険者が実施する特定健診を受診してください。

※ 3 胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査の選択制。胃内視鏡検査は実施医療機関（個別）でのみ受診可。

※ 4 高槻市国民健康保険の人は、特定健診（集団）時に希望により特定健診と同時に受診できます。

ただし、前立腺検査、ピロリ菌検査及び肝炎ウイルス検診のみの受診はできません。

※ 5 前立腺がんや前立腺疾患で治療中、経過観察中の方（過去の検査や診療で PSA4.0ng / ml 以上であった方も含む）は市の検査として受診できません。ただし、精密検査などで PSA4.0ng / ml 未満になり、治療や経過観察が終了している方は受診可。

※ 6 過去にピロリ菌検査、除菌治療を受けたことがない人。

※ 7 過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない人。

※ 8 無料制度あり。対象は各健（検）診対象者のうち、以下に該当する人。① 70 歳以上の人、② 65 ～ 69 歳で一定の障がいがあり、高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、③ 生活保護世帯、市民税非課税世帯（要事前申請）

健康教室

食生活や運動など健康づくりに関する知識を楽しく実践して身につけ、生活習慣病などを予防するための健康教室を行っています。

対象者 40歳以上75歳未満の人

利用料 無料

実施場所 保健センター

出前健康・栄養講座

ご指定の場所にお伺いして、依頼に応じた健康づくりに関する出前講座を行います。

対象者 15名以上のグループ

利用料 無料

健康相談会

医師・管理栄養士・保健師・薬剤師が個別に健康についての相談に応じます。

対象者 健康診査の結果や体・健康に関するご相談のある人

利用料 無料

実施場所 保健センター、公民館

健診・保健指導

ご加入の医療保険の種類や年齢によって、下記の表のとおり、健診・保健指導が受けられます。
詳しい健診の内容や受診場所は、加入している医療保険者（保険証を発行しているところ）にお問い合わせください。

	保険の種類				
	高槻市国民健康保険	勤務先等の健康保険等	後期高齢者医療	若年者	生活保護受給者
対象者	当該年度において 40歳～74歳 (75歳の誕生日 前日まで) の 国民健康保険加入者	当該年度において 40歳～74歳 (75歳の誕生日前日 まで) の被保険者 及びその被扶養者	満75歳以上の人 (65歳～74歳の一定 の障がいがあると認 められた人を含む)	満30歳～39歳 の人	保険証をお持 ちでない当該 年度40歳以 上の生活保護 受給者
費用	無料	加入している 医療保険者に お問い合わせ ください			無料
問合せ先	高槻市健康づくり推進課 ☎ 674-8800	大阪府後期高齢者医療 広域連合 ☎ 06-4790-2031			高槻市健康づくり推進課 ☎ 674-8800

こころの健康相談・難病の方のためのサービス

問合せ／高槻市保健所 保健予防課 ☎661-9332

こころの健康相談

保健師・社会福祉士等の相談員が、ご本人やご家族のこころの病気（うつ病、統合失調症、アルコール依存症など）に関するご相談に応じます。必要時には、市嘱託の精神科医師、精神保健福祉士（予約制）が応じます。

なお、現在治療中の治療内容については、直接主治医にご相談ください。

難病の医療費助成制度と療養生活の支援

- ・医療費助成の対象疾病（以下の指定難病338疾病）については、保険診療医療費の自己負担分（一部）が公費負担となります。
- ・保健師が療養生活などに関するご相談に応じます。

1	球脊髄性筋萎縮症	36	表皮水疱症
2	筋萎縮性側索硬化症	37	膿疱性乾癬（汎発型）
3	脊髄性筋萎縮症	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
4	原発性側索硬化症	39	中毒性表皮壊死症
5	進行性核上性麻痺	40	高安動脈炎
6	パーキンソン病	41	巨細胞性動脈炎
7	大脳皮質基底核変性症	42	結節性多発動脈炎
8	ハンチントン病	43	顕微鏡的多発血管炎
9	神經有棘赤血球症	44	多発血管炎性肉芽腫症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
11	重症筋無力症	46	悪性関節リウマチ
12	先天性筋無力症候群	47	バージャー病
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
14	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパシー	49	全身性エリテマトーデス
15	封入体筋炎	50	皮膚筋炎／多発性筋炎
16	クロウ・深瀬症候群	51	全身性強皮症
17	多系統萎縮症	52	混合性結合組織病
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	53	シェーグレン症候群
19	ライソゾーム病	54	成人スチル病
20	副腎白質ジストロフィー	55	再発性多発軟骨炎
21	ミトコンドリア病	56	ペーチェット病
22	もやもや病	57	特発性拡張型心筋症
23	ブリオン病	58	肥大型心筋症
24	亜急性硬化性全脳炎	59	拘束型心筋症
25	進行性多巣性白質脳症	60	再生不良性貧血
26	HTLV-1関連脊髄症	61	自己免疫性溶血性貧血
27	特発性基底核石灰化症	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
28	全身性アミロイドーシス	63	特発性血小板減少性紫斑病
29	ウルリッヒ病	64	血栓性血小板減少性紫斑病
30	遠位型ミオパシー	65	原発性免疫不全症候群
31	ベスマレムミオパシー	66	IgA腎症
32	自己貪食空胞性ミオパシー	67	多発性囊胞腎
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	68	黄色靭帯骨化症
34	神経線維腫症	69	後縦靭帯骨化症
35	天疱瘡	70	広範脊柱管狭窄症

71	特発性大腿骨頭壞死症
72	下垂体性ADH分泌異常症
73	下垂体性TSH分泌亢進症
74	下垂体性PRL分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
89	リンパ管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞僅少症
102	ルビンシュタイン・ティビ症候群
103	CFC症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	若年性特発性関節炎
108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	プラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髓膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	神経フェリチン症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー症候群
127	前頭側頭葉変性症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脑白質形成不全症
140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスマッセン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	ランドウ・クレファー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬

161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜症
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベール症候群 関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウイリアムズ症候群
180	A T R-X症候群
181	クルーソン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスマンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	プラダ-・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1p36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジエルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患

206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モワト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メープルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型

251	尿素サイクル異常症	296	胆道閉鎖症
252	リジン尿性蛋白不耐症	297	アラジール症候群
253	先天性葉酸吸收不全	298	遺伝性脾炎
254	ポルフィリン症	299	囊胞性線維症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	300	I g G 4関連疾患
256	筋型糖原病	301	黄斑ジストロフィー
257	肝型糖原病	302	レーベル遺伝性視神経症
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	303	アッシャー症候群
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	304	若年発症型両側性感音難聴
260	シトステロール血症	305	遅発性内リンパ水腫
261	タンジール病	306	好酸球性副鼻腔炎
262	原発性高カイロミクロン血症	307	カナバン病
263	脳膜黄色腫症	308	進行性白質脳症
264	無βリポタンパク血症	309	進行性ミオクローヌスてんかん
265	脂肪萎縮症	310	先天異常症候群
266	家族性地中海熱	311	先天性三尖弁狭窄症
267	高IgD症候群	312	先天性僧帽弁狭窄症
268	中條・西村症候群	313	先天性肺静脈狭窄症
269	化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群	314	左肺動脈右肺動脈起始症
270	慢性再発性多発性骨髄炎	315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症
271	強直性脊椎炎	316	カルニチン回路異常症
272	進行性骨化性線維異形成症	317	三頭酵素欠損症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	318	シトリン欠損症
274	骨形成不全症	319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
275	タナトフォリック骨異形成症	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
276	軟骨無形成症	321	非ケトーシス型高グリシン血症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	322	β-ケトチオラーゼ欠損症
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	324	メチルグルタコン酸尿症
280	巨大動静脉奇形(頸部顔面又は四肢病変)	325	遺伝性自己炎症疾患
281	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	326	大理石骨病
282	先天性赤血球形成異常性貧血	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
283	後天性赤芽球癆	328	前眼部形成異常
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血	329	無虹彩症
285	ファンコニ貧血	330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
286	遺伝性鉄芽球性貧血	331	特発性多中心性キャッスルマン病
287	エプスタイン症候群	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	333	ハッテンソン・ギルフォード症候群
289	クロンカイト・カナダ症候群	334	脳クレアチン欠乏症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	335	ネフロン癆
291	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)	336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
292	総排泄腔外反症	337	ホモシスチン尿症
293	総排泄腔遺残	338	進行性家族性肝内胆汁うつ滞症
294	先天性横隔膜ヘルニア		
295	乳幼児肝巨大血管腫		

福祉サービス事業

市内に居住する要援護者や、在宅で日常生活を営むのに支障がある方に福祉サービスを提供しています。

【移送サービス】

市内に居住され、普段車イスで生活しておられる介護が必要な高齢者や重度の障がいのある方が、気軽に外出できるようにスロープ付き自動車で外出するための援助を行います。

対象者

介護保険法にいう「要介護者」及び「要支援者」、身体障害者福祉法における「身体障がい者」、その他肢体不自由・内部障がい・精神障がい・知的障がい等により日常的に車いすを使用し、独立した歩行が困難な者であって単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者。なお、サービス利用にあたっては介助者の同乗が必須となります。

内容

通院や公共施設の利用、レクリエーションへの外出時に、スロープ付自動車でボランティアによる送迎を行います。

登録料

年間 1,200円（年度途中の登録料＝月割1か月100円×登録月数）

利用料

1乗車につき

2km以内	300円	18km超	24km以内	2,000円
2km超 6km以内	500円	24km超	30km以内	2,500円
6km超 12km以内	1,000円	30km超	40km以内	3,000円
12km超 18km以内	1,500円	40km超以降	10kmごとに500円加算	

※1 料金は、1乗車当たりの金額で往復の場合は2乗車

※2 取消料300円（利用日当日に迎えに行った時点でのキャンセルについて徴収いたします）

※3 原則40kmまで。やむを得ない理由により超えた場合に限る。

適用方法

- (1) 1乗車ごとに移送サービス車のトリップメーターにより算出した利用料金を適用
- (2) 1乗車利用料の起点・終点（往復の場合は2乗車）

起点：乗車地点 終点：降車地点 但し、通行料・駐車料が必要な場合は、実費負担要

【車いすの貸出】

市内に居住で、ケガや病気などで日常生活を営むのに支障があり、介護保険制度による要介護者等（認定者）に該当しない方に、車いすの貸出を行います。

利用料

車いす：1日30円

日常生活自立支援事業

権利侵害を受けやすい認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者の権利を擁護するため、また安心して地域生活がおくれるよう、福祉サービスの利用援助相談、日常的金銭管理サービス、通帳や諸書類・はんこ等の預かりサービスを提供しています。

対象者 日常生活を営むために、本人のみでは必要な判断などを適切に行うことが困難な方

利用料 収入や預貯金の額によって、サービスごとに無料～3,000円／月。相談は無料

問合せ先 ☎661-7000

暮らしの総合相談事業

【心配ごと相談】

開催日 毎週水曜日（祝日は休み）

受付時間 午後1時～午後3時（受付人数によりお断りする場合があります）

受付場所 高槻阪急6階 社会福祉協議会相談室

【身近な福祉相談（暮らしの相談）】

開催日 毎週月・金曜日（祝日は休み）

受付場所 高槻阪急6階 社会福祉協議会相談室

受付時間 午後1時～午後3時
(金曜日は午後4時迄)

【ボランティア相談】

開催日 毎週火・木曜日（祝日は休み）

受付場所 高槻阪急6階 社会福祉協議会相談室

問合せ先 ☎681-8719（ただし、受付時間中）

受付時間 午後1時～午後4時

地区福祉委員会による支援事業

【小地域ネットワーク活動】

誰もが地域の中で安心して生活できるように、地区福祉委員会が地域住民と関係機関・団体の参加と協力による支え合い、助け合い活動として、「個別援助活動」と「グループ援助活動」からなる小地域ネットワーク活動を行っています。

個別援助活動

高齢者の要望により、家庭を定期的に訪問し、
 ①見守り、声かけ訪問（ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦で高齢者地域支
えあい事業対象者以外の方等）
 ②簡易なお手伝い
などの個別援助活動を行います。

地域の高齢者、障がい児者、子育て中の親など、参加を希望される方を対象に

グループ援助活動

①ふれあい食事（会食）サービス
 ②いきいきサロン
 ③地域リハビリサロン
 ④子育てサロン（子育て中の親子が対象）
 ⑤地域の交流の場づくり（ふれあい喫茶）
 ⑥世代間交流（子どもとのふれあい交流）
 などのグループ援助活動を行います。

コミュニティソーシャルワーク (CSW) 事業

市内に居住している方を対象に、地域に出向き、日頃の暮らしの中の困ったこと、悩んでいること、誰に相談すればいいか分からないことなどの相談にのり、一緒に解決方法を考えます。

コミュニティソーシャルワーカーとは、行政や地域包括支援センター、ボランティア、民生委員、児童委員、地区福祉委員、社会福祉施設、警察、医療機関等と連携して、課題の解決につながるよう手助けしていく社会福祉士・精神保健福祉士の資格を持つ専門相談員です。

問合せ先 高槻市社会福祉協議会（☎674-7494）

●福祉向上のための活動

民生委員児童委員の活動

民生委員児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき設けられており、厚生労働大臣と高槻市長が委嘱します。その活動としては、高齢者、障がいのある方、児童、ひとり親家庭、低所得者世帯などの福祉向上のために

- ①必要な援助についての相談
 - ②関係行政機関等への協力
 - ③地域福祉活動への協力
 - ④各種社会福祉調査活動
- などを行います。



問合せ先 高槻市民生委員児童委員協議会（☎674-7163）

その他の機関 お問合せ先

●その他の機関 お問合せ先

高槻島本夜間休日応急診療所

高槻市八丁西町1番10号 ☎683-9999

夜間や休日に急病になったときに応急処置をする診療所です。健康保険証、医療証を忘れずに
お持ちください。

【内科・小児科・外科の診療時間】

平　　日：午後9時から翌日午前7時

土　曜　日：午後3時から翌日午前7時

日・祝日：午前10時から正午／午後2時から午後5時／午後7時から翌日午前7時

※受付時間は、各診療時間の開始30分前から終了30分前まで

※交通事故、労災事故の取り扱いはいたしません

※往診・入院はできません

※状況により受付と診療の順番が変わることがあります

【歯科の診療時間】

日・祝日：午前10時から正午／午後2時から午後5時

※受付時間は診療時間の開始30分前から終了30分前まで

※義歯修理など技工を要する処置はできません

※往診・入院はいたしません

市内のかかりつけ医に関する相談

●高槻市医師会

高槻市城東町5番1号 高槻市立総合保健福祉センター3階

☎661-0123 FAX 676-0897

ホームページ <https://www.takatsuki.osaka.med.or.jp/>

消費生活に関する相談

●高槻市立消費生活センター

高槻市紺屋町1番2号 クロスバル高槻2階

☎682-0999 FAX 683-5616

(月～金曜日9:00～12:00/13:00～17:00 年末・年始・祝日を除く)

介護保険などの情報については、下記のホームページでご覧いただけます

○高槻市役所 <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

※高槻市では介護保険制度の案内や、高齢者の方への各種サービス、介護予防に関する知識などをホームページに掲載しています。

○大阪府庁 <https://www.pref.osaka.lg.jp/>

○介護サービス情報公表システム

※介護保険サービス事業者情報の公表状況について閲覧することができます。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

高槻市内指定居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)

●高槻市内指定居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)

要介護1～5の人が居宅サービスを利用する場合、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。

高槻市に所在する事業者のみ掲載していますが、市外の事業者に依頼することもできます。

(令和5年6月現在)

※なお、この情報は作成時点のものであり、最新の情報につきましては市のホームページをご確認ください。

市外局番 072-

	名 称	所在地	電話
1	高槻ライフケア協会 (R4.4～休止中)	明田町5-7	683-4945
2	(医)啓友会 なかじま診療所	安岡寺町2-3-1	688-2541
3	ともしひ苑居宅介護支援事業所	安岡寺町6-6-1	689-2772
4	ケアプランセンター和朗園	井尻2-37-8	660-3666
5	NPOきららケアプランステーション	大字原1109-1	688-0842
6	ケアプランセンターケーアイ	大字原112	687-2536
7	ケアプランセンターともいき	大塚町5-29-1	670-2020
8	お多福ケアプランセンター	上田辺町2-14 白石ビル3階	648-4396
9	あすらくケアプランセンター	上田辺町16-17 SHOKIビル301	667-4922
10	ケアプランセンター万寿	上土室3-13-3 上土室吉田ビルA棟2階	694-3625
11	ひまわりケアセンター	上土室3-15-105-203	668-1068
12	大阪医科大学ケアプランセンター	唐崎西1-25-1	677-1500
13	ケアプランセンターつきの木	川添2-16-12	695-1040
14	サンホームサポート	上牧南駅前町4-4	669-0566
15	SOMPOケア高槻南居宅介護支援	北大樋町55-20	670-3069
16	(有)アクティ指定居宅介護支援事業所	北園町2-8	683-6200
17	ケアステーションココリ	北柳川町15-23	695-7036
18	北摂総合病院ケアプランセンター	北柳川町15-18	695-5585
19	ケアプランセンターひなたぼっこ	郡家新町13-3	685-8860
20	ケアプランセンターまつゆき草	郡家新町17-26	682-8870
21	高槻荘居宅介護支援事業所	郡家新町48-7	682-6659
22	上牧ケアプランセンター	神内2-23-1	683-8008
23	ケアプランセンター愛仁会富田	幸町4-3	692-2941
24	高槻黄金の里ケアプランセンター	黄金の里1-14-8	687-3681
25	ケアプランセンタークローバー	寿町3-34-1-102	690-3300
26	テイク・ケア	紺屋町9-7 大一ビル1階	691-0023
27	(医)仁寿会 高槻南仁寿会ケアプランセンター	北柳川町2-6	692-2952
28	わかなかケアプランセンター	栄町2-49-1	604-1527
29	れんげ荘栄町ケアプランセンター	栄町2-6-16	697-5515
30	ケアプランセンターひばり	三箇牧2-20-3	679-1105
31	カサージュ・ケアプランセンター	芝生町2-56-1	628-7892
32	なずなケアプランセンター	城西町7-11 摂津ビル201号	604-4341
33	なかいち介護ステーション	城南町1-16-24	673-7006
34	ケアプランセンター和	西町10-35	697-5566
35	みねケアプランセンター	城北町1-5-25	676-4057
36	トップケア介護プランセンター	城北町1-6-19	670-4810

●高槻市内指定居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）

市外局番 072-

	名 称	所在地	電話
37	アイケアライフ	清福寺町20-1	691-0331
38	よりそい会ケアプランセンター	大和1-20-8	655-1138
39	(株)コスモホームヘルプサービス高槻事業所	高槻町19-2 みずきマンション205	686-0820
40	ハッピースタッフ高槻南	竹の内町63-3	676-9055
41	居宅介護支援事業所 ポルトフィーナ高槻	玉川1-5-2	679-3765
42	アットホームケアプランセンター	辻子1-7-28	676-9570
43	ケアプランセンター友舞	辻子2-27-3	672-7776
44	地域サポートセンターゆうゆう	辻子2-28-1	675-7766
45	(医)仁寿会 高槻北仁寿会ケアプランセンター	寺谷町19-5	680-2662
46	ケアプランセンターローズマリー	東和町57-1	671-3030
47	高槻荘ケアプランセンター桃園	桃園町4-15 水道部庁舎4階	676-9036
48	特定非営利活動法人高槻まごころ	登美の里町1-5 岸田ビル103号	690-6198
49	123介護プラン	登美の里町7-5	665-4123
50	ケアプランセンター縁満	富田町1-26-21 矢田マンション203	690-7340
51	柚木ケアプランセンター	富田町5-16-6	697-3690
52	(医)祐生会 みどりヶ丘ケアプランセンターつかはら	奈佐原4-7-1	697-0037
53	(医)緑水会 介護老人保健施設シルバーhaus高槻	成合南の町3-1	688-7101
54	(医)愛仁会 しんあいケアプランセンター	西之川原2-46-1	680-3003
55	アットホームケアプランセンター西真上	西真上1-28-18	668-4712
56	みどりヶ丘ケアプランセンター	西真上1-35-17	681-5794
57	ほっと介護ケアプランセンター	如是町3-30	690-2050
58	健和会ケアプランセンター	登町16-16	670-6001
59	ケアプランセンターStella	野見町5-45 Diamante2020・1階	661-3700
60	ケアプランセンター愛仁会高槻	白梅町5-7	686-1882
61	みんなのケア柱本 ケアプランセンター	柱本5-30-18	601-5691
62	つどいの家はむろ	土室町36-5	696-8420
63	高槻けやきの郷居宅介護支援事業所	番田1-60-1	662-5888
64	高槻エルダーケアプランセンター	東五百住町2-4-32	690-5151
65	さんきゅーケアプランセンター	氷室町1-14-3	669-7537
66	ケアプランぽんぽん山	別所中の町8-2	681-8005
67	エイペックスひろの居宅介護支援事業所	前島1-36-1	669-5701
68	まさきケアプランセンター	牧田町12-3	692-1978
69	健康会 牧田町ケアプランセンター	牧田町7-54-107	690-3010
70	ミス・ブル記念ホーム居宅介護支援事業所	松が丘1-21-9	680-2233
71	れんげ荘ケアプランセンター	三島江4-38-7	677-5885
72	ケアプランセンター・よもぎ	宮野町17-17	670-2880
73	ケアプランセンター ダイチ	宮野町2-4	671-3111
74	ケアプランセンター とうりやんせ	宮之川原元町2-5	668-5568

介護サービス情報について、インターネットで調べることができます。

◇介護サービス情報公表システム <https://www kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

地域包括支援センター

●地域包括支援センター〈高齢者の総合相談窓口〉

お気軽にご相談ください（相談は無料です）

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から支える地域の拠点として、市内12か所に設置されています。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が、高齢者への総合的な支援を行います。

介護予防事業

- ・介護予防教室等の介護予防事業の利用支援をします。

総合相談・支援

- ・高齢者や家族などからの相談を受け、介護保険サービス以外のさまざまな制度を利用した総合的な支援をします。

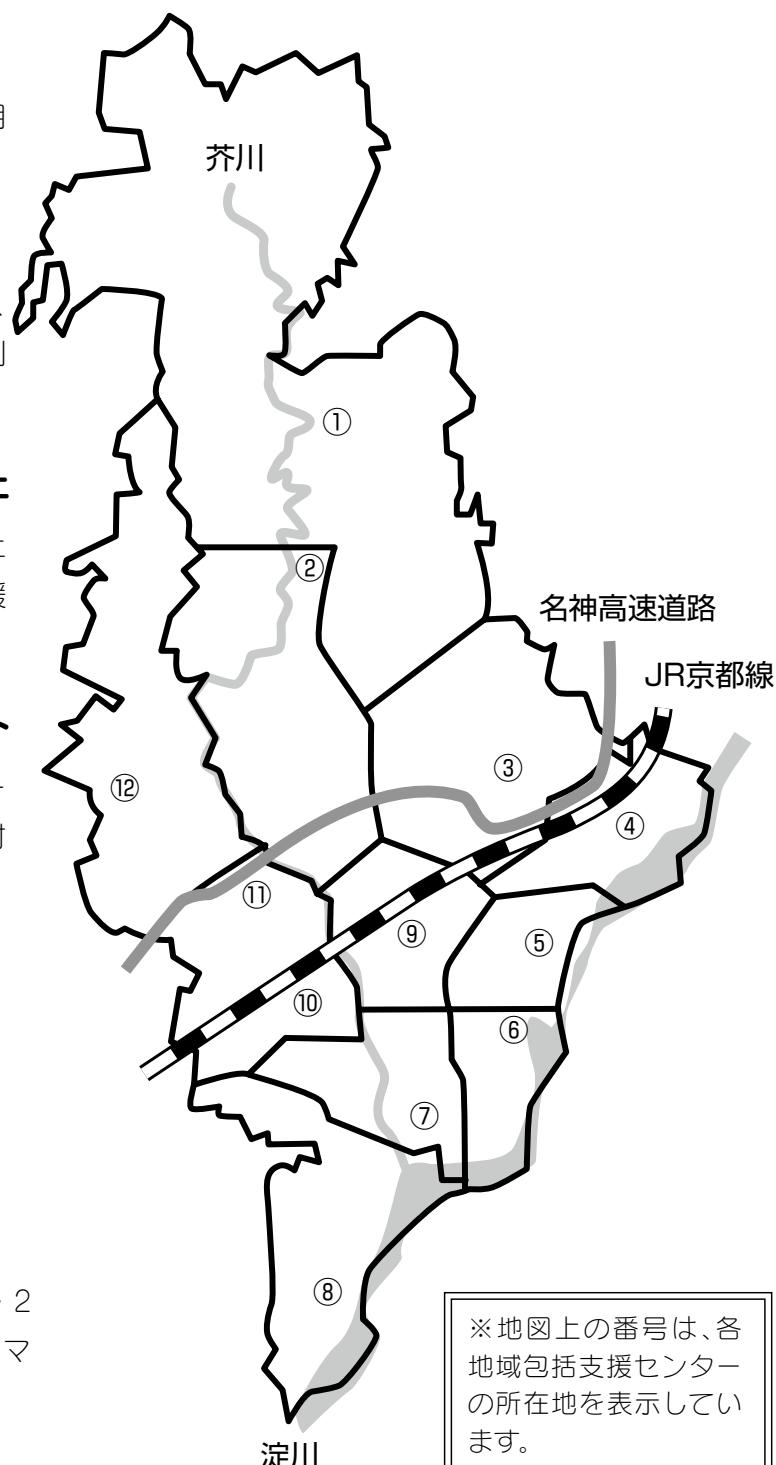
権利擁護、虐待の早期発見・防止

- ・高齢者に対する虐待の早期発見や防止への対応、成年後見制度等の活用支援をします。

包括的・継続的ケアマネジメント

- ・高齢者を支援する機関とのネットワークの構築や地域のケアマネジャーに対する支援をします。

※地域包括支援センターは、要支援1・2の方の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントも行っています。



●地域包括支援センター一覧

地域包括支援センター名	担当する町名
①高槻北地域包括支援センター 所在地：大字原112 電話：687-0303	安岡寺町1丁目～6丁目、大字原、櫻田地区、花林苑、芝谷町、清水台1丁目～2丁目、高見台、寺谷町、成合北の町、成合西の町、日吉台二番町～五番町、日吉台七番町、真上町6丁目、松が丘3丁目～4丁目、緑が丘2丁目、弥生が丘町
②清水地域包括支援センター 所在地：松が丘1丁目21-9 電話：680-2239	浦堂1丁目～3丁目、浦堂本町、黄金の里1丁目、大蔵司1丁目～3丁目、塚脇1丁目～5丁目、南平台1丁目～5丁目、西之川原1丁目～2丁目、西真上1丁目～2丁目、東城山町、真上町3丁目～5丁目、松が丘1丁目～2丁目、緑が丘1丁目、緑が丘3丁目、宮之川原1丁目～5丁目、宮之川原元町、名神町
③日吉台東地域包括支援センター 所在地：成合南の町3-1 電話：689-0184	安満磐手町、安満北の町、安満御所の町、安満新町、安満中の町、安満西の町、安満東の町、美しが丘1丁目～2丁目、大字川久保、大字成合、奥天神町1丁目～3丁目、古曾部町1丁目～5丁目、高垣町、月見町、天神町1丁目～2丁目、成合中の町、成合東の町、成合南の町、八丁畷町、日吉台一番町、日吉台六番町、別所新町、別所中の町、別所本町、紅茸町、宮が谷町、山手町1丁目～2丁目
④五領・上牧地域包括支援センター 所在地：井尻2丁目37-8 電話：660-3100	明野町、井尻1丁目～2丁目、梶原1丁目～6丁目、梶原中村町、上牧町1丁目～5丁目、上牧北駅前町、上牧南駅前町、上牧山手町、神内1丁目～2丁目、五領町、千代田町、天王町、道鶴町1丁目～6丁目、野田1丁目～4丁目、野田東1丁目～2丁目、萩之庄1丁目～5丁目、東天川4丁目～5丁目、東上牧1丁目～3丁目、緑町、宮野町、淀の原町
⑤天川地域包括支援センター 所在地：前島1丁目36-1 電話：669-5703	天川町、天川新町、永楽町、大手町、春日町、上本町、京口町、高西町、沢良木町、下田部町1丁目、城東町、城内町、城南町1丁目～4丁目、須賀町、土橋町、東天川1丁目～3丁目、日向町、藤の里町、本町、前島1丁目～5丁目、松原町、南松原町、八幡町
⑥冠・大塚地域包括支援センター 所在地：東和町57-1 電話：662-6363	大冠町1丁目～3丁目、大塚町1丁目～5丁目、北大塚町、辻子1丁目～3丁目、竹の内町、東和町、西冠1丁目～3丁目、番田1丁目～2丁目、深沢町1丁目～2丁目、深沢本町、松川町、南大塚町、若松町
⑦富田南・下田部地域包括支援センター 所在地：登町33-2 電話：673-7011	川添1丁目～2丁目、寿町3丁目、栄町2丁目～4丁目、芝生町1丁目～4丁目、下田部町2丁目、堤町、西大塚町、登町
⑧三箇牧地域包括支援センター 所在地：三島江4丁目38-7 電話：679-1770 679-1771	大字唐崎、大字西面、大字三島江、唐崎北1丁目～3丁目、唐崎中1丁目～4丁目、唐崎西1丁目～2丁目、唐崎南1丁目～3丁目、西面北1丁目～2丁目、西面中1丁目～2丁目、西面南1丁目～4丁目、三箇牧1丁目～2丁目、玉川1丁目～4丁目、玉川新町、西町、柱本1丁目～7丁目、柱本新町、柱本南町、牧田町、三島江1丁目～4丁目
⑨高槻中央地域包括支援センター 所在地：城西町4-6 高槻市地域福祉会館1F 電話：676-9522	芥川町1丁目、明田町、上田辺町、川西町3丁目、北園町、紺屋町、桜町、城西町、庄所町、城北町1丁目～2丁目、大学町、高槻町、津之江町1丁目～3丁目、津之江北町、出丸町、桃園町、中川町、如是町、野見町、白梅町、八丁西町、南庄所町
⑩富田地域包括支援センター 所在地：富田町6丁目10-1 電話：694-2434	北昭和台町、北柳川町、寿町1丁目～2丁目、栄町1丁目、桜ヶ丘北町、桜ヶ丘南町、昭和台町1丁目～2丁目、登美の里町、富田町1丁目～6丁目、西五百住町、東五百住町1丁目～3丁目、南総持寺町、柳川町1丁目～2丁目
⑪郡家地域包括支援センター 所在地：郡家新町48-7 電話：681-8181	赤大路町、芥川町2丁目～4丁目、朝日町、今城町、大畑町、岡本町、川西町1丁目～2丁目、郡家新町、郡家本町、幸町、清福寺町、殿町、富田丘町、氷室町1丁目、真上町1丁目～2丁目、南芥川町、宮田町3丁目、紫町
⑫阿武山地域包括支援センター 所在地：奈佐原4丁目7-1 電話：692-3112	阿武野1丁目～2丁目、大字奈佐原、大字萩谷、上土室1丁目～6丁目、大和1丁目～2丁目、塚原1丁目～6丁目、奈佐原1丁目～4丁目、奈佐原元町、萩谷月見台、土室町、氷室町2丁目～6丁目、宮田町1丁目～2丁目、靈仙寺町1丁目～2丁目

わたしのメモ

あなたの担当 地域包括支援センター			
	☎		
あなたの地区的 民生委員児童委員	民生委員児童委員名 ☎		
かかりつけ医	病(医)院・診療所名 担当医師名 ☎		
担当居宅介護 支援事業所 (担当指定介護予防支援事業所)	事業所名 担当ケアマネジャー名 ☎		
利用しているサービス 提供事業所	サービス事業所名	☎	担当者名

《介護保険・高齢者福祉・保健・医療サービスなどの》 ご相談・お問合せ窓口

ご相談・お問合せ内容	担当窓口	電話番号
介護保険サービス		
高齢者福祉サービス	長寿介護課	674-7166
介護予防事業		
権利擁護のためのサービス	福祉相談支援課	674-7171
介護サービス事業所	福祉指導課	674-7821
介護保険料	国民健康保険課	674-7075
こころの健康相談・難病の方のためのサービス	保健所保健予防課	661-9332
健康づくりのサービス	健康づくり推進課	674-8800
障がいのある人のためのサービス	障がい福祉課	674-7164
民生委員児童委員の活動	高槻市民生委員児童委員協議会	674-7163
社会福祉協議会の高齢者サービス	社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	674-7496

発行／高槻市 健康福祉部 長寿介護課

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

TEL 674-7166 FAX 674-7183

ホームページ <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

版権は高槻市に帰属します